



# 逗子市福祉プラン

逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画

～共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち～

2015年（平成27年）3月

逗子市・逗子市社会福祉協議会

## 目 次

<u>第1部 逗子市福祉プラン</u>	
第I章 福祉プランの概要	3
1 社会状況の変化	3
2 福祉プランとは	4
3 位置づけ	5
4 逗子市の現状と課題	9
第II章 福祉プランの理念	14
1 福祉プランの理念～逗子市がめざす地域福祉の将来像～	14
2 8年間の施策の目標と方針	15
<u>第2部 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画</u>	
序章 アンケート調査から導き出された課題	37
第I章 地域福祉の推進に向けて	40
第1節 互いに支え合う地域づくり	44
第2節 互いに支え合う人づくり	69
第3節 互いに支え合う環境づくり	79
第II章 小学校区ごとの住民の主体的な活動の推進に向けて	88
<u>第3部 資料編</u>	
第I章 調査の概要	113
第II章 用語解説	125
第III章 策定体制及び策定経過等	130

◆本文中に「※」を付している語句については、巻末に用語解説を設けて、50音順に説明しています。

◆逗子市では、国の法令に基づく制度などを除き、「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています。

# 第1部 逗子市福祉プラン

## 第Ⅰ章 福祉プランの概要

### 1 社会状況の変化

近年の社会情勢や、家族形態等の変化により、市民の意識や価値観が多様化するとともに、福祉を取り巻く環境が大きく変容するなか、高齢者の孤独死、子育て世帯の孤立、児童虐待、配偶者等からの暴力、ニート(※)・ひきこもりや、厳しい経済・雇用環境の下で深刻化する生活困窮など、さまざまな問題が広がっています。

また、家族や地域の支え合いや繋がりの希薄化が進むにつれ、日常の生活の中で何らかの問題を抱えたり、さまざまな事情の中で支援が必要になることは、誰にでも起こりうる問題となっています。

日ごろ、私たちの身の回りで起こる問題は、第一段階として、個人や家庭における「自助」の努力で解決しますが、個人や家庭内で解決できない問題は、隣近所やボランティア活動による地域力や、住民参加型の在宅福祉サービスや非営利の福祉サービスによる「共助」で解決し、さらに地域で解決できない問題は、行政による「公助」で解決するという重層的な取り組みの整備が求められています。

特に、2011年(平成23年)に発生した東日本大震災においては、支援を必要とする人に対し自助、共助、公助のそれぞれ適切な役割分担により迅速な支援に繋げるために、日常から互いの絆を深め、状況を把握しておくことが非常に重要であるということが浮き彫りになり、地域社会のあり方に大きな意識転換をもたらしました。

このように、地域社会における生活課題やニーズが多様化・増大化するなか、これらを解決するためには、地域の担い手を育成し、地域における住民相互の支え合いや助け合いの新たな仕組みを構築すること、あらゆる専門機関が連携し、地域福祉活動を支援することに加え、それぞれが担うべき役割を整理し、地域におけるさまざまなサービスや市民による諸活動、関係機関等の連携を進める必要があります。

## 2 福祉プランとは

### (1) これまでの計画の経緯

逗子市福祉プラン（以下、「福祉プラン」といいます。）は、本格的な高齢社会の到来を迎え、市民の福祉に対するニーズの増大と多様化に対応するため、1988年（昭和63年）から、市民参加によるさまざまな検討を経て、“福祉の総合的な計画”として1992年（平成4年）3月に策定しました。4年間にわたり、市民と行政が力を合わせて検討した協働の結晶です。

福祉プランは、目標とする逗子市全体の福祉社会像として「共に生きる心豊かな福祉社会」を掲げ、「公・共・私の協働」により、その実現をめざしました。

その後、高齢、障がい、子育て等の個別計画と連動した、本市の福祉を横断的に統合する計画として2005年（平成17年）に改定しました。この計画は2015年（平成27年）3月までの10年間を基本計画とし、市民や関係機関、有識者から広く意見を聴き、福祉行政を推進しました。

### (2) 新たな福祉プランの策定

今回、10年間の基本計画の満了を迎え、前計画から引き続き課題として残っているもの、社会情勢の変化等により新たに施策として求められているもの等を踏まえ、新たな福祉プランを策定します。

これまでの福祉プランは、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」としての位置づけとされていましたが、新たに策定する本計画は、「第1部 逗子市福祉プラン」を、地域福祉計画を含む福祉分野の5つの個別計画の基幹計画、「第2部 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画」を、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画と位置づけています。

### 3 位置づけ

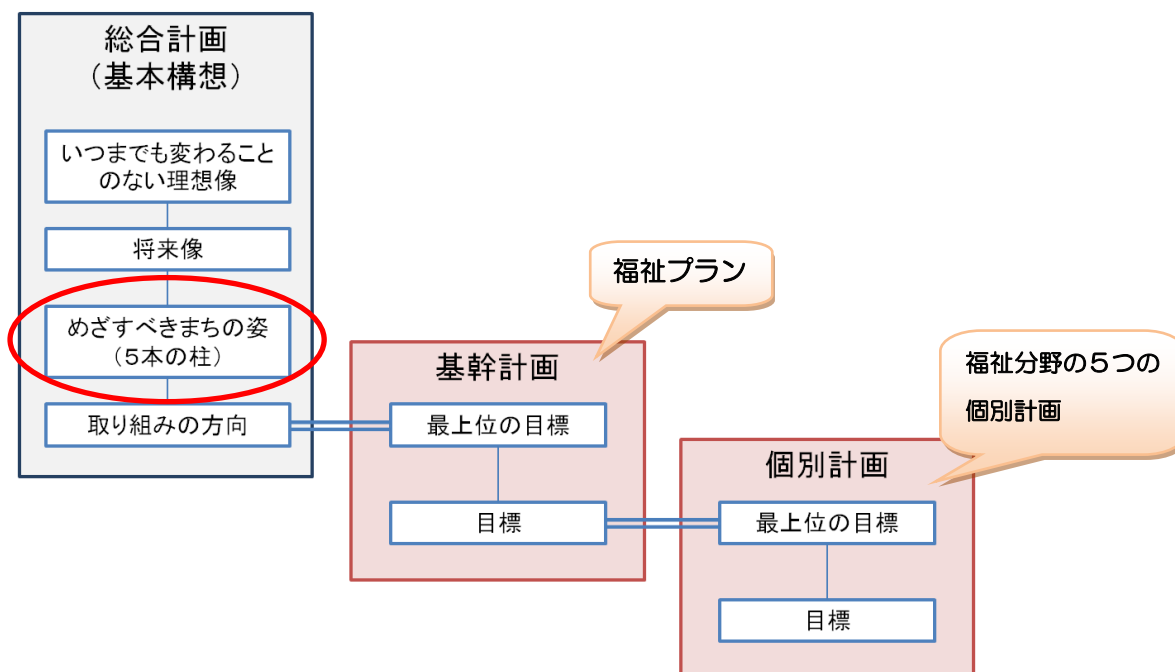
#### (1) 市の計画体系について

市の計画体系は、逗子市総合計画（以下、「総合計画」といいます。）を最上位に、政策分野ごとの「基幹計画」、そして各施策の「個別計画」の三層構造になっています。

そして、この三層は、総合計画の基本構想における取り組みの方向と基幹計画の最上位の目標等とが整合し、基幹計画の下位の目標等と個別計画の最上位の目標等とが整合する形で重なり合うようになっています。

このように、すべての計画を総合計画の下に体系化し、三層の計画を連動させながら、一体的に計画の実現をめざすものです。

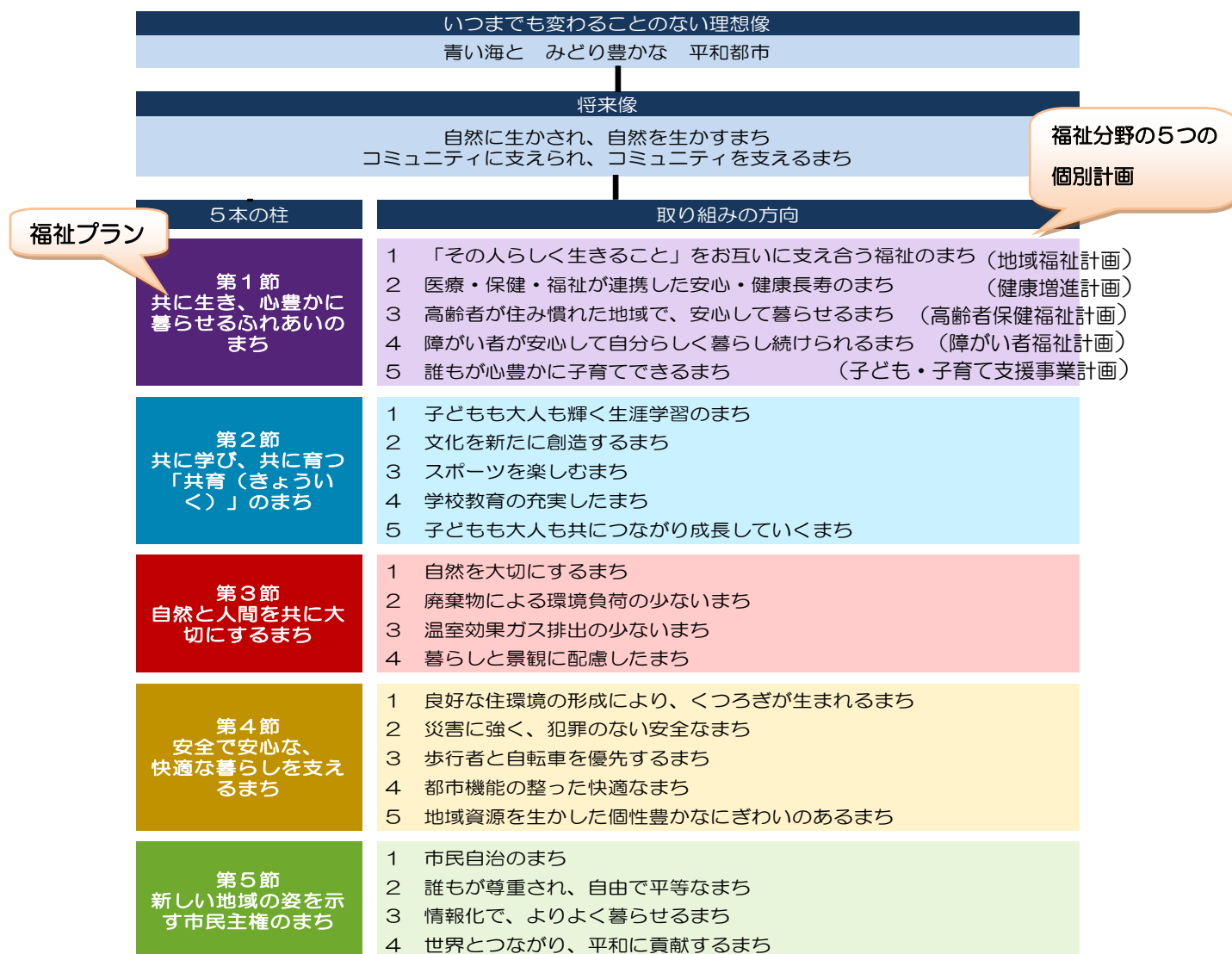
- 総合計画の基本構想の取り組みの方向と基幹計画・個別計画の目標との関係のイメージ（総合計画から抜粋）



## (2) 福祉プランの位置づけ

福祉プランは総合計画の基本構想の施策の方向づけを示す5本の柱のうち、総合福祉分野を担う基幹計画として位置づけられています。したがって、福祉プランは独立した計画ではなく、総合計画の理念に基づきながら、他分野の計画とも連携します。

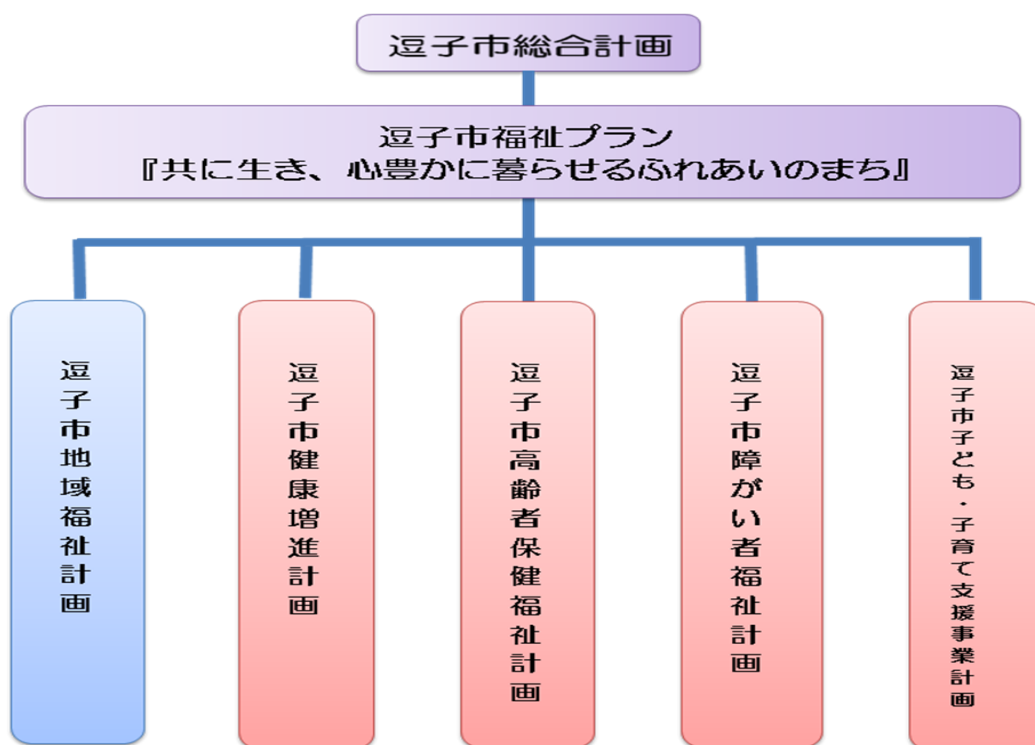
### ●総合計画の基本構想が掲げる5本の柱と取り組みの方向 (総合計画から抜粋)



### (3) 福祉プランと各福祉分野の個別計画との関係

福祉プランは、総合福祉の視点から、逗子市の将来像と理念、施策の目標と方向を示します。各個別計画は、福祉プランの理念のもと、分野ごとの施策の目標と方向を示し、施策を具体化する役割を担います。

#### ●福祉プランと5つの個別計画の体系図





#### (4) 計画の期間

福祉プランの計画期間は、2015年度（平成27年度）から2022年度（平成34年度）までの8年間であり、総合計画の前期実施計画の期間と一致しています。

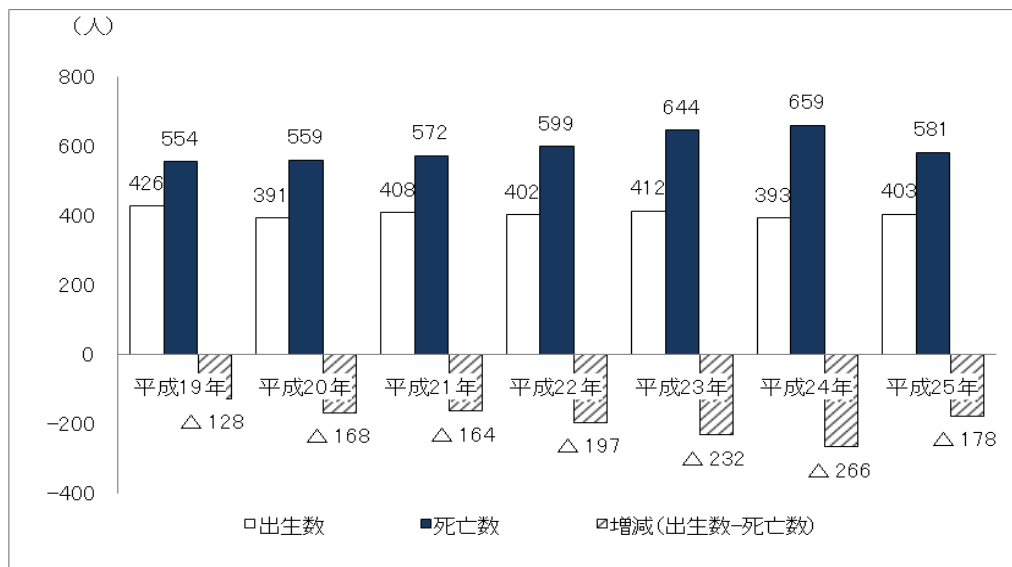
総合計画 前期実施計画	(平成27～34年度)	
福祉プラン	(平成27～34年度)	
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	前期実施計画 (平成27～30年度)	後期実施計画 (平成31～34年度)
健康増進計画	(平成27～34年度)	
高齢者保健福祉計画	第6期 (平成27～29年度)	第7期 (平成30～32年度)
障がい者福祉計画	(平成27～32年度)	
子ども・子育て支援事業計画	(平成27～31年度)	

## 4 逗子市の現状と課題

### ●本計画期間以前における各種指標の推移

#### ①出生数と死亡数の推移（自然動態）

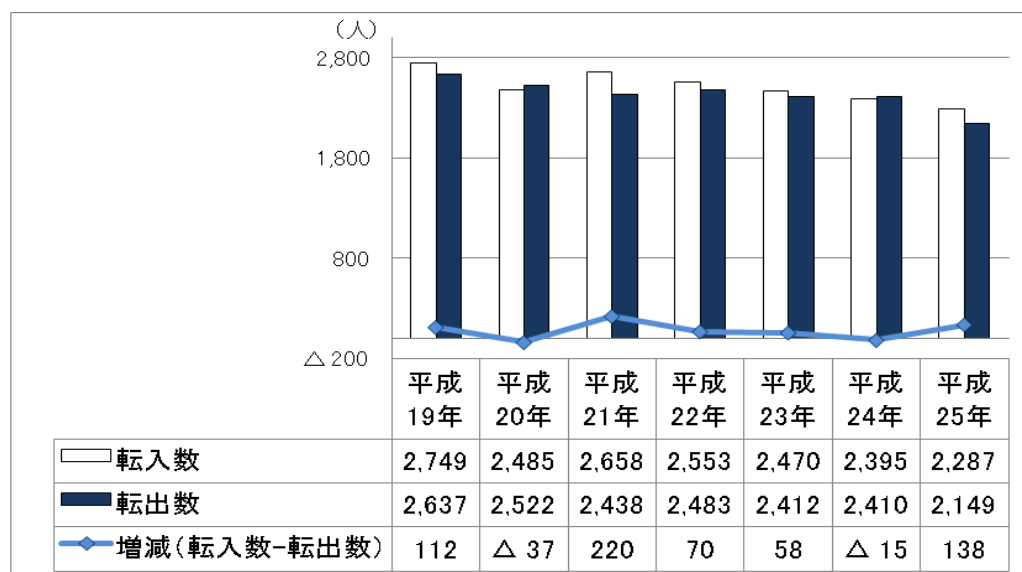
自然動態については、死亡数が出生数を毎年平均 200 人程度上回っています。



(資料：住民基本台帳人口 各年 1月～12月)

#### ②転入数と転出数の推移（社会動態）

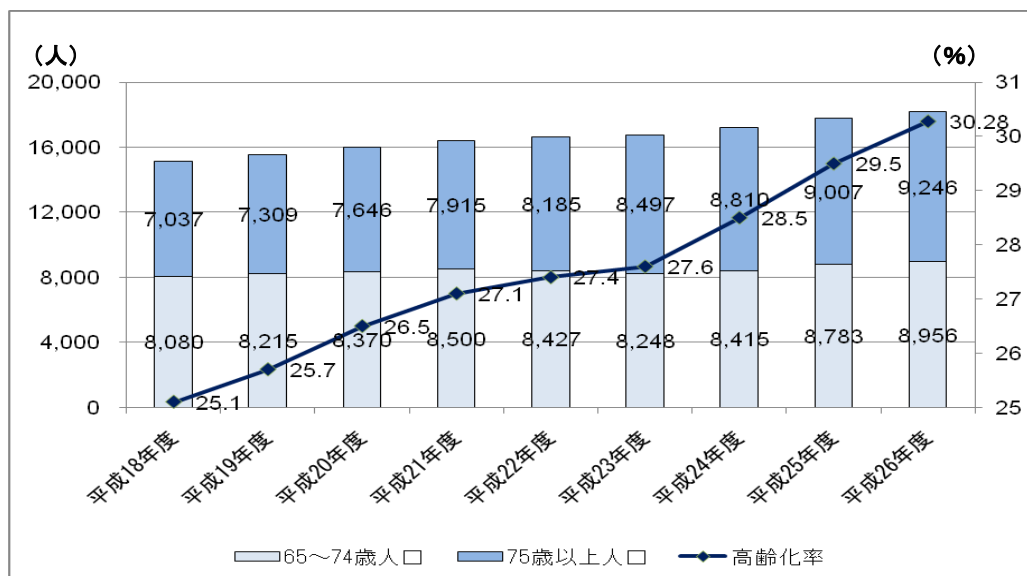
社会動態については、転入数が転出数を毎年平均 80 人程度上回っています。



(資料：住民基本台帳人口 各年 1月～12月)

### ③高齢者人口の推移

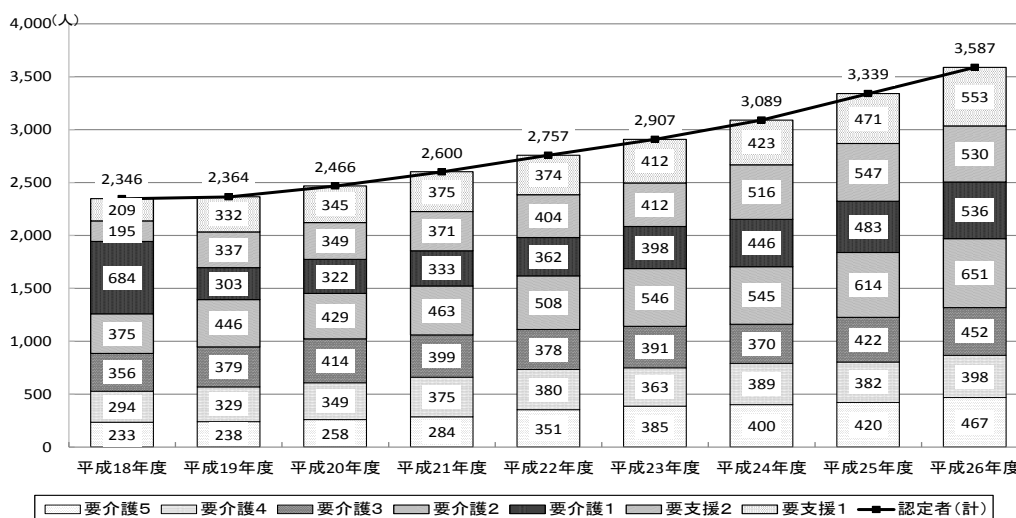
平成18年度と平成26年度を比べると、総人口で0.3%減、高齢者人口（65歳以上人口）で20.4%増、65～74歳人口で10.8%増、75歳以上人口で31.4%増となっており、特に75歳以上人口の増加率の高さが際立っています。



(資料：住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めた値 各年10月1日現在)

### ④要支援・要介護認定者(※)の推移

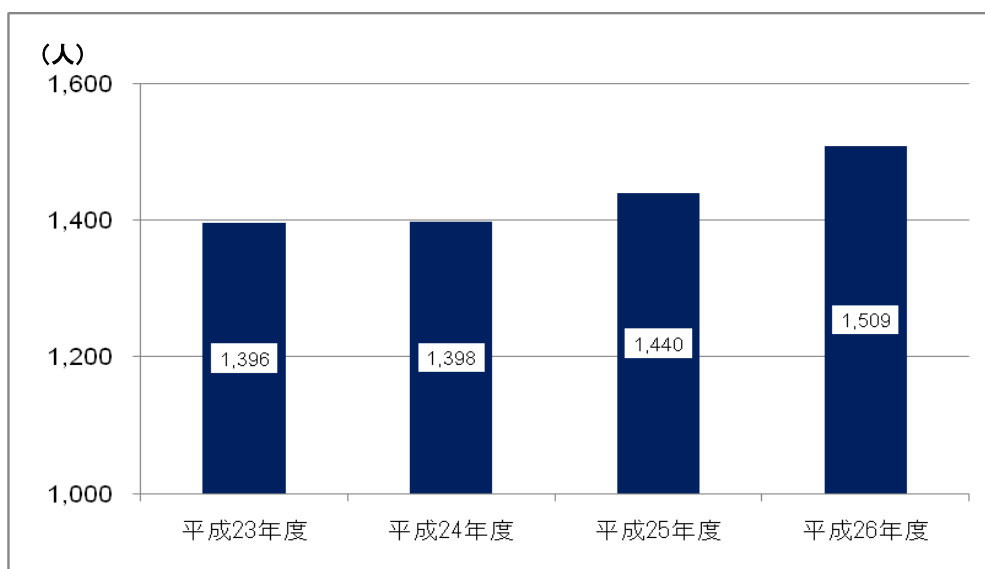
要支援・要介護認定者数は、平成26年10月1日時点で3,587人であり、平成18年度以降の8年間を平均して、年150人以上増加しています。



(資料：介護保険事業状況報告 各年9月末現在)

### ⑤ひとり暮らし高齢者数の推移

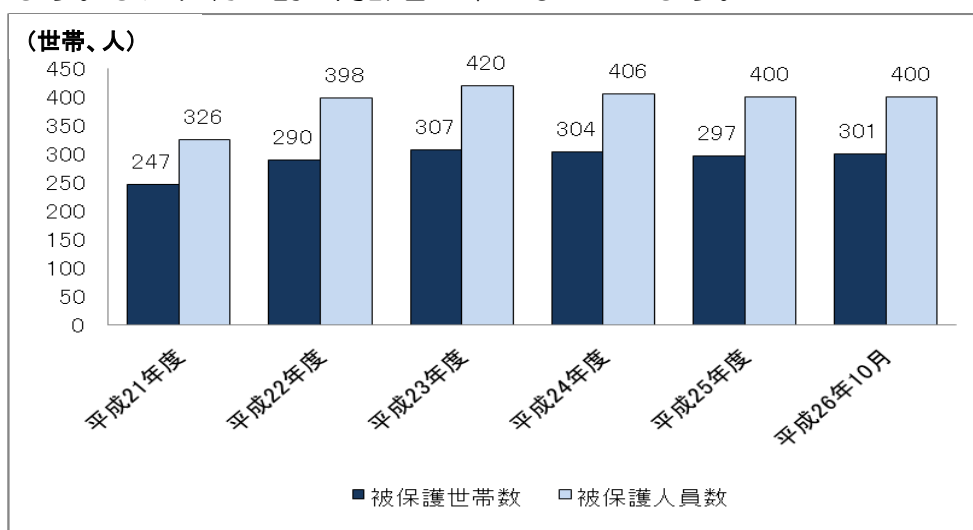
ひとり暮らし高齢者数については、平成 26 年度は平成 23 年度と比較し、約 1.08 倍に増加しています。



(資料：ひとり暮らし高齢者台帳登録者数 各年4月1日現在)

### ⑥生活保護被保護世帯数及び被保護人員数の推移

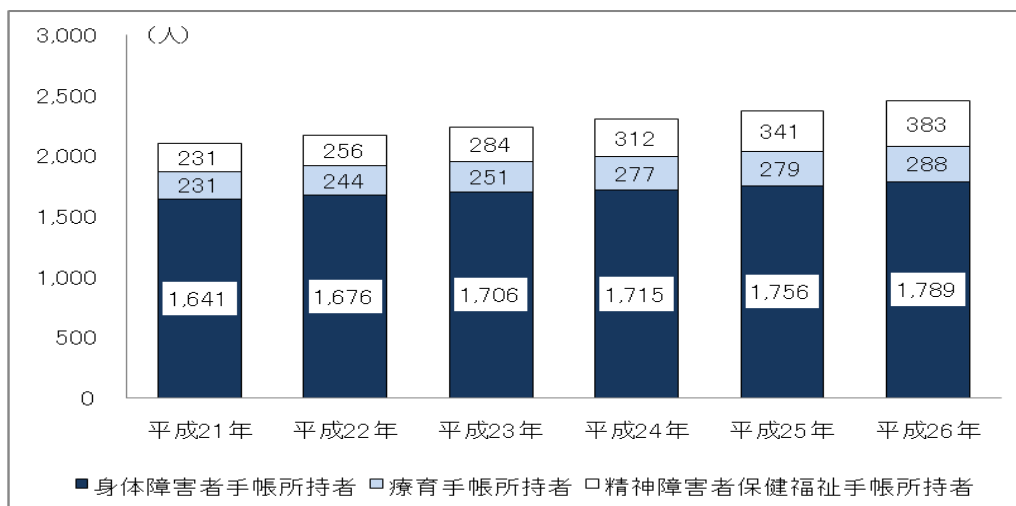
生活保護の受給者の状況については、おおむね 300 世帯、400 人で推移しています。また、約6割が高齢者世帯となっています。



(資料：生活保護法施行事務監査資料 毎年3月末現在)

### ⑦障害者手帳所持者数の推移

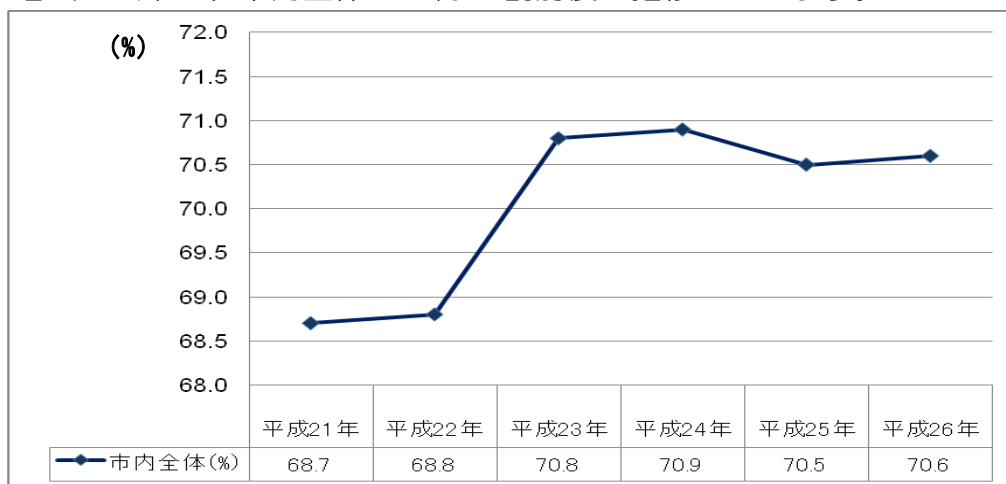
障害者手帳の所持者は、それぞれ増加の傾向が見られます。特に、身体障害者手帳の所持者は、7割以上を65歳以上の高齢者が占めています。



(資料：第3期逗子市障がい者福祉計画より抜粋 各3月末現在)

### ⑧自治会加入率の推移

自治会加入率は、市内全体では約7割前後で推移しています。

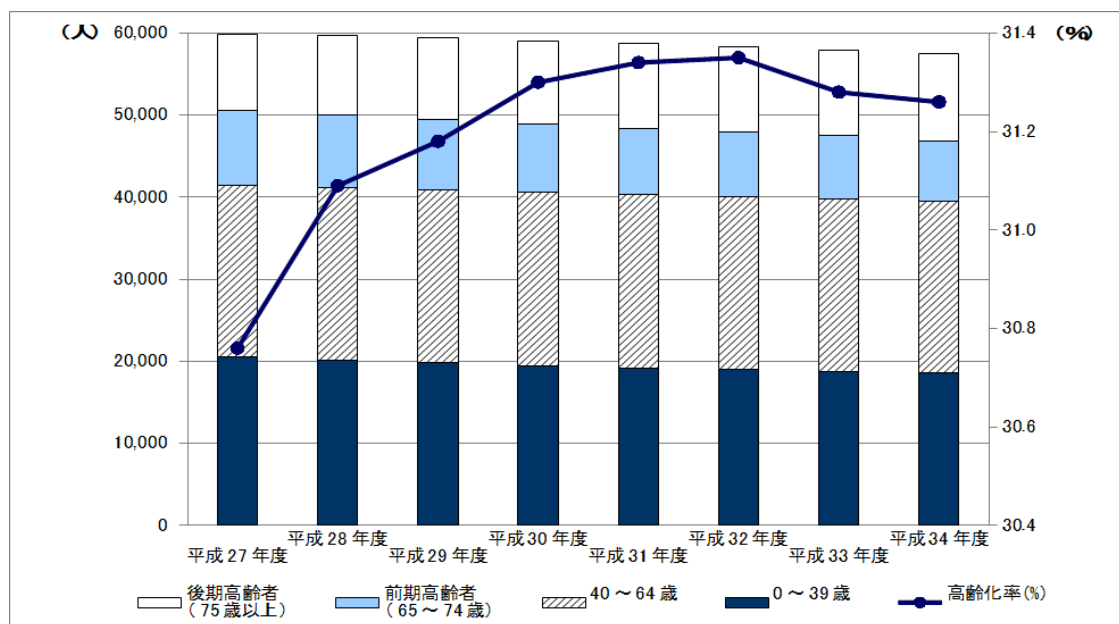


(資料：市民協働課)

## ●年齢別総人口、高齢化率の将来推計

本市の総人口は、6万人程度の規模で概ね横ばいに推移しましたが、平成23年をピークにゆるやかに減少しています。本計画期間(平成27～34年度)も、減少傾向が続くと推計されます。

高齢者人口については、前期高齢者(65～74歳)人口が減少し、後期高齢者(75歳以上)が増加するものと推計され、高齢化率(※)は平成28年度以降、しばらくは31%台で推移するものと予想されます。



(資料：高齢者保健福祉計画より)

以上のように、少子高齢化の進行のみならず、障がいのある人など何らかの生活課題を抱えた人は今後ますます増加すると想定されます。

このようななか、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、総合的な福祉の施策が必要になるとともに、住民の主体的・積極的な活動による助け合い・支え合いの地域社会を築く必要があります。

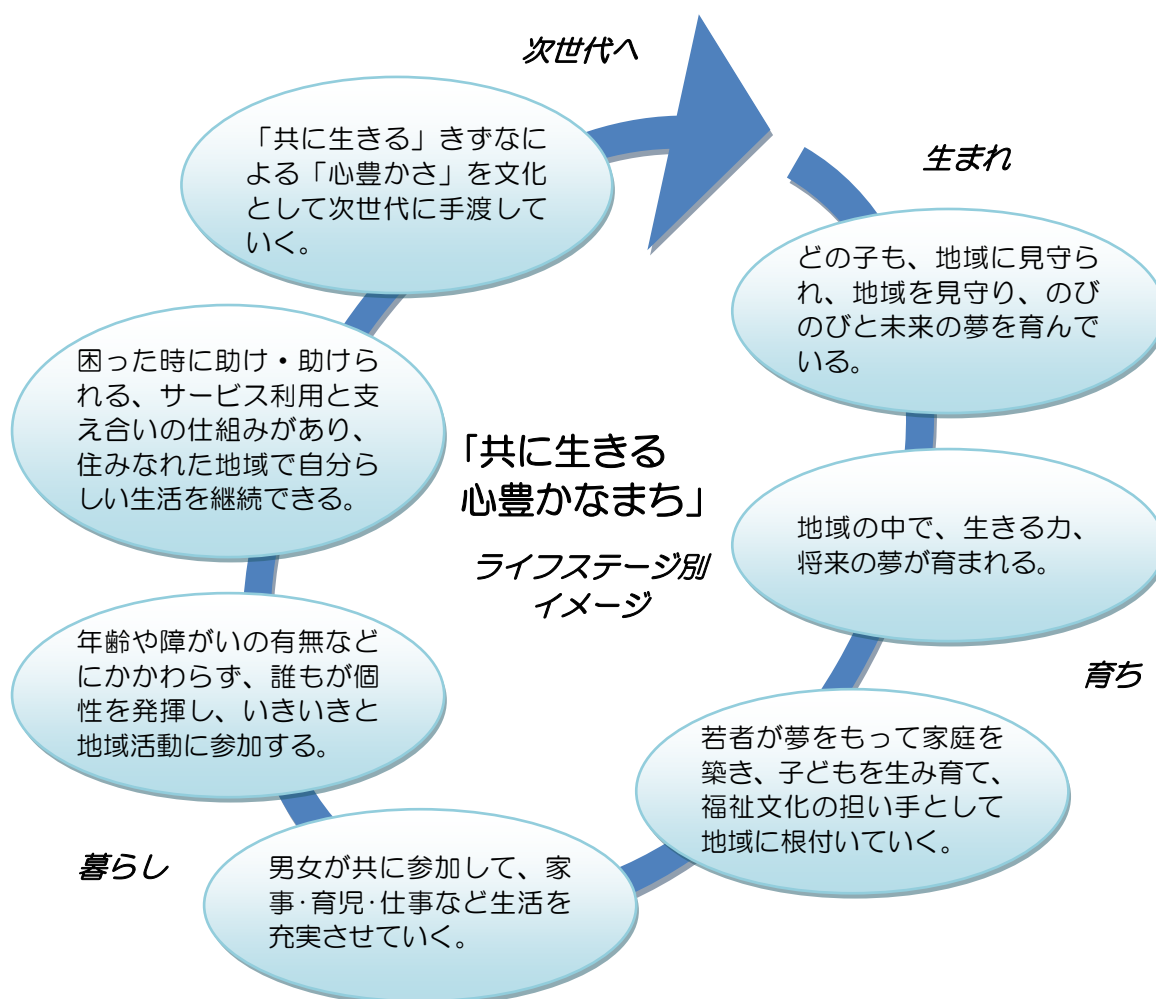
## 第Ⅱ章 福祉プランの理念

### 1 福祉プランの理念～逗子市がめざす地域福祉の将来像～

将来像：「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」

人と人との支え合いが、人と暮らしを元気に豊かにし、安心・安全なふれあいの社会をつくりだします。ふれあいの基本は、人への優しい心と思いやりです。わたしたちは、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちの実現をめざします。

逗子に生まれ、育ち、暮らしていく人生のステージにおいて、すべての人が優しさと思いやりの心を育み、次の世代へとつないでいきます。



## 2 8年間の施策の目標と方針

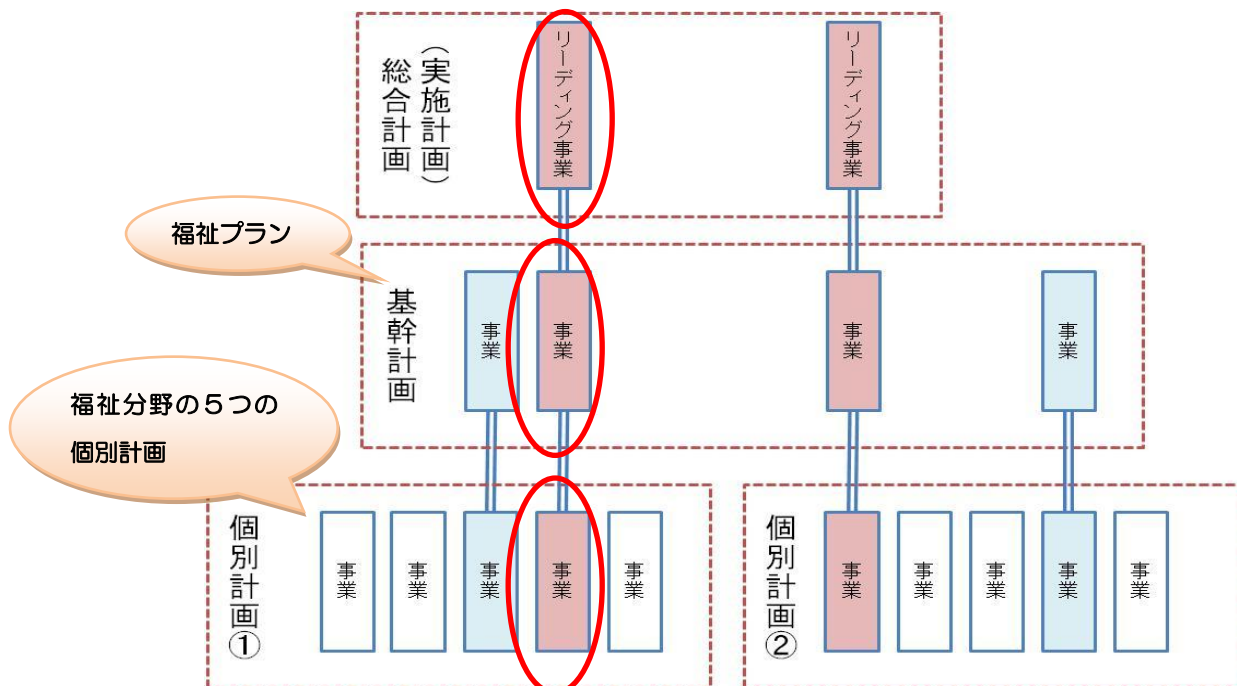
福祉プランの将来像である「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」を実現するために、市が、2015年度（平成27年度）から2022年度（平成34年度）までの8年間で行う施策の目標と方針を示します。

### （1）総合計画におけるリーディング事業との関係性

リーディング事業とは、総合計画の前期実施計画の期間である2015年度（平成27年度）から2022年度（平成34年度）の8年間で戦略的・重点的に実現を図っていく事業をいい、各基幹計画、各個別計画でそれぞれ定める事業の中でも特に重要な事業と共通するものとなっています。

福祉分野の基幹計画である福祉プランの各個別計画の定めるリーディング事業については、福祉プランの「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」という将来像（理念）に照らして、適切に事業が行われているか評価を行います。

#### ●リーディング事業の位置づけのイメージ（総合計画から抜粋）



※実施計画における「リーディング事業」と基幹計画・個別計画における「事業」は、呼称は異なりますが同じ内容です。

※基幹計画・個別計画における「事業」は、計画によっては「取り組み」「施策」などと言う場合があります。

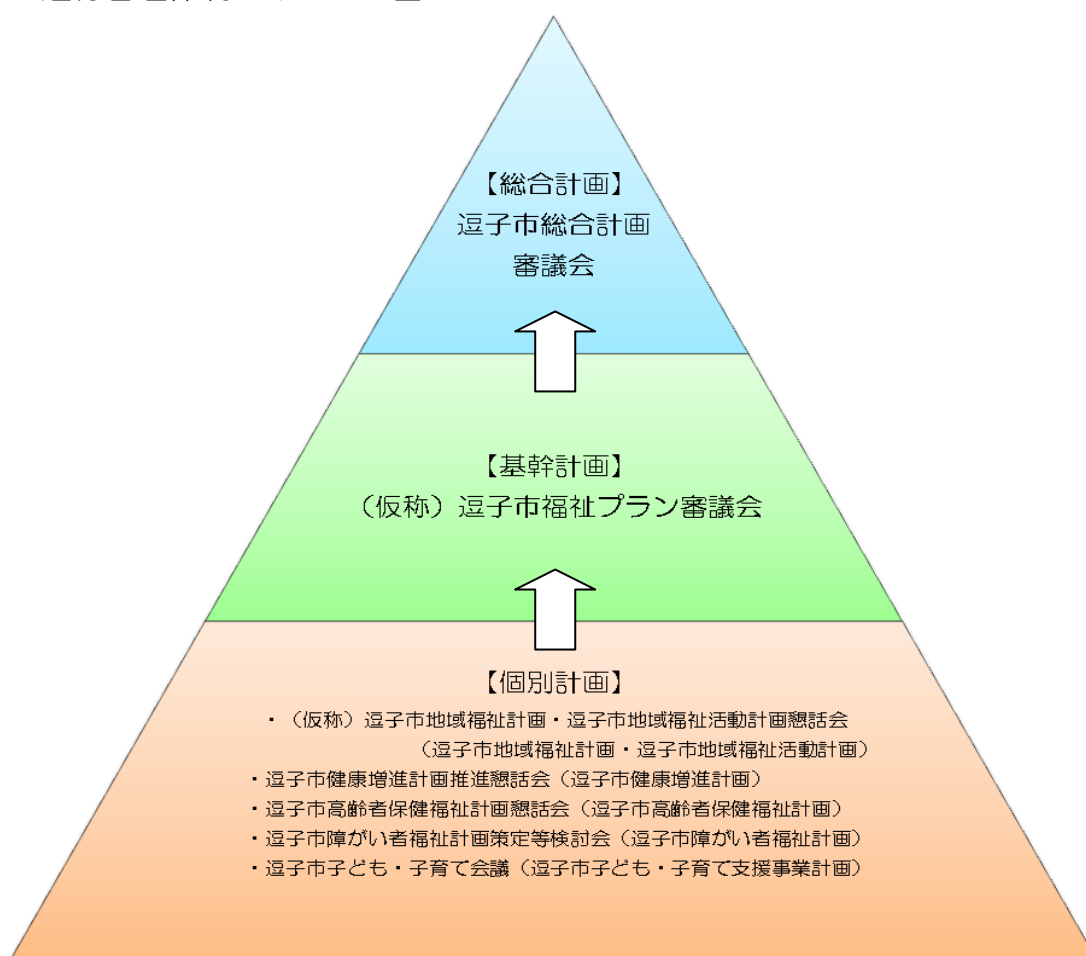


## (2) 進行管理と評価の体制

本市の計画体系は、全ての計画を総合計画の下に体系化し、総合計画・基幹計画・個別計画の三層を連動させ、一体的に計画の実現を推進していきます。

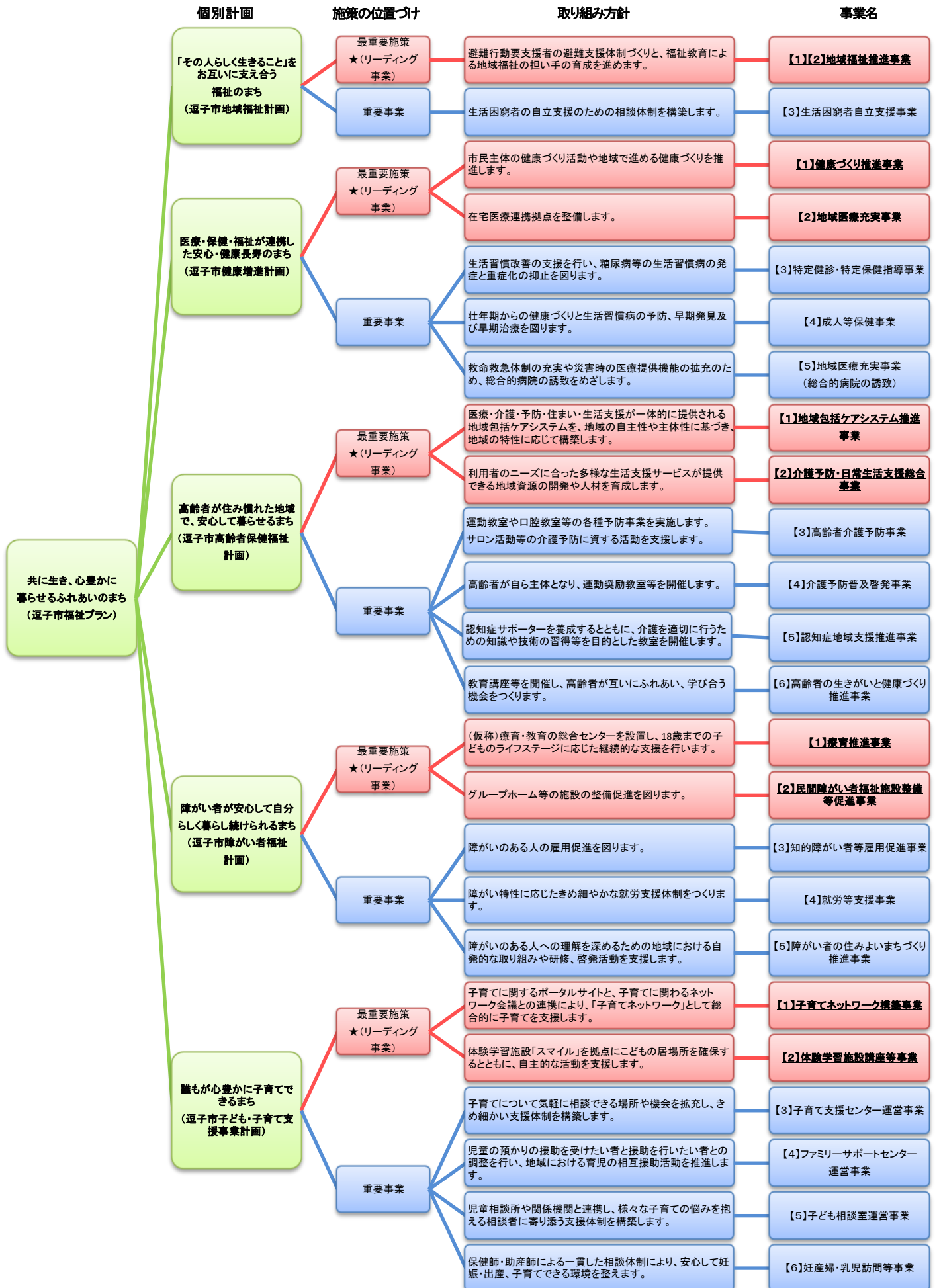
したがって、福祉部内の事業は、5つの個別計画の懇話会等と、(仮称) 逗子市福祉プラン審議会における意見聴取を経て、逗子市総合計画審議会が進行を管理します。

### ●進行管理体制のイメージ図



地域福祉計画・地域福祉活動計画については、学識経験者、地域福祉にかかわる関係者等で構成される(仮称) 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画懇話会において施策の進捗状況等を把握し、毎年度評価を行います。また、4年ごとに見直しを行います。

(3) 福祉プランの各個別計画の目標と方針 体系図



### (3) 福祉プランの各個別計画の目標と方針

#### ①「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち (逗子市地域福祉計画)

##### ◆理念

すべての人々が、住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合う顔の見えるまちとなることが求められます。また、地域の様々な課題を解決するためには、公・共・私役割を分担し、互いに連携し、協力し合うことが大切であり、大きな力となります。

地域におけるあらゆる主体のサービスや諸活動のネットワーク化、総合化を進め、公・共・私のパートナーシップの構築により、「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまちの実現をめざします。

#### 【1】★リーディング事業

##### 『地域福祉推進事業（福祉教育活動の実施）』

課題	充実した福祉教育により福祉への関心を高めるとともに、生活支援やサロン活動、災害時の避難支援など、地域におけるさまざまな支え合い活動の担い手となるボランティアを育成することが必要となっています。	
取り組み	福祉活動団体や小中学校等と連携し、大人を含めたすべての人に対し福祉教育及び活動・実践の機会等を充実させることにより、福祉への関心を高め、地域福祉活動の担い手育成へ繋がります。	
目標【2022年度（平成34年度）】	福祉教育活動が年間29回実施され、参加者数が1,300人になっている。	現状【2013年度（平成25年度）末】 実施していない。
目標【2022年度（平成34年度）】	地域における支え合いの担い手となるボランティアの数が600人になっている。	現状【2013年度（平成25年度）末】 449人

<b>目標【2022年度（平成34年度）】</b>	<b>現状【2013年度（平成25年度）末】</b>
地域における支え合いの土壌となるサロン活動が38か所で行われている。	27か所

## 【2】★リーディング事業

### 『地域福祉推進事業（避難行動要支援者の地域支援）』

<b>課題</b>	地域において福祉に関わる問題を共有し、地域で把握した要支援者の簡単なニーズ対応体制づくりや災害時における避難行動要支援者の支援体制づくりが必要となっています。
<b>取り組み</b>	平常時の地域における自主的、相互扶助の取り組みを支援することで醸成される近隣の関係性が避難行動要支援者の避難支援体制づくりへと繋がるよう、地域を支援していきます。
<b>目標【2022年度（平成34年度）】</b>	<b>現状【2013年度（平成25年度）末】</b>
避難行動要支援者の個別支援プランが30パーセント作成されている。	個別支援プランの作成の支援に着手していない。

※上記【1】、【2】の事業については、社協が自主事業として推進する地域安心生活サポート事業の取り組みを基盤として実施していきます。

## 【3】『生活困窮者自立支援事業』

<b>課題</b>	昨今の経済情勢の悪化に伴い、生活保護受給者や生活困窮に陥るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援の強化が求められています。
<b>取り組み</b>	生活困窮者の自立支援のための相談体制を構築するとともに、日ごろから地域や民生委員・児童委員、地域福祉活動団体等と福祉専門機関・団体等との連携を密にし、必要な支援へ繋げる体制を整えます。
<b>目標【2022年度（平成34年度）】</b>	<b>現状【2013年度（平成25年度）末】</b>
自立相談支援により自立につながった生活困窮者が30パーセントになっている。	実施していない。

②医療・保健・福祉が連携した安心・健康長寿のまち  
 (逗子市健康増進計画)

◆理念

歳を重ねても健康でいたいという思いはみんなの願いです。人生のうちで健康でいる期間が長ければ長いほど質の高い生活が送れます。

そのためには、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、自身の健康状態を的確に把握するとともに、家族みんなや仲間と楽しみながら健康づくりを続けることが重要です。

市民誰もが生涯を通じて活動的に生活できるように、市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進していきます。

また、健やかで安心して暮らしていくために、医療・保健・福祉の各分野の関係機関・団体との連携を強化し、誰もが身近なところで適切な医療を受けられるような地域医療体制が充実したまちをめざします。

【1】★リーディング事業

『健康づくり推進事業』

課題	健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制に資するため、行政のみならず市民が主体の健康づくり活動や地域で進める健康づくりを推進することにより、糖尿病等の生活習慣病(※)の発症と重症化の抑止を図る必要があります。	
取り組み	健康増進計画に基づく年代別健康づくり事業の実施や、生活習慣病等の予防の啓発等を行います。また、併せて特定健診(※)や各種がん検診を実施するとともに、保健師及び管理栄養士の保健指導を推進します。	
目標【2022年度(平成34年度)】	現状【2012年度(平成24年度)末】	
健康増進計画が推進され、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の抑制が図られている。	国民健康保険被保険者一人当たり医療費 311,144 円	

## 【2】 ★リーディング事業

### 『地域医療充実事業』

課題	<p>団塊の世代を中心とした 65 歳以上の高齢者数は、2025（平成 37）年には 3,657 万人となり、このうち 60 パーセント以上の国民が自宅で療養したいと回答していることから、医療と介護のネットワークとして、在宅医療連携拠点（※）の整備が必要となっています。</p> <p>また、救命救急体制の充実や災害時の医療提供機能の拡充など、地域医療のさまざまな観点からも、近隣病院との連携の推進が必要となっています。</p>
取り組み	<p>逗子・葉山地区医療保健福祉対策協議会において、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他関係機関とともに協議、連携しながら在宅医療連携拠点を整備していきます。また、近隣病院に対して市に必要な連携を要望していきます。</p>
目標【2022 年度（平成 34 年度）】	現状【2013 年度（平成 25 年度）末】
在宅医療の連携拠点の設置が完了し、機能している。	設置されていない。

## 【3】 『特定健診・特定保健指導事業』

課題	<p>生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム（※）の対象者や予備軍となる人を早期に選定し、内臓脂肪型肥満を解消するための生活習慣改善の支援を行い、糖尿病等の生活習慣病の発症と重症化の抑止を図る必要があります。</p>
取り組み	<p>満 40 歳から 74 歳の本市国民健康保険被保険者を対象に、個別健診及び集団健診により、特定健診を実施し、その結果に基づき保健師・管理栄養士が保健指導を実施します。</p>
目標【2022 年度（平成 34 年度）】	現状【2013 年度（平成 25 年度）末】
特定健診の受診率が 40 パーセントになっている。	30.7 パーセント



#### 【4】 『成人等保健事業』

<b>課題</b>	壮年期からの健康づくりと生活習慣病（脳卒中、心臓病、がん等）の予防、早期発見及び早期治療を図る必要があります。
<b>取り組み</b>	胃がんや女性特有のがんをはじめとする各種がん検診や、歯周疾患検診を実施するとともに、健康増進や疾病予防のための正しい知識の普及を図ることを目的に、健康教育・健康相談を実施します。 また、高齢者インフルエンザの予防接種を実施し、高齢者の疾病の重症化を防止します。
<b>目標【2022年度（平成34年度）】</b>	<b>現状【2013年度（平成25年度）末】</b>
胃がん検診及び肺がん検診の受診率が20パーセントになっている。	胃がん検診の受診率7.9パーセント、肺がん検診の受診率12.2パーセント

#### 【5】 『地域医療充実事業』（総合的病院の誘致）

<b>課題</b>	救命救急体制の充実や災害時の医療提供機能の拡充など、地域医療のさまざまな観点から、総合的病院を誘致する必要があります。
<b>取り組み</b>	総合的病院の誘致に必要な病床数を確保するため、県に対して要望を行います。
<b>目標【2022年度（平成34年度）】</b>	<b>現状【2013年度（平成25年度）末】</b>
総合的病院が開設されている。	開設されていない。

③高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち  
 (逗子市高齢者保健福祉計画)

◆理念

高齢化の急速な進展や、地域社会・家族関係が大きく変容していく中において、高齢者が住み慣れた地域で、安心して住み続けることができ、人生を豊かに過ごすことができるような地域社会の構築を進めていかなければなりません。

年齢を重ねてもできる限り要支援・要介護状態とならないための予防の取り組みや、介護サービスの基盤整備を進めていくとともに、多様な生活ニーズや地域課題の把握に努め、介護、医療、行政、地域などが連携したネットワークを構築し、いつまでも心豊かに、自分らしく暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

【1】 ★リーディング事業

『地域包括ケアシステム推進事業』

<p><b>課題</b></p>	<p>急速な高齢化に伴い、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、推進していく必要があります。また、要介護認定者が利用する入所施設や、居住系サービス利用の需要は、今後ますます増加していくものと想定されるため、的確な施設や事業所の数を確保していく必要があります。</p>
<p><b>取り組み</b></p>	<p>地域の課題の把握と社会資源の発掘に努め、明らかになった個々の課題については、対応策を検討していきます。介護サービスや生活支援等、地域包括支援センターの機能強化を図り、適切な対応策を決定・実行していくというように、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてシステムを構築していきます。</p>



目標【2022年度（平成34年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】
地域包括ケアシステムの中心的役割を果たす地域包括支援センターを1か所増設し3か所とする。	2か所
目標【2022年度（平成34年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】
小規模多機能型居宅介護（※）事業所が3か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※）事業所が1か所で実施されている。	小規模多機能型居宅介護事業所 1か所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 0か所

## 【2】★リーディング事業

### 『介護予防・日常生活支援総合事業』

課題	ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等が急速に増加し、特に軽度者を中心に生活支援ニーズの高まる中、給付に馴染まない多様な生活支援サービスが、地域で多様な主体により提供される体制の整備が必要です。また、高齢者が自宅に閉じこもらずに地域の中で役割を有することで、介護予防と生きがいにつながるものであり、地域での社会参加の場が確保されることが重要です。
取り組み	要支援者の全国一律のサービス内容であった訪問介護（※）、通所介護（※）については、介護事業所による既存のサービスに加え、多様な主体によるサービスが提供され、利用者がサービスを選択できるようにします。利用者のニーズに合った多様な生活支援サービスが提供できる地域資源の開発や人材を育成するために、生活支援コーディネート業務を社協に委託します。 【2017年度（平成29年度）より本事業に高齢者介護予防事業が統合されます。】
目標【2022年度（平成34年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】
元気な高齢者（65歳以上の要介護・要支援者認定を受けていない者の割合）が83パーセント以上になっている。	80.4パーセント

### 【3】 『高齢者介護予防事業』

課題	高齢者の自立した生活を維持するため、介護予防に対する意識啓発や自立への支援を充実させる必要があります。
取り組み	要支援・要介護状態になるおそれのある虚弱な高齢者や一般高齢者に対し、運動教室や口腔教室等の各種予防事業を実施します。 また、サロン活動等の地域において実施されている介護予防に資する自主的な活動に対し運営費用を補助するなど、生きがいや自己実現のための取り組みを支援していきます。 【2017年度（平成29年度）から介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。】
目標【2022年度（平成34年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】
「元気な高齢者」の割合が83パーセント以上になっている。また、市内の高齢者サロンが25か所、延べ参加者数が13,000人になっている。	80.4パーセント 18か所 延べ約9,600人

### 【4】 『介護予防普及啓発事業』

課題	自立健康者への応援と寝たきりゼロ運動を推進し、介護サービスを受けない高齢者を支援する必要があります。
取り組み	ズシップ連合会に委託し、高齢者が自ら主体となり、日常生活の基本ともいえる筋力強化による運動奨励教室等を開催します。
目標【2022年度（平成34年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】
「元気な高齢者」の割合が83パーセント以上になっている。	80.4パーセント

**【5】 『認知症地域支援推進事業』**

課題	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支援する必要があります。	
取り組み	認知症に対する偏見や誤解をなくし、認知症になっても尊厳を持って地域で暮らし続けることができるよう、認知症サポーター(※)を養成していきます。	
目標【2022年度(平成34年度)】	認知症サポーターが 3,000 人になっている。	現状【2013年度(平成25年度)末】
		1,000 人

**【6】 『高齢者の生きがいと健康づくり推進事業』**

課題	高齢者の生きがいと健康づくりを推進し、高齢者の人生を豊かにしていきます。	
取り組み	教養講座等を開催し、高齢者が互いにふれあい、学びあう機会をつくれます。	
目標【2022年度(平成34年度)】	「元気な高齢者」の割合が 83 パーセント以上になっている。	現状【2013年度(平成25年度)末】
		80.4 パーセント

④障がい者が安心して自分らしく暮らし続けられるまち  
 (逗子市障がい者福祉計画)

◆理念

これまでわたしたちが築いてきたノーマライゼーション(※)とリハビリテーション(※)の理念を継承し、障がいのある人もない人も、誰もが分け隔てられることなく、「地域で自分らしく生きるため」「安心して納得できる生き方を求めて」、それを実現していくことができるまちづくりを進めます。

障がいのある人を取り巻く環境は、複雑化、多様化しています。誰もが生まれてからずっと安心して暮らし続けられるよう、ライフステージに応じた一貫した支援体制を充実するとともに、災害等緊急時の備え、バリアのない環境づくりを進める必要があります。

また、道路や施設等の整備だけでなく、こころのバリアフリーも実現し、障がいのある人ない人、団体、地域などあらゆる主体が支え合えるようなまちづくりを進めます。

【1】★リーディング事業

『療育推進事業』

課題	少子・高齢化、核家族化が進み、地域社会や家族の様相も大きく変化し、さらに発達障害者支援法(※)の施行後は、発達に心配のある子どもが全国的にも顕在化してきているなか、障がいのある子どもや発達に心配のある子ども及びその保護者が、安心して地域で暮らし続けられるよう支援をする必要があります。
取り組み	療育(※)を必要とする子どもの早期発見・早期療育への対応のための相談、保護者のケアの充実を図り、18歳までの子どものライフステージに応じた継続的な支援を行うため、(仮称)療育・教育の総合センターを設置します。障がいのある子どもや発達に心配のある子ども及びその家族を総合的に支援するために、学齢期を含むワンストップでの相談受付、より充実した療育体制の構築、保健・医療・福祉・教育等地域の関係機関との連携を強化し、就学後も継続した支援を行います。

目標【2022年度（平成34年度）】	現状【2012年度（平成24年度）末】
（仮称）療育・教育の総合センターで実施する相談及び障害児通所支援を利用したことがある子どもの、市内の18歳までの子どもに対する割合が9.5パーセント（注）になっている。	4.7パーセント （未就学児における療育利用者の割合）

（注）2012年（平成24年）に文部科学省が実施した調査等において、義務教育について特別な教育的支援を必要とする児童生徒が全児童生徒に対して約9.5パーセントの割合となっている。このことから、特別な教育的支援を必要とする児童生徒のすべてが、相談や障害児通所支援を利用することをめざすもの。

## 【2】★リーディング事業

### 『民間障がい者福祉施設整備等促進事業』

課題	障がいのある人の居住の場を確保するとともに、障がいのある人もない人も誰もが分け隔てられることなく、その人らしく生きていくことをみんなで支え合えるまちづくりを推進します。
取り組み	障がいのある人が地域において人格と個性を尊重しながら、安心して自立した生活を送ることができる場を確保するため、社会福祉法人等が本市に設置するグループホームの整備に要する経費の一部を補助することにより、施設の整備促進を図ります。
目標【2022年度（平成34年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】
市内にあるグループホームで生活する人が35人（8棟）になっている。	11人（4棟）

## 【3】『知的障がい者等雇用促進事業』

課題	障がいのある人の雇用を促進し、就労の定着を図る必要があります。
取り組み	市内在住で知的障がい、又は精神障がいのある人を3か月以上雇用する市内外の事業主に対して報償金を支払うことにより、雇用の促進を図ります。

目標【2020年度（平成32年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】
対象となる事業所数が19か所となり、対象となる人数が31人となる。	16事業所（対象者27人）

#### 【4】 『就労等支援事業』

課題	障がいのある人が地域社会で生活を営んでいくために経済的な基盤を確保する必要があります。
取り組み	必要な就労やそれに向けた通所の場や機会の確保、近隣の就労援助センター等との協力など、障がい特性に応じたきめ細やかな就労支援体制づくりを図るとともに、雇用する側に対して障がいに関する理解や積極的な雇用を求めています。
目標【2022年度（平成34年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が4人以上になっている。	0人

#### 【5】 『障がい者の住みよいまちづくり推進事業』

課題	障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、全ての人々がその人らしく生きていくことをみんなで支え合うことができる共生社会の実現を目指します。
取り組み	障がいのある人への理解を深める作品展の開催や、障がいのある人、その家族、市民等による地域における自発的な取り組み、研修、啓発を支援していきます。
目標【2022年度（平成34年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】
「逗子市障がい者福祉計画策定のためのアンケート調査（障がいのある人以外対象）」において、こころのバリアフリーが推進されていると考える人の割合が80パーセント以上になっている。	60.6パーセント 【2013年度（平成25年度）調査】



⑤誰もが心豊かに子育てできるまち  
 (逗子市子ども・子育て支援事業計画)

◆理念

急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住みなれた地域で安心して子どもを育てることのできる総合的な支援体制の充実をめざします。

さらに、家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域や学校等が相互に協力し、まちを生かした豊かな遊びと学びの環境を整え、すべての子どもが愛され信頼されることを通じて、次世代を担う子どもたちが、心身共にたくましく生きる力と豊かな人間関係を培うことができるよう、地域と共に育むまちづくりをめざします。

【1】★リーディング事業

『子育てネットワーク構築事業』

課題	社会情勢や地域、家庭を取り巻く環境の変化などにより、保育や子育ての支援を必要とする児童や、子育てに不安や負担を感じている保護者が増加していることから、子育てに関係する情報の一元化、総合化を行い、子育て情報の提供を充実させ、幅広いニーズに対応できる体制を築く必要があります。
取り組み	子育てに関するポータルサイト(※)を構築し、インターネットを活用した情報の発信と収集を一元的、総合的に行います。 子育てに関わる団体等が情報や課題を共有し、解決策を学び合う場として「子育てに関わるネットワーク会議」を社協と連携しながら設置します。 ポータルサイトとネットワーク会議を連携させることで、「子育てネットワーク」として総合的に子育て支援を推進します。

目標【2022年度（平成34年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】
子育てに関するポータルサイトのアクセス数が、2018（平成30）年度の年間アクセス数の20パーセント増となっている。	子育てに関するポータルサイトがない。

## 【2】★リーディング事業

### 『体験学習施設講座等事業』

課題	子どもたちが地域社会でいきいきと活動できるよう、地域社会に中高生を含む子どもの居場所を確保するとともに、自主的な活動を支援することが求められています。
取り組み	中高生については体験学習施設「スマイル」(*)を拠点に、さまざまな講座やイベント等の企画運営ができる「子ども委員会」を設置し、子どもの居場所をつくります。また、実行委員会形式による体験学習施設まつり等の企画運営を行います。
目標【2022年度（平成34年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】
逗子市体験学習施設「スマイル」の主催講座の年間延べ参加者数が2,000人、年間延べ利用者数が60,000人になっている。	開所されていない。



### 【3】 『子育て支援センター運営事業』

課題	子育てについての悩みや不安のある人が気軽に相談ができるよう、身近な地域で相談できる場所や機会を拡充する必要があります。
取り組み	子育て支援センター（※）では、親子で遊び、他の親子とも交流しながら、誰もが気軽に相談できる仕組みを作るとともに、子ども相談室や児童相談所等の関係機関と綿密な連携をとり、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。
目標【2019年度（平成31年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】
年間15,000人が来所。 子育てネットワーク構築事業と連携した情報提供ができています。	子育て支援センター来所者 5,446組 11,627人 小坪親子遊びの場（巡回相談） 来所者 181組 385人 沼間親子遊びの場（巡回相談） 来所者 516組 1,174人

### 【4】 『ファミリーサポートセンター運営事業』

課題	乳幼児や小学生等がいる家庭の児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者が会員となり、ファミリーサポートセンター（※）が連絡調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進しています。地域の保護者の要望に応えるために乳幼児、小学生の一時預かりや病児・病後児の預かり等のニーズに対応できる支援会員、両方会員の確保が必要です。
取り組み	ファミリーサポートセンター支援会員研修について、支援会員が病児・病後児の預かりができるように研修会の開催方法、講義内容や開催回数などの工夫を図ります。
目標【2019年度（平成31年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】
ファミリーサポートセンター支援会員が500人になっている。 病児・病後児預かりについて市民に周知がされ、病児・病後児預かりができる支援会員が増えてきている。	依頼会員 956人 支援会員 279人 両方会員（依頼会員かつ支援会員である会員） 169人 *病児・病後児預かりは2014年度（平成26年度）より開始。

### 【5】『子ども相談室運営事業』

課題	社会状況が複雑化し、核家族化が進む中で、子育てに関する悩みをひとりで抱える親に対する支援や、配偶者からの暴力、望まない妊娠等さまざまな問題に対応するために、各機関と更なる連携をとる必要があります。	
取り組み	児童福祉法に基づく要保護児童対策ネットワーク会議を中心に児童相談所や警察署、保健福祉事務所等と連携をとりながら対象者へ寄り添う支援体制の更なる充実化を図ります。	
目標【2019年度（平成31年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】	
要保護児童対策ネットワーク会議を中心としたさまざまな関係機関との連携が今まで以上に充実し、対象者への支援が組織的に行われている。	要保護児童対策ネットワーク会議を中心に対象者への支援を行っている。	

### 【6】『妊産婦・乳児訪問等事業』

課題	妊婦や、出産後の母子のケアにおいて、子育てについての的確な情報提供や養育環境の把握がますます必要となっています。	
取り組み	安全な妊娠・出産の確保、安心して子育てできる環境の確保及び個人の健康状態に応じた支援環境の確保を目的として、妊娠期から産後まで一貫した相談体制を整えます。	
目標【2019年度（平成31年度）】	現状【2013年度（平成25年度）末】	
保健師及び助産師がすべての乳児のいる家庭を訪問し、相談に当たっている。	保健師、助産師が訪問や相談に当たっている。	



## 第2部 逗子市地域福祉計画・ 逗子市地域福祉活動計画

みなさん初めまして！  
わたしたちは、逗子市の広報キャラクターの  
シズオと、逗子市社協のイメージキャラクター  
のあゆむと申します。  
一人ひとりができることを、わたしたちと一  
緒に考えていきましょう！



シズオ



あゆむ



## 目次

序章 アンケート調査から導き出された課題	37
第Ⅰ章 地域福祉の推進に向けて	40
★地域福祉計画（市）と地域福祉活動計画（社協）の一体的策定	40
★本計画の位置づけ	41
★体系図	42
★地域福祉推進の階層イメージ図	43
第1節 互いに支え合う地域づくり	44
第1項 地域における支え合いのネットワークをつくります	45
（1）地域安心生活サポート事業（お互いさま活動）の推進	46
①見守り体制の整備	48
②サロン（集いの場）の拡充	53
（2）防災・防犯活動の推進	58
第2項 小学校区ごとの地域活動体制をつくります	63
（1）住民活動のコーディネート	64
（2）相談・援助の推進	67
第2節 互いに支え合う人づくり	69
第1項 地域の福祉力をアップします	70
（1）担い手の育成	71
（2）福祉教育の充実	75
①学校と連携した福祉教育を推進します	76
②地域での福祉教育を推進します	77
第3節 互いに支え合う環境づくり	79
第1項 専門機関との連携により支援へつながる仕組みをつくります	80
（1）高齢・障がい・子育て分野等におけるネットワークとの連携	81
（2）権利擁護の推進	82
（3）生活困窮者の自立支援	85
第Ⅱ章 小学校区ごとの住民の主体的な活動の推進に向けて	88
★小学校区別活動計画とは	88
★小学校区別の計画的な活動づくり（活動計画の策定）に向けて	89
★市内全体で皆さんの力をお借りしたいこと	90
（1）逗子小学校区	91
（2）沼間小学校区	95
（3）久木小学校区	99
（4）小坪小学校区	103
（5）池子小学校区	107

## 序章 アンケート調査から導き出された課題

計画策定にあたりアンケート調査を実施し、地域福祉に対する意識や現状について把握しました（アンケート調査結果の概要は 113 ページ 第3部 資料編 第I章 調査の概要 参照）。

### 1 日常生活について

★自然環境が良いから！ 7～8割の人が「ずっと住みつづけたい」と感じています。

- 永住の場としては恵まれた環境であることがうかがえます。
- 通学や通勤に便利な環境とは捉えられていないようです。
- 子どもの頃から地域との関わりを持ち、福祉活動などの機会を充実させることにより、一時期は逗子市を離れても、将来的に戻って来たいとなるような長期的な視点に立ったまちづくりが求められています。

★自分や家族の健康・老後のことに関する悩みが多くなっています。

- ライフステージごとにきめ細かく生活課題を捉え、あらゆる年代で潜在化する多様・複雑な悩みを解決するための支援が求められていることが見受けられます。

★悩みごとの相談は、家族や親族などの身内に頼っています。

- 相談先について「特になし」と回答した人は、性別で見ると男性、家族構成別にみると「ひとり暮らし」の割合が高いことから、このような人々に支援の手を差し伸べることができるよう、地域における見守りや声かけのさらなる推進が必要となっています。

★買い物などの外出が「できない」「できにくく」なっています。

- 関係団体等へのヒアリングでは、移動が困難な高齢者等への買い物支援が課題として挙がっています。
- 移動支援サービスの充実とともに、公的な支援のみでは行きとどかない部分を、地域の元気な高齢者やボランティアなどによる助け合いで補完する支援体制づくりが必要となっています。

## 2 地域での暮らしについて

★近隣で見守り合う意識が高まっています。

★子ども、高齢者、障がいのある人が地域で安心して暮らし続けるために、「地域住民による見守り（あいさつ、声かけ）」が大切と感じています。

- ・誰が支援を求めているのか、誰がどのように支援するのかを整理し、一人ひとりの意識を活動へつなげる必要があります。
- ・地域の仕組みと福祉・保健・医療等の専門機関との関わりが明確になると、活動につながりやすくなります。

★地域活動を通じてご近所と交流を図りたいと思っています。

- ・防災や減災活動は誰もが共通・共有できるテーマであり目的もはっきりしているため、参加や協力を求めやすい取り組みであることがうかがえます。
- ・2004年（平成16年）に実施した調査では、防犯・防災を地域の問題だと感じている人の割合は20%弱でしたが、今回の調査では30%を超えており、防災や減災活動を通じて地域の絆を強くする意識が高まりつつあります。

★参加の“きっかけ”が欲しい。

- ・各年代で地域の助け合いが必要であると考えられる内容が異なるため、それぞれの年代に合わせた地域活動の啓発が必要です。
- ・子どもの地域活動の機会を提供することによりその親世代の参加を導くなど、あらゆる年代が気軽に参加できる活動を行うことで、多世代交流など二次的な効果も期待できます。

★身近な地域での声かけも、ボランティアの一つです。

- ・“ボランティアは大変なこと”という先入観や固定概念を持っている人は、一般的に多いようです。
- ・活動情報の発信や活動機会の提供方法などの検討が課題となっています。
- ・各世代に向けた適切な情報提供と多様な活動メニューの提供、そしてそれらを支援が必要な人へ確実に結びつけるボランティアコーディネート機能の更なる充実が求められています。

### 3 災害時の対応について

★災害時に自力で避難できますか？「できない」と回答した人が1割います。

★災害時に備え、日ごろからの地域のつながりを求めています。

- 災害発生時に高齢者や障がいのある人、乳幼児を抱える世帯などを、誰がどのように支援するのか、具体的な安否確認や避難支援方法について地域で話し合う場が必要になっています。
- 障がいのある人や介護が必要な人への対応は、避難訓練などによりあらかじめ体験することで、緊急時のスムーズな支援が可能となります。

### 4 地域安心生活サポート事業と社協の活動について

★地域福祉をけん引する担い手が必要です。

- 地域安心生活サポート事業は、今後の地域福祉を支える核となる取り組みです。
- 社協は地域福祉を担う中心的な組織として、総合的な支援の更なる充実が求められています。



## 第 I 章 地域福祉の推進に向けて

### ★地域福祉計画（市）と地域福祉活動計画（社協）の一体的策定

市が策定する地域福祉計画は、地域における福祉サービスの適切な利用の促進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、および地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を定めたものであり、社会福祉法第 107 条に規定されている要件を備えています。

逗子市社会福祉協議会（以下、「社協」といいます。）は社会福祉法第 109 条において、地域福祉の推進を目的とする団体として位置づけられており、ボランティア活動や福祉教育をはじめ、さまざまな活動を通じて、地域住民や福祉活動団体等と協力し合い、地域の福祉活動を展開しています。

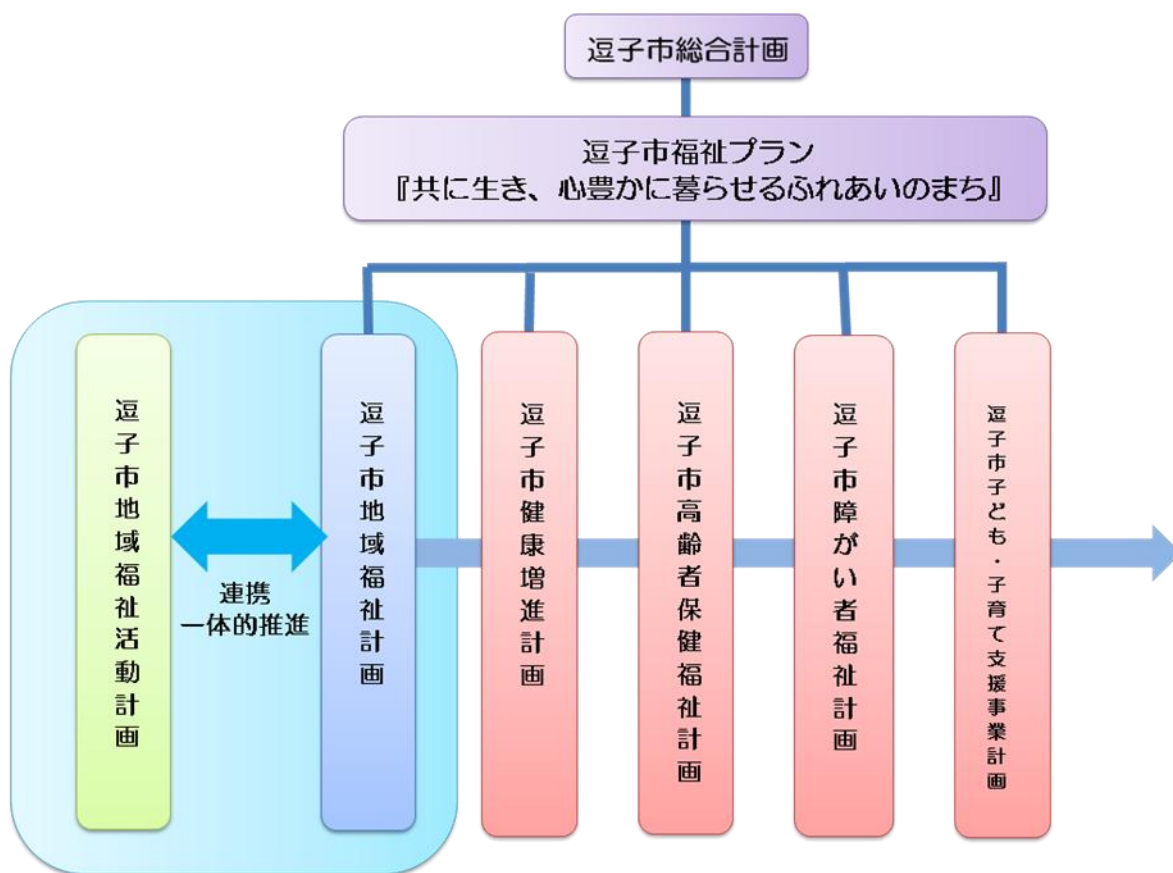
社協の計画である逗子市地域福祉活動計画（以下、「地域福祉活動計画」といいます。）では、地域ごとの課題を諸団体とともに検討し、その解決をめざしています。

したがって、市の計画である地域福祉計画と社協の計画である地域福祉活動計画は「地域福祉の推進」という同一の目的を策定する計画です。

そこで、地域住民の参画のもと、市と社協が車の両輪となり、地域や専門機関とともにこの二つの計画を一体的に策定し、互いに補完し合い、連携しながら地域福祉の推進を図っていきます。

## ★本計画の位置づけ

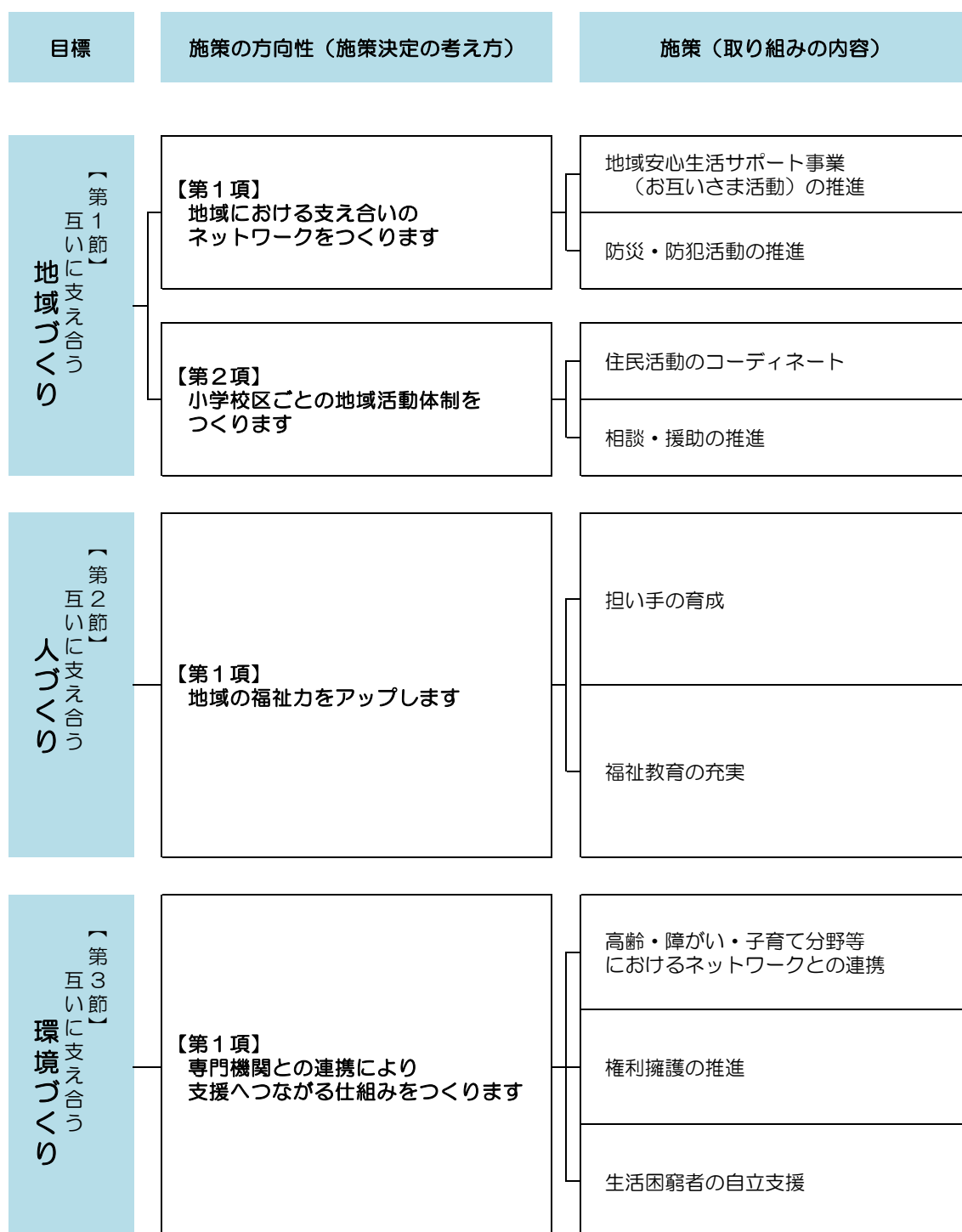
第2部では、福祉プランの理念「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」という将来像を実現するために、2015年度（平成27年度）から2022年度（平成34年度）までの8年間における市と社協の具体的な取り組み方針を示します。



### 《ポイント！》

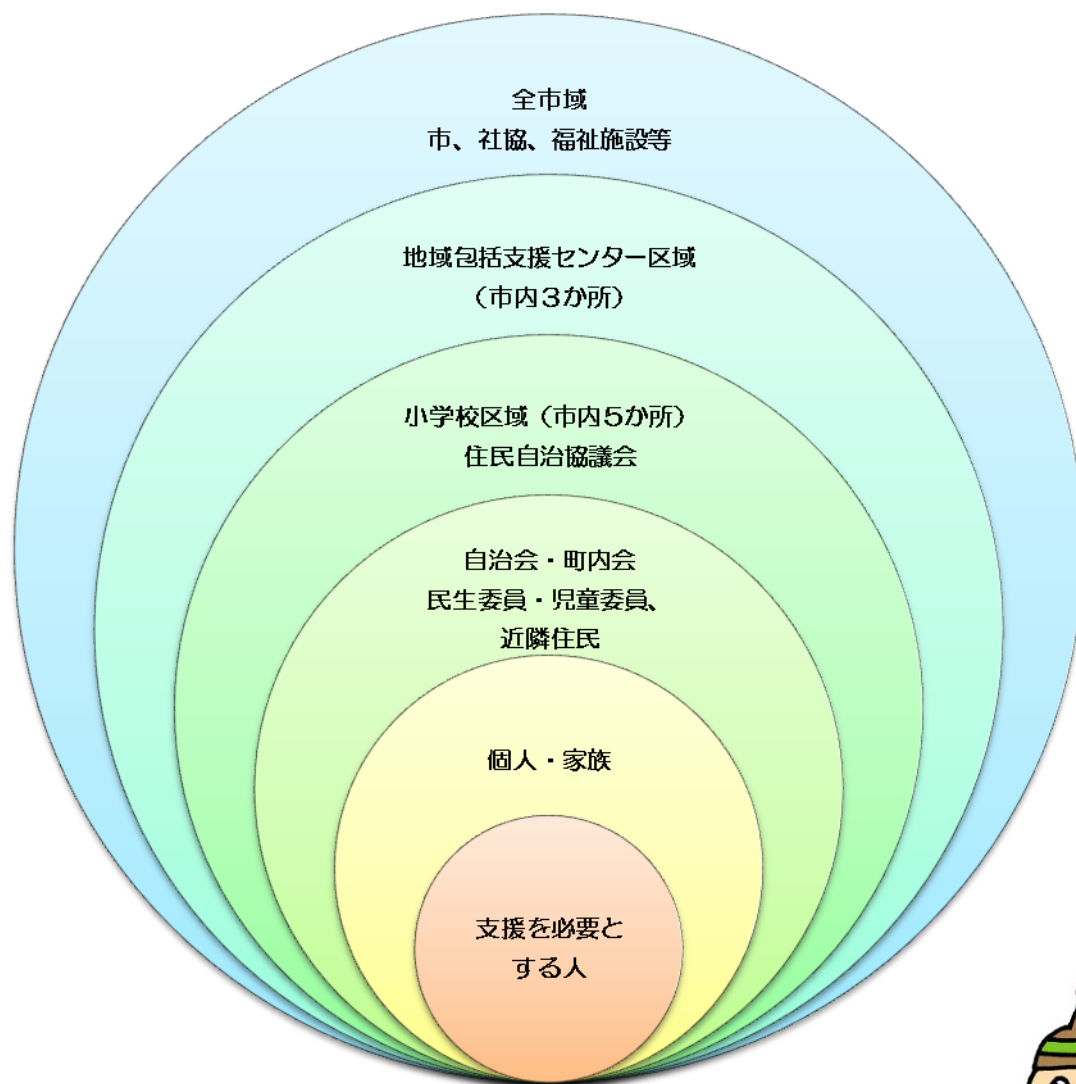
地域福祉計画は、福祉プランを構成する個別計画のひとつであると同時に、他の個別計画を横断的に捉えた計画であり、地域福祉活動計画と連携し、一体的に推進されます。

★体系図



## ★地域福祉推進の階層イメージ図

---



### 図の説明

#### [全市域]

市、社協、福祉施設等が包括的に対応します。

#### [地域包括支援センター区域 (市内3か所)]

地域包括支援センター (56 ページ「知っておこう! その②」参照) が支援を必要とする人の相談に応じます。

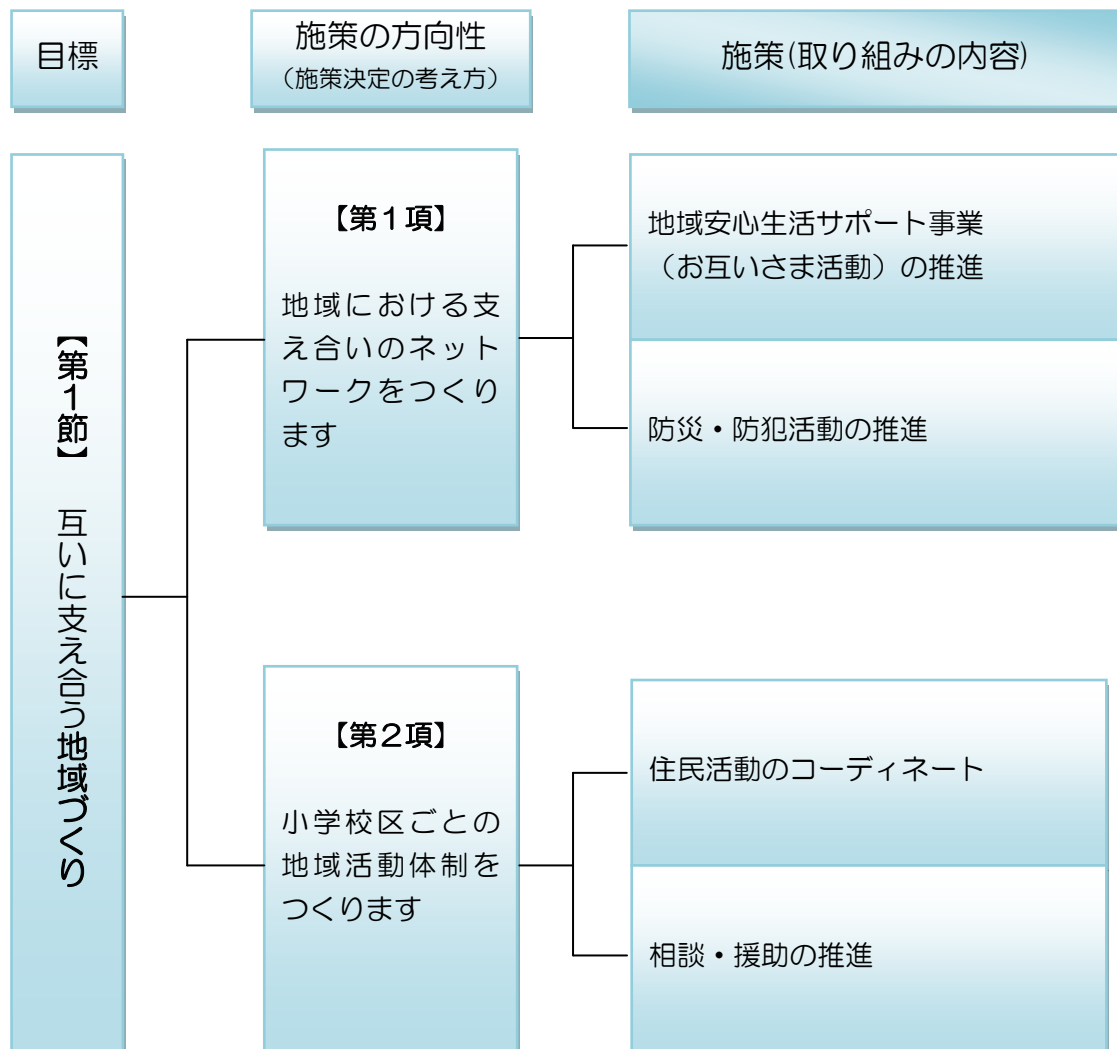
#### [小学校区域 (市内5か所)]

市が推進する住民自治協議会 (66 ページ「知っておこう! その③」参照) の単位です。

#### [自治会・町内会区域]

2015年(平成27年)3月末現在、76の自治会があります。

体系図



## 第1項 地域における支え合いのネットワークをつくります

---

### ★施策の趣旨

---

本市の高齢化率は2014年（平成26年）に30%を超え、県内他市と比較しても高齢化率の高さが際立っています。

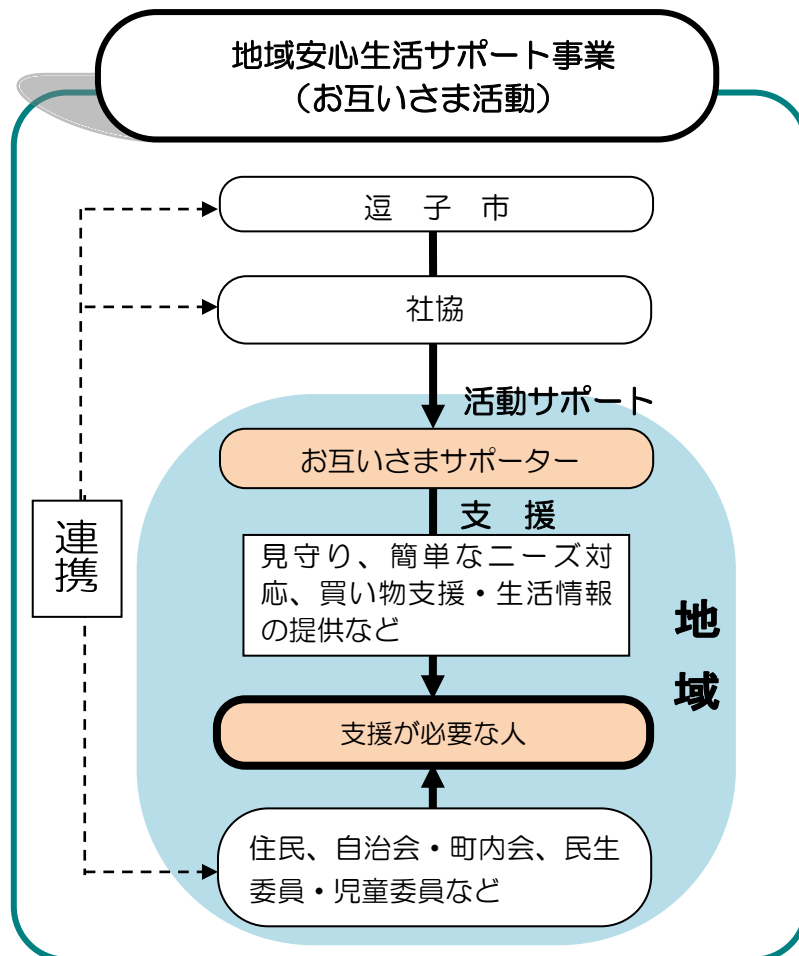
進行する少子高齢化や地域社会の変化により、今後は公的なサービスや福祉施策のみで高齢者や子育て世帯、障がいのある人などが抱えるさまざまな生活課題を支えることが難しくなることから、地域の中で互いに支え合い、助け合う体制づくりを進める必要があります。

そのためには、日ごろのあいさつ等による顔の見える関係づくりから、住民相互の交流や話し合いなどを通じて、自らの地域を自ら住みよくしていく意識、すなわち地域における支え合いのネットワークづくりが重要になります。

## (1) 地域安心生活サポート事業（お互いさま活動）の推進

### 現状と課題

- 本市では、2009年度（平成21年度）から、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域をめざし、地域特性に合わせた住民主体による地域のつながりや支援体制を構築していく「地域安心生活サポート事業（お互いさま活動）」を実施しました。
- 今後、災害時に避難支援を必要とする人への支援（避難行動要支援者避難支援）体制づくりや地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築において、地域安心生活サポート事業（お互いさま活動）で築かれた、地域住民相互による支え合い体制の基盤に大きな期待が寄せられています。
- 地域福祉を推進するためには、地域においてはそれぞれの実情に応じた“無理のない範囲”での自立をめざし、専門機関（福祉・保健・医療等の専門機関）においては情報や課題を共有化しつつ連携し、地域への支援体制を構築するなど、すべての人々がそれぞれの役割を果たし、互いに力を合わせる必要があります。



## ◆地域安心生活サポート事業（お互いさま活動）

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て世帯など、地域の中で見守りや生活支援が必要な人に幅広く呼びかけ、個々の課題を把握するとともに、ボランティア（お互いさまサポーター）を募集し、双方をつなぐことで、お互いに困っている時に助けあえる関係づくりを構築する取り組みです。

## ◆お互いさまサポーター・サポーターチームのさまざまな取り組み

当事業では、各地区において、お互いさまサポーターやサポーターチームが、支援が必要と思われる人に対し、適切な支援を行っています。

### 《取り組み事例》

- ①見守り活動…個々のケースに応じて、訪問や電話による安否確認などを行っています。
- ②福祉協力店の紹介…日常生活用品等の宅配店の情報を提供しています。
- ③簡単なニーズ活動…電球の付け替えや、樹木の伐採など、日常生活のちょっとしたお手伝いを行っています。
- ④生活情報の提供…タイムリーな生活情報、相談機関やサロン開催のお知らせなどの情報をまとめた広報誌を発行し、お届けしています。
- ⑤知り合う場の提供…さまざまなイベントを開催し、地域の人が集まる場を提供しています。



電球の付け替えを行うサポーターの様子



福祉協力店パンフレット

※2015年（平成27年）3月末現在のお互いさまサポーター登録者数468人。  
2015年度（平成27年度）から、『見守りサポーター』は『お互いさまサポーター』に名称が変わります。



## ①見守り体制の整備

### 現状と課題

---

- 高齢者や障がいのある人が安心して生活を送り、子どもの健やかな成長を育むことは、地域共通の課題であり、そのためには地域の人々による見守り活動は有効な手立てとなります。
- 市、社協はもとより、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや自治会・町内会、民生委員・児童委員、関係機関などが連携し、生活支援が必要な人と地域のつながりを深めるとともに、地域が主体的に取り組む見守り体制の構築を支援する必要があります。

### それぞれの取り組み

---

わたしたちに できること	<ul style="list-style-type: none"><li>○互いに日ごろからあいさつや声かけを行いましょう。</li><li>○特に、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て世帯などへのあいさつや声かけを積極的に行いましょう。</li><li>○近隣に買い物支援など、日常生活の手助けが必要な人がいないか、気かけましょう。</li><li>○お互いさまサポーター活動に積極的に参加しましょう。</li></ul>
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○活動の立ち上げ支援と全市域への拡充</li><li>○自治会・町内会との連携、協力による活動推進及び継続支援</li><li>○民生委員・児童委員、関係機関との連携</li><li>○活動情報の収集、発信</li></ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○活動の普及・啓発</li><li>○自治会・町内会、民生委員・児童委員、関係機関との連携</li><li>○活動情報の収集、発信</li><li>○社協との連携、協力</li></ul>

## お互いさまサポーターチーム一覧

2015年（平成27年）3月末現在

地区		地域	サポーター チーム名	地区		地域	サポーター チーム名
逗子小学校区	1	逗子3～4丁目地区	お互いさま逗子3・4	久木小学校区	16	山の根自治会地区	お互いさま山の根
	2	下桜山交友会地区	お互いさまさくら茶屋		17	山の根親交会地区	お互いさま松本谷戸
	3	桜山1丁目地区	桜山1丁目自治会		18	久木連合町内会地区	お互いさま久木
	4	新宿地区	新宿ついでついで チーム	小坪小学校区	19	小坪区会地区	お互いさま小坪
沼間小学校区	5	沼間1丁目地区	沼間1丁目 災害時みまもり隊		20	光明寺団地地区	お互いさま光明寺団地
	6	沼間2丁目地区	東逗子海光町内会	21	逗子南ヶ丘団地地区	お互いさま逗子南ヶ丘	
	7	沼間2丁目 マイキャッスル地区	お互いさま マイキャッスル	22	池子区会	お互いさま池子	
	8	沼間3丁目地区	お互いさま沼間三	池子小学校区	23	東逗子第二団地	お互いさま東逗子第二
	9	アーデンヒル地区	お互いさま アーデンヒル		24	東逗子第一団地	チーム「まごの手」
	10	沼間4丁目地区	お互いさま・ サロンぬま		25	アザリ工第一自治会地区	アザリ工第一・ お互いさま
	11	沼間6丁目地区	お互いさま・あずま		26	アザリ工第二自治会地区	アザリ工第二自治会内 サポーター
	12	グリーンヒル地区	お互いさま グリーンヒル				
	13	桜山3丁目地区	お互いさま桜山向原				
	14	桜山5丁目台山地区	つくしサポーターズ				
15	桜山5丁目番合谷戸地区	お互いさま番合谷戸					

## 【地域安心生活サポート事業の取り組み事例】

### お互いさま小坪（小坪区会地区）

2009年度（平成21年度）に「地域安心生活サポート事業」のモデル地区として、社協、民生委員・児童委員、地域のボランティアが中心となり立ち上げました。2011年度（平成23年度）からは、支援が必要な人の把握を進めるため、「支援マップ」を各丁目ごとに作成し、支援マップができた地域から見守り・声かけ活動を開始しました。



#### 《利用者の声》

登録してたすかりました♪  
お互いさま小坪利用体験談

夫と母が亡くなり、ひとり暮らしが長くなっていました。ある日帰宅したら玄関の鍵が開かなくなっていたため、サポーターにSOS。

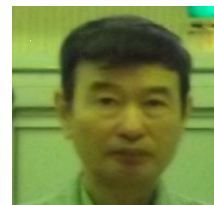
建具を扱うのが得意なサポーターが来て開けてくれました。修理をしなければと思っていたのですが、応急処置をしてもらいました。このような突如の事に対応してもらえることが心強いです。

#### 《お互いさまサポーターの声》

安心安全な地域のため♪  
お互いさま小坪サポーター

小坪地区は隣近所とのつながりが深い地域ではありますが、ひと昔前と比べると、関係性が少しずつ希薄になってきているように感じます。

情報誌を届けながら安否を確認させてもらったり、ちょっとしたついでに困りごとの対応に伺ったりすることで、不安や困りごとを抱えた方が少しでも安心して暮らして頂けたら幸いです。



高橋 貞さん

## 知っておこう！その①

### ◆『民生委員・児童委員』って誰？

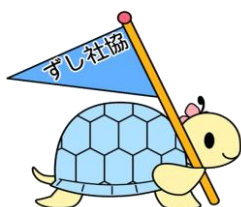
民生委員とは、「民生委員法」に基づき、住民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域の身近な相談相手となるとともに、支援を必要とする人と関係機関とをつなぐパイプ役を務めています。また、民生委員は、「児童福祉法」に基づき、児童及び妊産婦の福祉向上のため、必要な相談と援助などを行う児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員は、地域福祉活動を進めるうえで大きな役割を担っています。少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、住民を取り巻く環境が大きく変化する中、その活動は多岐にわたっています。

### ◆『お互いさまサポーター』って誰？

お互いさまサポーターは、社協に登録されたボランティアです。

お互いさまサポーターチームは、自治会・町内会の役員を中心に構成されたチーム、ボランティアとして構成されたチーム、サロンの開催を中心に活動しているチーム等、地域によってさまざまです。



困りごとがあればぜひ、お住まいの地域のお互いさまサポーターにご相談ください！

《懇話会メンバー》

逗子市民生委員児童委員協議会 若菜 敏孝

近年、少子高齢化の更なる進行を背景として、高齢者はもちろん児童、障がいのある人等を取り巻く社会の構造が大きく変化しています。このような状況のなかで「逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画」は、福祉サービスを必要とする住民が、地域社会を構成する一員として主体的に日常生活を営むことができ、さまざまな活動に参加できるようにするのが目的です。このプランを実現するためには地域における関係者や各種団体のつながり、ネットワークにより地域福祉活動を強化していく必要があります。この基盤となるのが地域の人々であり、お互いに助け合い、支え合うという“心”が必要になるものと考えます。

私たち民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らせる福祉社会の実現のため、関係機関、地域の方々と手を取り合い、住民の身近な相談相手として支援をしていきたいと思っています。



《懇話会メンバー》

逗子市育児サークル連絡協議会 西方 佳子

地域での協力体制の構築は、当初想像しにくいものではありませんでしたが、「お互いさま」という言葉に象徴される地域協力で捉えると、明るい未来が見えてくるように思います。

私自身、乳幼児を抱えて、四苦八苦していた時、話を聞いてくれる母親学級の友人がただで、気分が晴れやかになりました。気難しい長男は、抱っこしていないと泣き出すことが多く、友人の家に行くと上げ膳据え膳、私一人だけ何も出来ない時が続いた時は、何でうちの子だけ泣くのだろうと悩んだものでした。後で思い返せば、そのような時期は一時のもので、ご近所の方、育児サークルや学校の友人など、色々な方に本当にお世話になり、楽しく子育てが出来ました。

今、思い返せば、幸せな時間だったと思いますが、周りの人が、少しずつ手を差し伸べることで、更に充実した子育てをすることが出来ると思います。幸い逗子市は、穏やかな風土と同じく心優しい方が多いような気がします。時間はかかるかもしれませんが、市と地域が一体となり、豊かな街となってゆくことを祈っています。



## ② サロン（集いの場）の拡充

### 現状と課題

---

- 日ごろから地域で見守り、支え合う関係性を築くためには、互いの信頼関係を築くことが大切です。
- サロンの開催は顔の見える関係づくりの場として非常に効果的な機会となります。情報交換にとどまらず、支援が必要な人の安否確認や、ニーズ把握の機会となるほか、個々のケースが実際に生活支援や専門機関等へとつながるなど、その機能は拡充しつつあります。
- 大人も子どもも、さまざまな困難を抱える人も、誰もが気軽に立ち寄り、ふれあう交流の場となるサロンづくりを推進するとともに、健康づくりや介護予防の場としての更なる機能の拡充が求められています。

### それぞれの取り組み

---

わたしたちに できること	<ul style="list-style-type: none"><li>○サロンへ積極的に参加しましょう。</li><li>○地域で誰もが立ち寄れるサロンを作りましょう。</li><li>○ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て世帯などに、サロンへの参加を呼びかけましょう。</li></ul>
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○サロンの全市域への拡充</li><li>○サロン活動団体への支援</li><li>○情報交換会の実施</li><li>○情報の提供、発信</li></ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○サロン活動の普及、啓発</li><li>○情報の提供、発信</li><li>○健康増進情報を提供するため、サロンでの出前講座の開催</li><li>○「ふれあい活動」(*)の一環としての推進</li></ul>

## 《市内サロン一覧》

2015年（平成27年）3月末現在 26か所

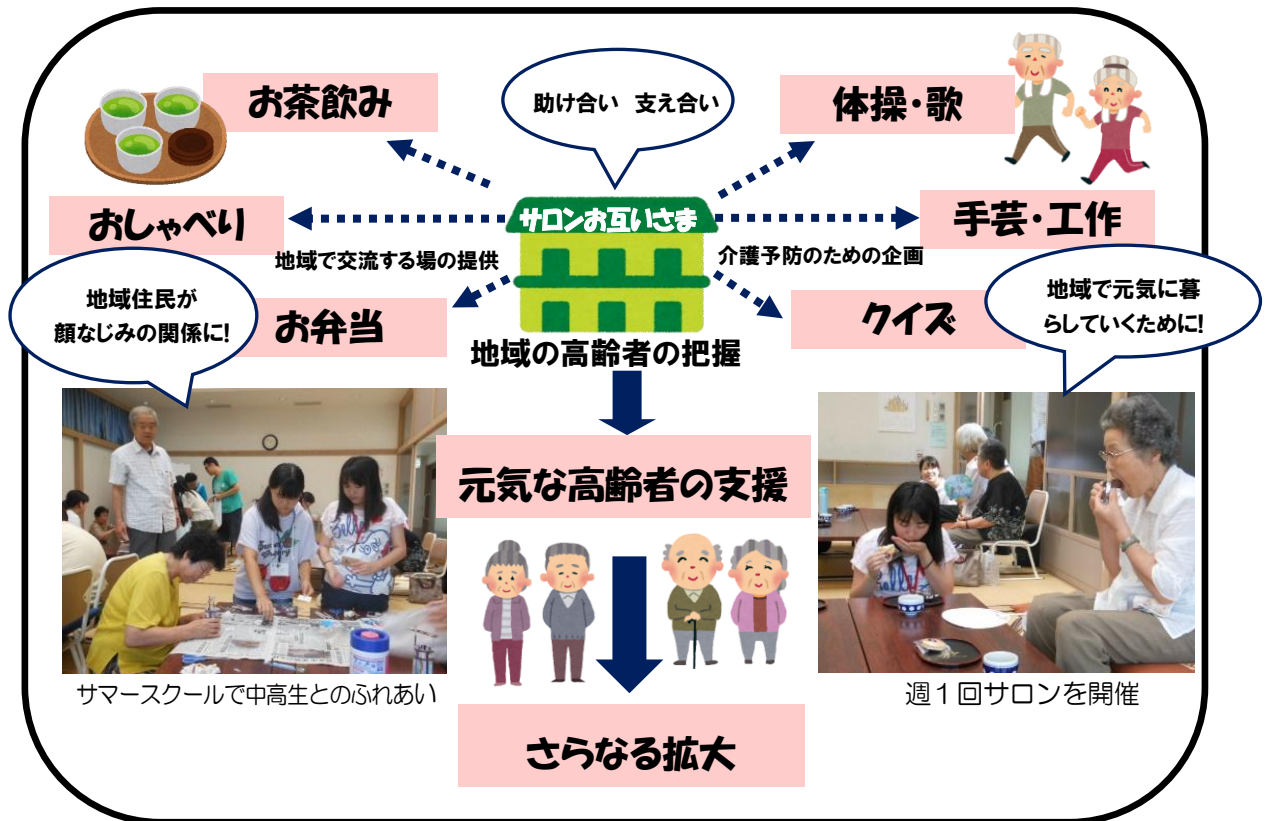
学区	地区	サロン名	場 所
逗子	逗子	① ご近所ひろばin逗子地区	交流センター駐輪場 山上輪業向い
		② 桜逗会館サロン	桜逗会館
		③ おいでサロン	新逗子駅南口医療センター後方
	新宿	④ ふれあいサロン新宿	新宿会館
	新宿	⑤ ランチの会《75歳以上の一人暮らしで歩いて来られる方》	新宿3-6-35松汀園近く
	下桜山	⑥ さくら茶屋deお茶処	下桜山地区の公園等にて
沼間	沼間	⑦ サロンぬままさん	沼間会館
		⑧ サロンぬまま	レスト・ヴィラ東逗子
		⑨ ふれあいサロンアーデンヒル	アーデンヒル自治会館
		⑩ ティールームグリーンヒル	グリーンヒル自治会館
		⑪ ティールームつくし	県営桜山団地集会所
		⑫ サロン番合谷戸	福社会館
	上桜山	⑬ サロン桜山向原	桜山生協2階
久木	久木	⑭ サロン久木	久木会館
		⑮ ふれあいサロン桜	逗子ハイランド自治会館
	山の根	⑯ 寄り道サロントーテムポール	山の根踏切付近
		⑰ 山の根 子育てママのきらきらサロン	たっちゃんち
		⑱ 松本谷戸サロン	山の根親交会館
小坪	小坪	⑲ ご近所サロンこつぼ	小坪公民館
		⑳ ご近所サロン大谷戸	小坪大谷戸会館
		㉑ ご近所サロンこだま	小坪大谷戸会館
池子	池子	㉒ サロンお互いさま	池子会館
		㉓ ていーるーむ篠	池子会館
		㉔ サロンとまり木	東逗子第二団地集会所
		㉕ まごの手サロン まごの手劇場	東逗子第一団地集会所
		㉖ サロンアザリエ第二	アザリエ学校前公園



## 【介護予防を目的としたサロンの事例】

### サロンお互いさま（池子地区）

池子地区では、地域のボランティアを中心に趣向を凝らした内容で積極的にサロン活動を実施しました。それは、交流のためのお茶飲みにとどまらず、高い企画力で高齢者の介護予防にも力を注いでいます。



＜利用者の声＞  
登録してたすかりました♪  
お互いさま池子利用体験談

池子へ引っ越す際、足が不自由なため、電球やカーテンレールを取り付けることができずに困っていました。介護保険もまだ申請中のため途方に暮れていたところ、お互いさま池子を紹介していただきました。すぐに対応してくださり、引っ越しに間に合いました。

このようなサポートをしてくださる方がいらっしゃるということは本当に心強いことです。新しい場所への不安が軽減されました。

＜お互いさまサポーターの声＞  
安心安全な地域のため♪  
お互いさま池子サポーター

池子地区には、困りごとは自分や家族間で解決するという地域性があることから、ボランティアが何を担っていくのかが課題でした。

地域安心生活サポート事業を通じてサロンの位置づけを明確にすることにより、地域の支え合いの輪を育ててきたように感じます。毎週1回、サロンを楽しみにしている方がいらっしゃいます。その中で見えてくるニーズもあり、介護予防としての役割はもちろん、地域での困りごとにも対応できる人間関係を構築しつつあると思います。



柏村 宗巨さん



## 知っておこう！その②

### ◆『地域包括支援センター』って何？

地域包括支援センターは、介護予防ケアプランを作成するほか、市・医療機関・サービス提供事業者などと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合的な役割を担っています。

《事業内容》

- ①高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- ②介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ③ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- ④高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業

現在の市内2か所（逗子市社協地域包括支援センター、清光会逗子市地域包括支援センター）から2016年度（平成28年度）には3か所目の設置を予定しています。

### ◆『地域包括支援センターとサロン活動』～介護予防の視点から～

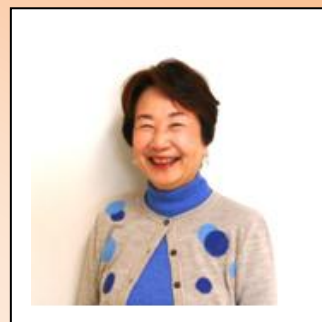
地域包括支援センターでは、サロンに出向き、認知症予防の講座や介護保険制度の説明、消費者被害防止の啓発などを行っています。また、出張相談窓口を設置することもあります。

サロンの主催者が参加者の変化に気づき、出張相談窓口に情報を提供したことにより、迅速な支援につながった事例等もあり、地域包括支援センターがサロン活動に関わることにより、地域住民の心配ごとや気づきが、公的な支援や見守り活動に速やかにつながるメリットがあります。

《懇話会メンバー》

山の根自治会 龍村 敦子

逗子市内でこのようにたくさんの高齢者サロンが開催される時代が来ると誰が想像したでしょうか。これらのサロンは言うまでもなく介護保険によるデイサービスとは違い、住民自らが企画運営しています。どのサロンも賑わっていると思います。来年も賑わうでしょう、5年後はどうでしょう、10年後は…。今サロンを企画運営しているスタッフが10年経った時、スタッフでいられるとはかぎりません。サロンは地域福祉活動の重要な柱の一つです。現在の運営スタッフが10年後に安心して地域福祉活動に身を委ねられるような仕組みを作りはじめたいと思っています。



《懇話会メンバー》

池子区会 増田 勝頼

地域の代表という気持ちでこれまでの懇話会に参加させていただきました。今後ますます高齢化が進行する逗子市においては、自治会・町内会や住民ができることと、専門機関の手を借りなければならないことを考え、さまざまな側面から安心して暮らせる地域を構築する必要があると思います。地域でも社会的に孤立した人が多くいらっしゃいます。自身の病気、親の介護、子育て等、周囲の助けが必要な時があります。その中で『居場所』としてのサロンは重要になっています。顔の見える関係づくりを構築できる場であるサロンを作ることができるのは地域住民だけではないでしょうか。この計画に期待を込めて、この地域（町内会）にいて良かったと感ぜられるような地域づくりをめざしたいです。



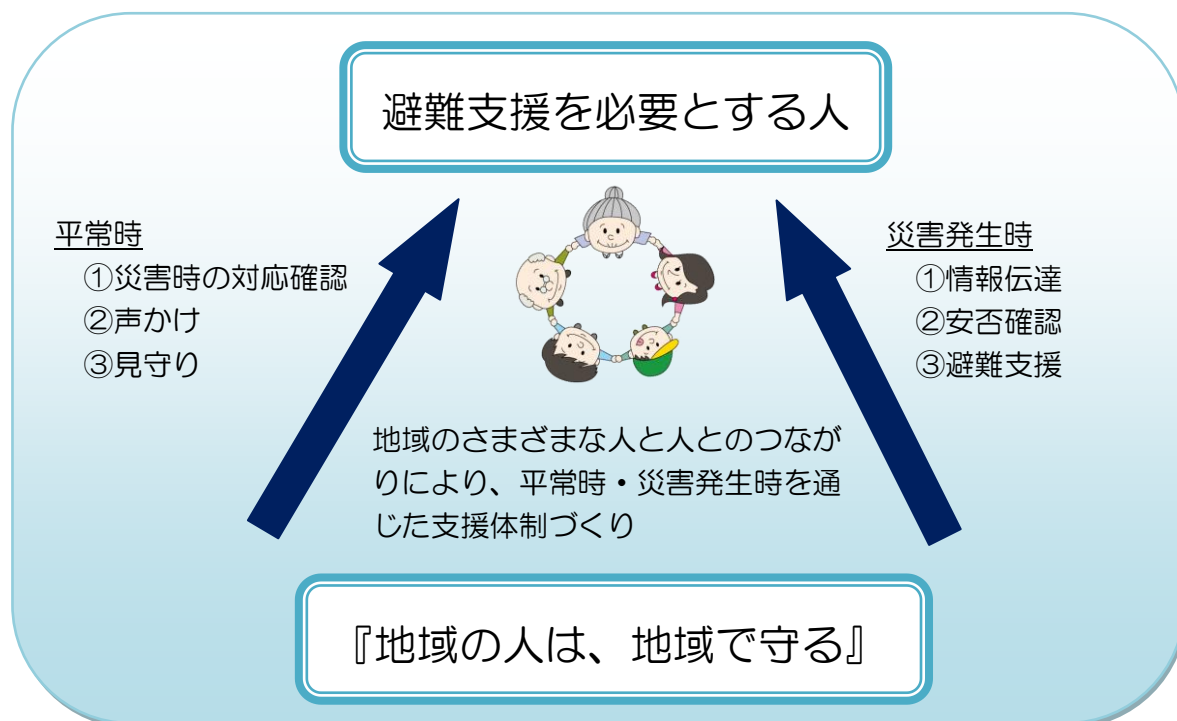
「サロンお互いさま（池子地区）」のような、介護予防や健康づくりを目的とした集いの場を増やしましょう！

## (2) 防災・防犯活動の推進

### 現状と課題

- 高齢者や障がいのある人等を狙う悪質商法や、子どもを巻き込む事件など、住民の安全を脅かす犯罪は複雑かつ多様化しています。
- また、東日本大震災後には、災害時においては地域住民一人ひとりが助け合いの意識を持って行動することが重要であることは、誰もが認識するところとなっています。
- 日ごろから、見守りやサロン活動を通じて防災・防犯意識を高めるとともに、地域の人々は地域で守ることを意識し、地域住民が互いに話し合い、活動する機会の充実が必要です。
- 市、教育機関、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、消防団、警察などが協力し、適切な情報提供及び共有化に取り組み、関係機関との連携を強化するとともに、近隣相互の交流や地域での見守りを通して、防犯や災害発生時にも対応できる地域づくりが求められています。

### 【避難支援を必要とする人の支援体制のイメージ図】



## それぞれの取り組み

<p>わたしたちに できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災・防犯に関する情報に関心を持ちましょう。</li> <li>○見守り活動や避難訓練、防犯パトロールなどの地域の防災・防犯活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>○通学時の子どもたちを見守り、安全に気を配りましょう。</li> <li>○悪質商法や振り込め詐欺に遭わないよう注意しましょう。</li> <li>○災害時の備えについて、日ごろから家族や地域で話し合いをしましょう。</li> <li>○近隣の支援を必要とする人の災害時の避難支援について考えましょう。</li> </ul>
<p>社協の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で防災・防犯について話し合う場づくり</li> <li>○地域の安否確認や見守り体制整備の支援</li> <li>○逗子市避難行動要支援者避難支援計画の地域への周知</li> <li>○避難支援を必要とする人の支援に係る地域の主体的な取組みの支援</li> <li>○災害救援ボランティアセンター（※）の設置運営訓練の開催</li> </ul>
<p>市の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で防災・防犯について話し合う場づくり</li> <li>○防災・防犯意識の啓発</li> <li>○防災・防犯に関する情報提供</li> <li>○地域における自主防災・防犯活動の推進</li> <li>○避難支援を必要とする人の支援に係る地域の主体的な取組みの支援</li> <li>○小学校区避難所運営委員会と自主防災組織（※）の連携強化</li> </ul>

## 【自治会とサポーターが連携した事例】

### 山の根自治会

山の根自治会では、地震や風水害など、災害時において組織的に対応できるよう、さまざまな取り組みが行われています。また、2005年度（平成17年度）から久木小学校に通学する児童の登下校時の安全のために、児童の見守り活動を行っています。

さらに、「お互いさま山の根」と連携し、災害時にひとりで避難することが困難な人への支援体制づくりを進めています。

#### 山の根自治会の防災・防犯活動

- 避難路の整備
- 避難所訓練
- 防災訓練
- 児童見守り活動



#### お互いさま山の根の活動

- 見守り・安否確認
- サロンの開催
- お互いさまマップ作成
- ケース会議の開催

### 連携

登校時と下校時に、地域の方々が見守り活動を行っています。



逗子市総合防災訓練の際、自治会関係者とお互いさまサポーターが避難支援を必要とする人の安否確認と、避難訓練を行っています。

#### 《利用者の声》

「助けて」と声に出すこと・・・  
サポーターは受け止めてくれました

自治会のお互いさまサポーターに『人工呼吸器をつけている息子を停電の際には助けてください。』とお願いしたことで、東日本大震災発生時に助けていただきました。

不安になったとき、何をして欲しいかを言葉に出したおかげで、さまざまな人の手助けを得ることができ、一歩前に出ることの大切さを知りました。お互いさまサポーター並びに関係者の皆様に心から感謝しています。

#### 《お互いさまサポーターの声》

ひとりの困りごとはいつかの  
自分の困りごとと捉えましょう

歳を重ねるにつれて、困りごとは増えていきます。お互いさま活動は『ひとりでも安心』の地域をめざし、みなさんが『お互いさまサポーター』になる事業です。そして、『助けられ上手』も育てる事業です。『助け上手』は山ほどいるけれど、『助けてね』と手を挙げる人は少数です。手を挙げることで不安がなくなるかもしれません。困りごとがあれば、ぜひお互いさまサポーターに相談してみてください。（お互いさまサポーター 曾我 龍一さん）

## 知っておこう！その③

### ◆『逗子市避難行動要支援者避難支援計画』って何？

災害発生時またはその恐れが高まった時に、高齢者や障がいのある人など、自ら避難することが困難な人に対し、必要な情報伝達、避難誘導及び避難支援を迅速かつ適切に行うためには、地域の力が必要です。

そのため、市では、日ごろからの地域のさまざまな人と人とのつながりを基盤とした、災害時の避難支援体制づくりをめざす「逗子市避難行動要支援者避難支援計画」（以下、「計画」という。）を2014年（平成26年）3月に策定しました。

この計画は、避難支援を必要とする人を本人同意に基づいてあらかじめ特定し、誰が支援し、どこに避難させるか等を決めて、その情報を共有することにより、いざという時に地域の中で安否確認や避難支援などが迅速に行える体制づくりをめざすものです。

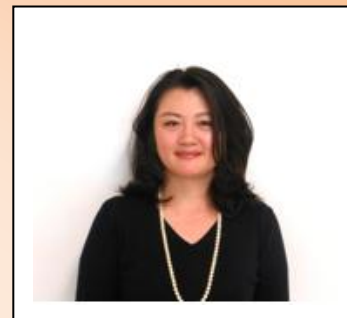


《懇話会メンバー》

返子災害ボランティアネットワーク

北川 祐子

災害発生時の「想定外」を、どうしたら乗り越えることが出来るか？私達の活動のテーマに対する答えは、日ごろからの「顔の見える関係作り」だと思っています。当計画において述べられているように、自治会だけでなく、すでに盛んに行われているサポーター活動等の各ボランティアとの連携により、福祉の助けを必要としている人にも情報が行き届き、暮らしやすい環境が作られると思います。



《懇話会メンバー》

返子市手をつなぐ育成会 中野 由美子

私には重度の知的障がいがある33歳の娘がいます。親の会に入会して初めて、地域や福祉について考えるようになりました。これまで多くの仲間や支援者と出会い、支えられ、活動してきました。今回この計画策定に際し、声を上げることができない本人たちの代弁者として、また障がいのある人を支える家族としての想いを伝える機会を与えていただきました。障がいのある人もその人なりに懸命に生き、住み慣れたこの街で暮らし続けたいと願っています。しかし、障がいがあるためにさまざまな困難があり、福祉制度や家族で支えるにも限界があります。その足りない部分を地域における支え合いで埋めていきたい。そのためには、互いに助け合う地域とのつながりを作っていくことが大切だと強く感じています。



山の根自治会は、地域の安全・安心・福祉のまちづくりを自治会が主体的に行っています。  
みなさんの地域でも、自治会とお互いさまサポーターとの連携による地域に根差した活動をめざしましょう！

## 第2項 小学校区ごとの地域活動体制をつくります

---

### ★施策の趣旨

---

地域ごとの特性を活かしたニーズ把握の仕組みや、ニーズへの即応体制づくりを基盤としながらも、各種活動を更に充実・活性化するために、5つの小学校区ごとの活動をコーディネートするとともに、相談・支援体制づくりを進めます。

また、地域内で解決困難な福祉・環境・市民活動などのさまざまな課題を小学校区内の連絡会等において検討する仕組みをつくります。



## (1) 住民活動のコーディネート

### 現状と課題

- 地域福祉の推進には、住民による主体的な活動と、市や福祉・保健・医療等の専門機関やボランティアなどの多様な主体が、連携しながらそれぞれの役割を果たしていくことが大切です。そのためには、地域課題やニーズを市や専門機関等へ橋渡しをする調整役が必要です。
- 社協は、「地域安心生活サポート事業」で培ったノウハウを活用し、地域福祉のコーディネート機能を更に充実させ、適切な課題の解決へとつなげていく必要があります。

### それぞれの取り組み

社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域課題を話し合う場づくり</li><li>○課題解決に向けた支援及び地域ケアの体制づくり</li><li>○専門機関等とのネットワークづくり</li><li>○住民活動の継続支援</li><li>○課題・ニーズ解決へのコーディネート</li></ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○小学校区ごとの地域担当職員(※)の配置</li><li>○地域情報の収集と関係づくり</li><li>○住民自治協議会への情報提供・助言等</li></ul>

#### 《懇話会メンバー》

神奈川県鎌倉保健福祉事務所 重松 美智子

「住み慣れたこの逗子に住み続けたい。そのためにできることをしているだけよ。お互い様よ。」と多くの方からお話を聞かせていただきます。皆様のこの思いが逗子市の住民活動を盛り上げているのだと感じております。

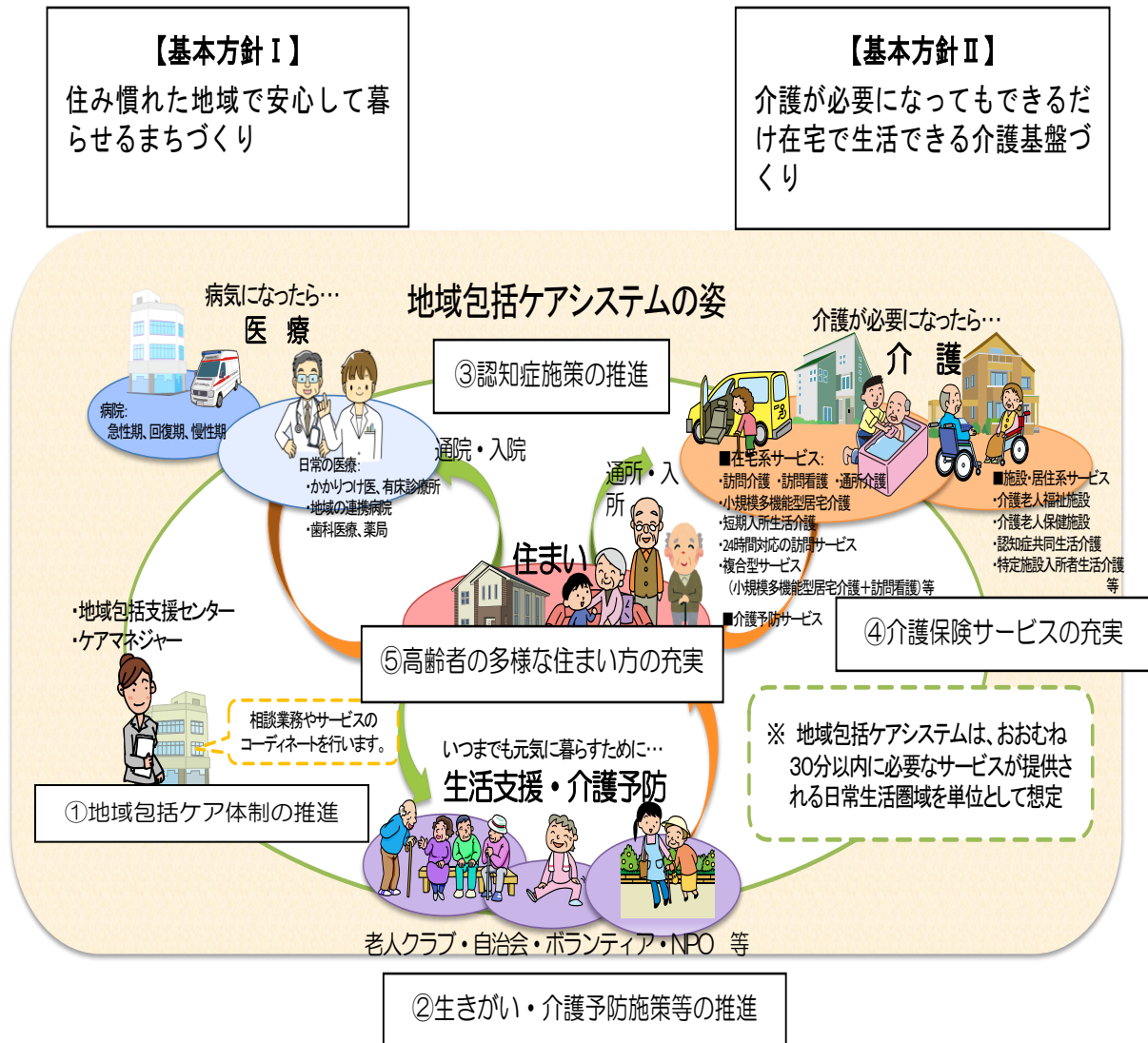
一人ひとりの思い、行動力はとても貴重であり、地域を動かす原動力になりますが、継続していくこと、活動の広がりを持たせることはかなりのパワーを要します。

地域で「点」と「点」で活動している住民の方の力を掘り起こし、それぞれの個性や独自性を活かしながら、お互いの違いを認め合い、地域住民同士で支え合うための橋渡しをする社協の「コーディネート機能」に期待すると共に、ますます住民活動が活性化することを楽しみにしております。



## ◆社協の「生活支援コーディネーター」

介護保険制度の改正により 2015 年度（平成 27 年度）から開始する、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアの仕組みづくりにおいて、社協は市から生活支援コーディネート業務を受託し、市民と生活支援サービスを担う多様な関係団体等とをつなぐ橋渡し役を担います。担当制による生活支援コーディネーターを配置し、地域安心生活サポート事業により醸成されたお互いさま活動を基盤に、住民が自ら積極的に生活支援の担い手となって、支援が必要な高齢者を支える社会の実現をめざします。



資料「逗子市高齢者保健福祉計画」より抜粋

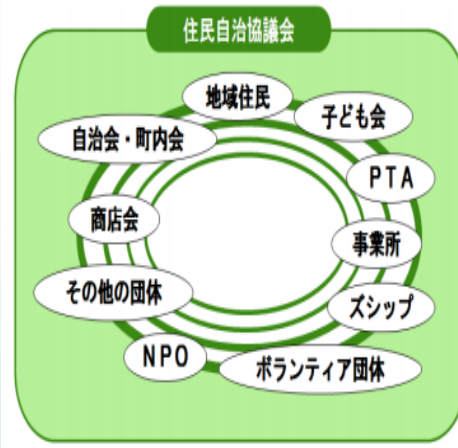
## 知っておこう！その③

### ◆『住民自治協議会』って何？

住民の相互の連携および協力のもと、地域の課題解決および地域の個性や実情に応じた地域づくりを目的として、住民が主体となって設立する組織をいいます。

市では地域の皆さんとともに、5つの小学校区ごとの協議会の設立をめざしています。

〈協議会の連携のイメージ〉



### ◆5つの小学校区と3か所の地域包括支援センターとの連携

小学校区には、地域福祉のコーディネーターを配置し、地域活動の支援や住民と関係機関とのネットワークづくり等、積極的なアウトリーチ（※）を行います。

それぞれの小学校区における地域課題や個別の問題等は、必要に応じ、地域包括支援センターにつなぎ、課題検討・解決を図ります。

## (2) 相談・援助の推進

### 現状と課題

---

- ライフステージごとにきめ細かく生活課題を捉え、あらゆる年代で潜在化する多様かつ複雑な悩みを解決するための支援が求められています。
- 早い段階で困りごとに気づき、支援につなげていくには、近隣による見守りや声かけを活発に行うとともに、身近な地域で気軽に相談できる場が必要です。そして、地域からの情報を漏れなく把握し、適切に必要なサービスや専門機関等へつなぎ、サポートしていく重層的な相談支援の仕組みが必要となっています。

### それぞれの取り組み

---

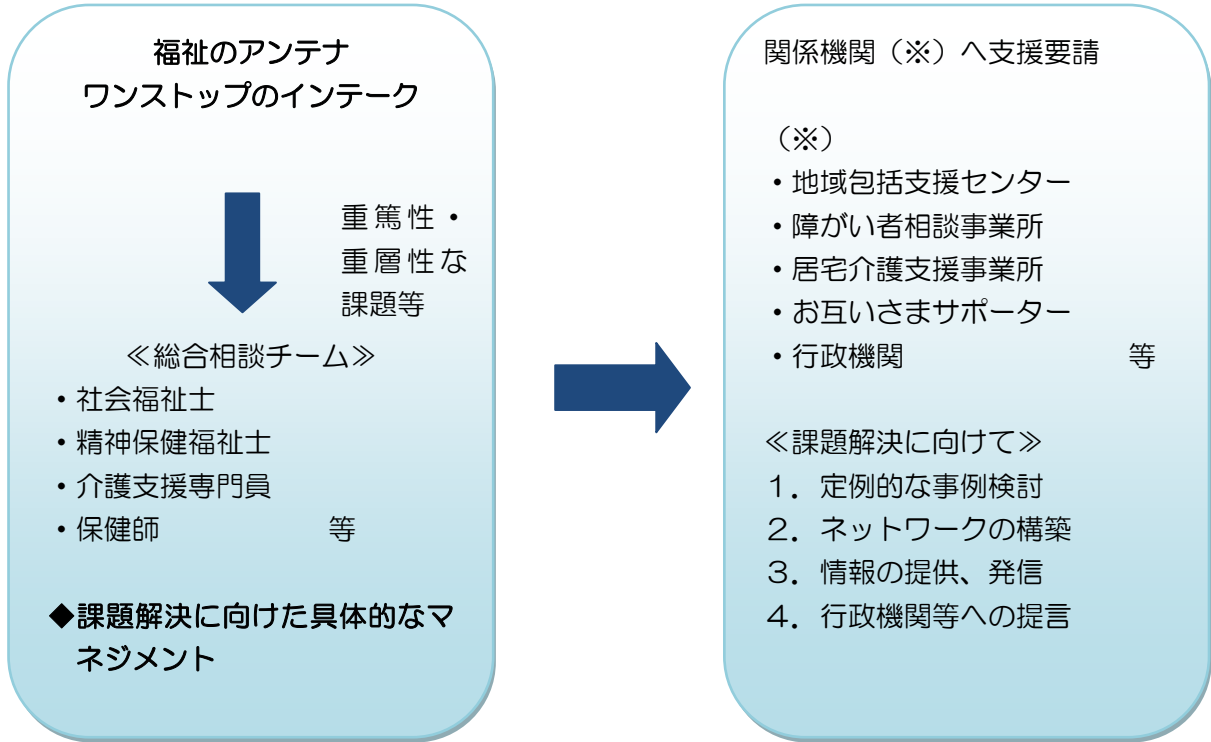
わたしたちにできること	<ul style="list-style-type: none"><li>○気軽に相談できる近隣関係をつくりましょう。</li><li>○困りごとや悩みごとをひとりで抱え込まないようにしましょう。</li><li>○近隣に困りごとを抱えた人がいたら、身近な相談窓口（★）につなぎましょう。</li><li>○相談機関等に関する理解を深めましょう。</li><li>○支援が必要な方へ、福祉サービス等の情報を提供しましょう。</li></ul>
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○ワンストップとアウトリーチによる総合相談体制の強化</li><li>○相談支援体制の周知徹底</li><li>○他機関の相談窓口との連携</li><li>○相談援助技術の向上</li></ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○相談支援体制の拡充・充実と情報提供</li><li>○既存相談事業との連携</li><li>○行政関係課相互の横断的な連携強化</li><li>○総合的な福祉情報の提供</li></ul>

#### (★) 身近な相談窓口とは…？

市、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、（仮称）こども発達支援センター、子育て支援センター、児童相談所、保健所、社協、民生委員・児童委員などをいいます。

## ◆社協の総合相談体制

社協では、個別事例への直接的な支援と安心安全なまちづくりの推進の二つの機能を、自治会等住民活動や専門機関との連携により統合しながら、ワンストップとアウトリーチによる「総合相談体制」を展開しています。



### 《懇話会メンバー》

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会  
野地 郁年

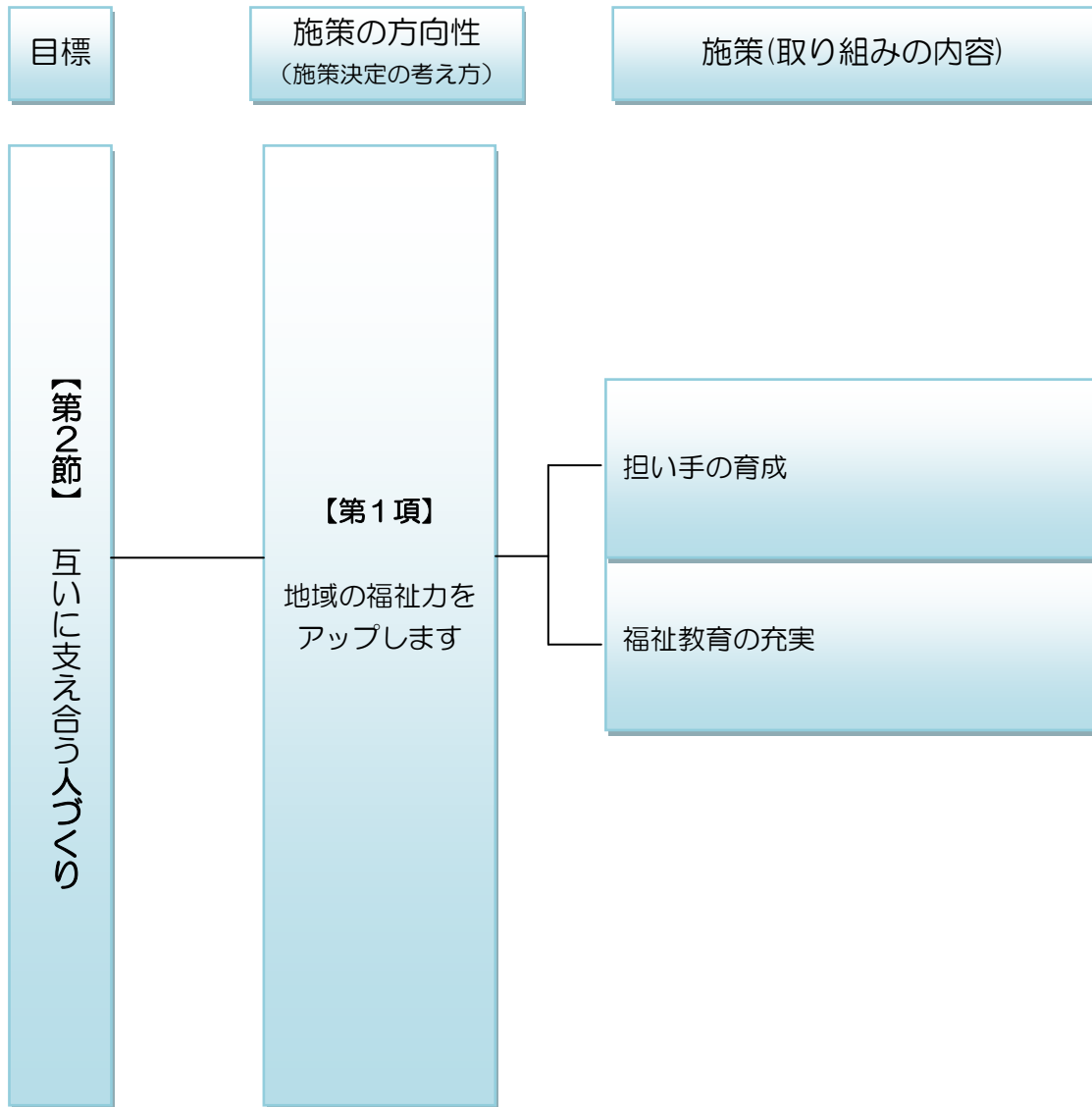


一般的に「総合相談」というと、市役所の総合案内や、専門職による対応を含めた相談窓口と捉えられていますが、社協のめざす「総合相談」は、住民一人ひとりの個別の問題を地域の課題として捉え、地域で解決・予防できるまちづくりを、住民と関係機関・団体と連携して取り組むものであり、地域福祉の推進そのものであるといえます。

逗子市社協が推進する、自治会等によるお互いさまの地域づくりやボランティアセンターによる福祉のまちづくりと、各種在宅福祉サービスや相談援助事業などの直接的な個別支援事業を統合化し、専門職や各種サービス提供者と連携することによって、生活問題の予防、早期発見・早期解決をはかり、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざすものです。

キーワードは「つながり」、人と人、人とサービスや資源、サービスや資源どうしの「関係性」をつくっていくことがポイントであり、社協は「つながり」づくりの「コーディネーター」です。

体系図



## 第1項 地域の福祉力をアップします

---

### ★施策の趣旨

---

地域にはさまざまな人が生活しており、個々の抱える生活課題は多様化しています。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられる社会を実現するためには、多くの人の福祉活動への参加が必要であり、市民、関係機関、市、社協等との連携により、市全体で「福祉のまちづくり」を推進する必要があります。

そのためには、地域社会を構成する私たち一人ひとりが、可能な範囲で地域社会に貢献し、お互いに協力し、助け合うことが必要です。このような地域生活の中から生まれる一人ひとりの「福祉力」の向上をめざし、自主的な福祉活動を促すとともに、地域の絆づくりやボランティア活動などの地域福祉活動に発展させていきます。

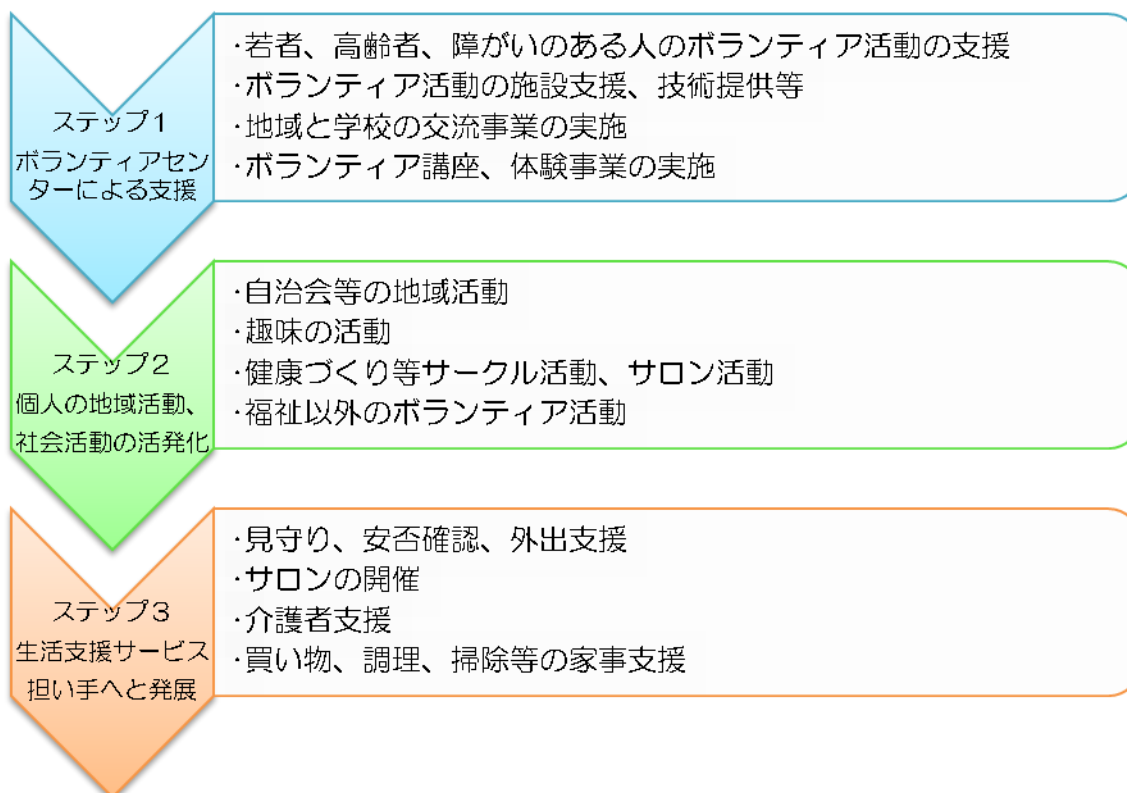
## (1) 担い手の育成

### 現状と課題

---

- 地域では、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア団体・福祉団体等多くの方が、地域福祉の担い手として活躍していますが、一方で参加者の固定化や新たな人材の不足が課題となっています。また、介護保険制度の改正に伴い、今後必要とされる生活支援サービスの新たな担い手を養成することが必要となっています。
- 新たな担い手を養成するためには、地域や福祉活動に触れ、理解を深めるさまざまな機会の充実を図ることが必要です。また、サロンの参加者についても、単なるサービスの受け手（利用者）というだけでなく、自ら地域で活躍する主体となれるよう支援を行う必要があります。

#### ◆地域福祉の担い手の育成過程（一例）





## それぞれの取り組み

わたしたちに できること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動や学習会へ積極的に参加しましょう。</li> <li>○どのような地域活動が行われているか、把握しましょう。</li> <li>○ボランティア活動に参加しましょう。</li> </ul>
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア講座、学習会の開催</li> <li>○各種ボランティア団体や地域活動団体への出張講座の開催</li> <li>○活動団体紹介等の情報提供及び相互連携支援</li> <li>○活動の継続支援（後継育成の支援）</li> <li>○「住民参加型サービス」(*)の実施</li> </ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種研修等の実施</li> <li>○ボランティア情報等の周知</li> <li>○「住民参加型サービス」の実施支援</li> </ul>

### 知っておこう！その④

#### ◆『逗子市ボランティア連絡協議会』って何？

逗子市ボランティア連絡協議会は、1985年（昭和60年）に市内のボランティアグループが、その活動を円滑に推進するために設立しました。

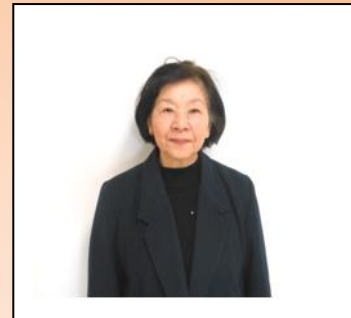
主な活動目的は、ボランティア活動の参加者を増やすこと、および活動に関連した研修などを通して、加盟グループを発展させることなどがあり、2015年（平成27年）3月現在24グループが加盟しています。

毎年、社協との共催事業「あそボラ de あしたへ『子どもフェスティバル』」を開催し、活動を広く市民に周知し、新たなボランティアを募集しているほか、研修会等も開催し、ボランティア活動の質的向上をめざしています。また、市や社協だけでなく、福祉施設等の行事の開催にも協力しています。

《懇話会メンバー》

逗子市ボランティア連絡協議会 井上 摩尼子

ある小学生のグループに質問してみました。  
「福祉って聞いたことある？」「うん、あるよ。手話や点字や車椅子のことでしょ。学校でやったことあるよ。」  
「むずかしかったよ。」「面白かったよ。」「点字の名刺を作ったよ。」



みんな今まで知らなかった手話や点字等については、各々、楽しかった、むずかしかったと話しますが、それでは体験談で終わってしまいます。駅やポストの点字表示、駅のホームや歩道のブロックが、目が見えない人のためにあると、気がついている子もいました。しかし、やはり話はここで終わってしまいます。

障がいのある人の暮らしにくさ、日常の生活に対する不安、不自由さに思いを馳せることは容易ではありません。これは子供だけではなく、大人も同じ？と思うような場面に出会うことがあります。

福祉教育は学校だけのものではなく、大人が子どもと一緒に考えて、関心を持つことが大切です。体験したことから生まれる思いや行動は、家族、地域との協力で育ち、実現していくものだと思います。

ふだんの くらしの しあわせ を、みんなで作り上げていきましょう！

《懇話会メンバー》

公募市民 岩橋 誠

地域福祉とは何でしょう。例えば、地域を「知為気」という言葉で置き換えてみたらいかがでしょうか。「知」は自分および他者を知る。「為」は、なす・する・なるで、地域福祉に参加してみる。「気」は、気配り・やる気など、人と人が互いに感じあうことといえます。そのためには、自治会等、伝統的な地域活動も継続していく必要があると思いますが、地域の今後のあり方を考えると、行政や社協などからのアドバイスも必要であると思います。



また、地域包括支援センターは、高齢者だけではなく、地域包括ケアという観点から、児童・ひとり親・障がいのある人・生活困窮者など幅広い対象者へ支援を拡充する必要があると思います。同様に、サロンについても、老若男女が参加できるように、多くの人に啓発する必要があります。私も是非、サロンや地域の社会資源に足を運んでみたいと思います。

## ◆社協の「ボランティアセンター」

社協では、ボランティアを行いたい個人または団体と、ボランティアの力を求めている個人または団体をコーディネートする業務を行っています。

2015年（平成27年）3月現在、ボランティアセンターには70グループ、約1,440名の方が登録しています。ボランティア活動に関する各種相談・助言など、ボランティア活動の活性化に向けた支援も行っています。また、新たなボランティア育成を目的とした講座の開催、登録ボランティアの育成支援も行っています。

### 《生活・介護サポーター養成講座》

この講座は、地域の中で、自分に何ができるのか、どう関わっていけるのかを考える機会を提供することを目的として開催しています。



### 《認知症サポーター養成講座》

この講座は、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者になってもらうことを目的に、地域からの依頼に応じて開催しています。

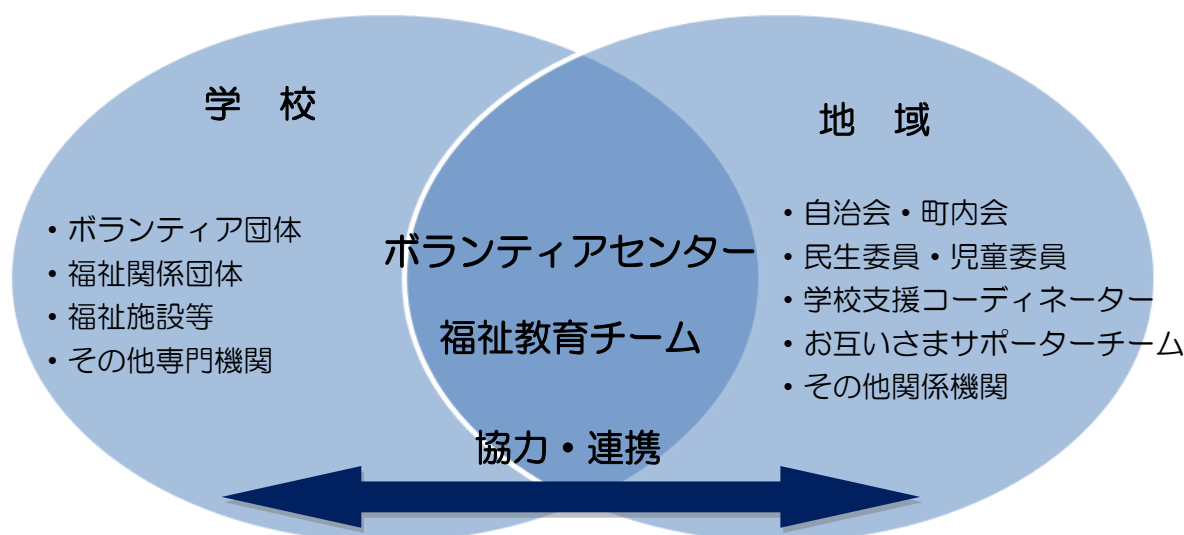


## (2) 福祉教育の充実

### 現状と課題

---

- 福祉教育とは、人間理解・命の尊さ・平和と人権を基本理念とした、人が共に生きるための教育であり、「児童・生徒の福祉の心を育て豊かな成長を育むための教育」「住民の主体形成をめざす基礎として地域福祉を推進するための教育」の二つの側面があります。
- 地域福祉を推進していくためには、福祉に関心を持つ人を増やし、支え合い・助け合いの気持ちを醸成することが大切です。
- 高齢者や障がいのある人などへの理解を深め、人を思いやり、支え合う気持ちを養うためには、幼少期から福祉をテーマにした学習や福祉関係団体の活動への参加を通じて、福祉への関心と理解を深めることが重要です。
- 住民一人ひとりに福祉教育の大切さが理解され、学校・地域・家庭など、それぞれの場で継続的・系統的に展開されることによって、福祉教育は深みと広がりを持っていきます。
- 教育機関や関係団体、福祉施設等との連携により、住民の福祉に対する関心や理解を深め、福祉活動の担い手の育成を推進することが必要です。





## ①学校と連携した福祉教育を推進します

### 現状と課題

- 福祉やボランティア活動への理解を幼少期から育む取り組みは、福祉活動の裾野を広げる意味でも非常に重要です。現在、各小中学校では総合学習の一環として、手話や車いす体験、障がいのある人からお話を聞くことなどのボランティア学習が行われています。
- ボランティアセンターなどの福祉関係機関と学校の福祉教育担当者が企画段階からかわり、目的を共有化することや、考えるプロセスを重視したプログラムを展開することにより、「豊かな福祉観」を広げていくことが重要です。

#### ＜実践例＞

沼間中学校では、2、3年生を対象に、こころの健康について正しい理解を深めるため、福祉教育チーム、KANAC（カナック）、社協が連携し福祉の授業を行いました。



### 知っておこう！その⑤

#### ◆『KANAC（カナック）』って何？

横須賀・三浦地域発達障害相談・支援センターをいい、発達障がいのある人が身近なところで支援が受けられるよう、横須賀・三浦障害保健福祉圏域内の体制整備や支援者・家族のネットワークづくりを行い、ペアレントメンター事業（自閉症等の発達障がいのある子どもを育てた経験のある家族が、同じ悩みを持つ家族に対し、経験に基づいたアドバイスを行うこと）を柱に、支援機関の研修会・講演会や相談支援等を行っています。

## ②地域での福祉教育を推進します

### 現状と課題

---

- 福祉に関する住民向けの研修会や講座は、参加者が固定化している傾向があり、新たな地域福祉の担い手の育成には至っていない現状があります。
- 福祉の課題を、地域の身近なテーマとして認識してもらうことが重要であり、自らの問題として捉え、参加したいと思えるような講座を企画する必要があります。

#### 《実践例》ごほうび講座

自治会と連携し、地域の理解を深め、地域の人材を講師として活かすことをねらいとして、子育てサロンを全小学校区で開催しました。



### それぞれの取り組み

---

わたしたちに できること	<ul style="list-style-type: none"><li>○家庭や学校、職場や地域で福祉教育の機会を増やし、福祉の心を育みましょう。</li><li>○地域活動や学習会へ積極的に参加しましょう。</li></ul>
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○学校での福祉教育の協力</li><li>○地域での福祉教育の実施</li></ul>
市の取り組み	<ul style="list-style-type: none"><li>○福祉教育の普及・啓発</li><li>○福祉教育の情報提供・発信</li><li>○庁内関係所管、関係機関との連携</li></ul>

## 知っておこう！その⑥

### ◆『福祉教育チーム』って何？

『地域に福祉と教育のつながりをつくり出していきたい』との思いから、社協内に設置された組織をいいます。

その目的は、当初「学校での福祉教育のねらいや、そのあり方について」の検討が主でしたが、その後「地域の福祉課題を見つめ、その課題に即した福祉教育の実践を、学校を含む地域の場で、どのように作り出していくか」という視点に協議が移り、さまざまな視点から福祉教育のあり方やプログラムの検討を行っています。

### ◆多様なボランティア活動

1995年（平成7年）に阪神・淡路大震災が発生した際、多くのボランティアが活躍したことから、日本ではその年をボランティア元年と呼び、社会的にボランティアが広く認知されるようになりました。そしてこの動きは、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災を契機により一層広がりを見せています。

国際的には、特に1970年代以降、貧困・経済格差・環境破壊などの地球規模の問題が浮かび上がる中で、国連は2001年（平成13年）を国際ボランティア年と定め、ボランティア活動をより広くネットワークし、推進する動きが広がっています。

一方逗子市では、ボランティアセンターが生まれてすでに30年余りが経ち、多様なボランティア活動の調整と促進を担っています。

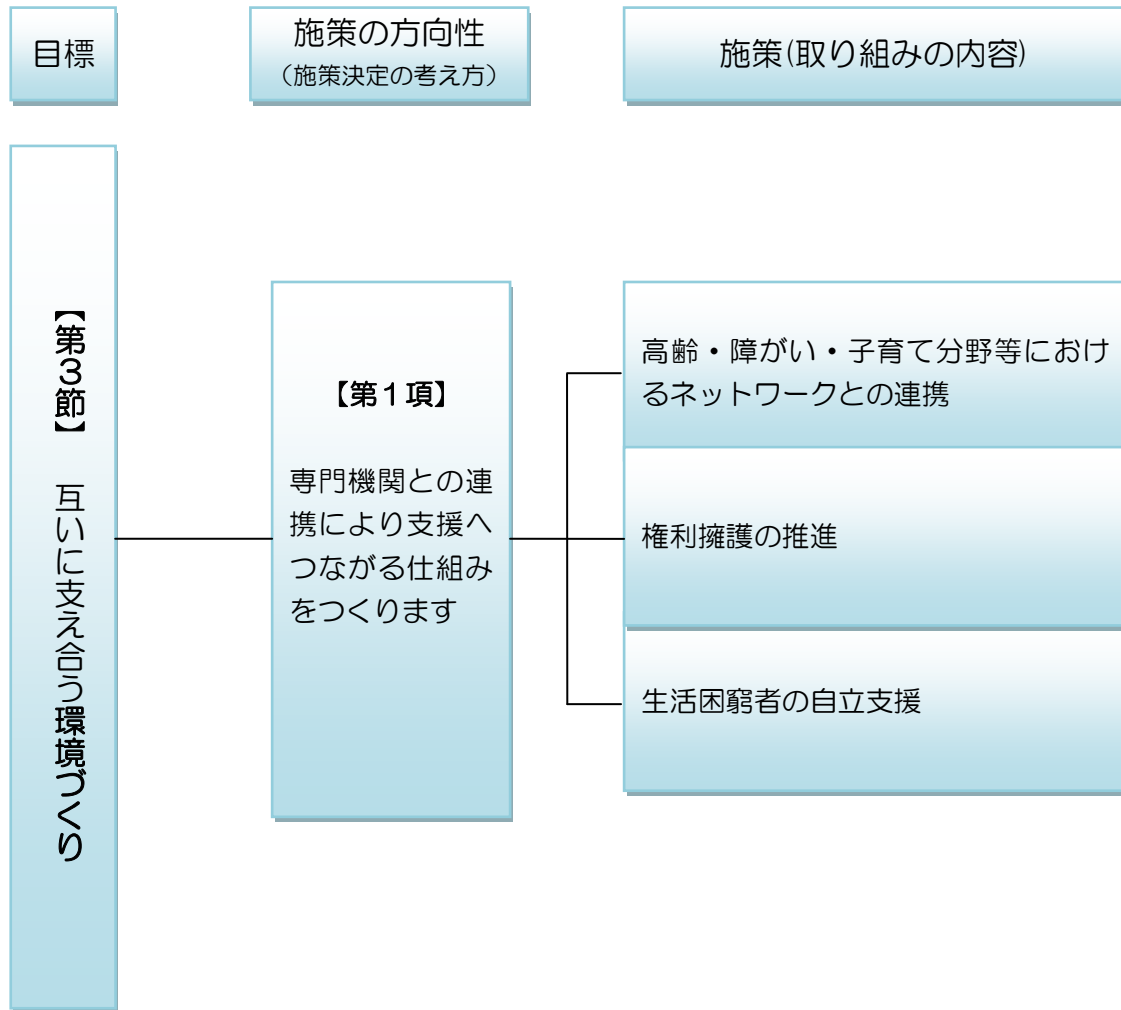
このように国内外を問わず、ボランティア活動への関心は高まっており、その活動も、「福祉」にとどまらず、「まちづくり」「教育」「医療」「環境」「国際協力」「平和構築」「災害支援」など、その領域は多岐にわたっています。

このように、ボランティア活動が各地で広がる背景には、公共サービスや社会的課題の担い手は国・行政だけでなく、企業、NPO（※）、地域社会、ボランティア団体などが、それぞれの立場から、相互に連携し合っていくことが大切であるという考えが広がっていることが挙げられます。

「ボランティアハンドブック（社協福祉教育チーム発行）」より一部抜粋

### 第3節 互いに支え合う環境づくり

#### 体系図





## 第1項 専門機関との連携により支援へつながる仕組みをつくります

### ★施策の趣旨

---

地域住民が住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、地域に利用しやすい相談窓口を整え、速やかに、専門機関につながることを求められます。

フォーマルサービス（公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援）と、インフォーマルサービス（家族・近隣・友人・ボランティア団体などの制度に基づかない支援）が連携をすることにより、互いの長所を發揮しながら、地域住民の困りごとや支援に取り組むことが期待されています。そして、フォーマルサービスとインフォーマルサービスが単に連携をとるだけでなく、インフォーマルサービスのサポートを充実させる必要があります。

## (1) 高齢・障がい・子育て分野等におけるネットワークとの連携

### 現状と課題

---

- 多様化、複雑化する生活課題への対応は、地域住民の支え合いだけでは不十分であり、地域活動をバックアップする専門機関とのネットワークが不可欠となっています。
- 現在、福祉分野は高齢、障がい、子育て分野などの対象者別に把握されているとともに、消費者被害やDV問題、貧困問題などの事案別にも分けられて把握されています。それぞれの分野において固有のネットワークが存在しており、地域と連携をとりながら支援が展開されています。
- 個別の課題が複雑化し、複数の異なる分野に課題を抱えている事案が増加していることから、各相談機関が分野を超えたネットワークを構成することにより相談者が適切な支援機関につながる仕組みを整える必要があります。

### それぞれの取り組み

---

わたしたちに できること	○困ったときの相談先、連絡先を知っておきましょう。 ○自分が受けている福祉や保健サービスの内容等の情報を整理し、信頼できる家族や近隣の人に渡しておきましょう。
社協の取り組み	○コーディネート機能の強化 ○包括的な解決支援を行うための関係機関との連携強化
市の取り組み	○庁内関係所管との連携強化 ○関係機関との協力・連携体制の強化

## (2) 権利擁護の推進

### 現状と課題

- 身体的な問題や、経済的な問題等が起因となって人間関係・社会関係が希薄化すると、社会的孤立が生じ、消費者被害や虐待、ひきこもり等の深刻な問題を引き起こすことがあります。また、判断能力が十分でないために、日常生活のさまざまな場面で支援を必要としている人々が増加しています。
- 判断能力が十分でない人への権利擁護の仕組みが制度化されていますが、ひとり暮らし世帯の増加や高齢化の進行に伴い、利用者は年々増加し、ケースの内容も複雑化しています。
- 成年後見制度等の普及・活用の必要性は今後も高まることが想定されます。
- これらを踏まえ、誰もが地域で自立し、安心して生活ができるよう、福祉サービスの利用支援を中心に、権利擁護を推進し、制度の更なる普及啓発、専門機関等のネットワークの構築が必要です。

### それぞれの取組み

<p>わたしたちに できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度を正しく理解しましょう。</li> <li>○市民後見人養成講座を積極的に受講しましょう。</li> <li>○後見人就任後の継続的な活動につとめましょう。</li> </ul>
<p>社協の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○逗子あんしんセンター（※）の適切な運営</li> <li>○日常生活自立支援事業の周知・機能強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援機関等との連携強化</li> <li>・成年後見制度へのスムーズな移行支援</li> <li>・スタッフの専門性の確保・向上</li> </ul> </li> <li>○成年後見制度普及啓発事業の推進</li> <li>○法人後見事業の推進</li> <li>○コンプライアンスとリスクマネジメントの徹底</li> <li>○市民後見人の養成及び就任後の支援</li> </ul>
<p>市の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度等の普及促進</li> <li>○地域包括ケアシステムによる課題解決の体制整備</li> <li>○成年後見制度利用支援事業（※）の適切な実施</li> </ul>

## 知っておこう！その⑦

### ◆『成年後見制度』って何？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議を行う必要があっても、自分でこれらを行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

(法務省ホームページ：<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a1>より抜粋)

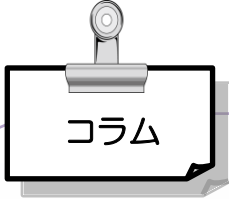
### ◆『かながわ権利擁護相談センター（あしすと）』って何？

かながわ権利擁護相談センター（あしすと）では、判断能力が十分でない、あるいは判断ができていても十分に権利行使ができない人の自己決定を最大限に尊重することを理念として、地域相談支援機関に対し権利擁護支援事業を実施しています。

当センターでは、地域相談支援機関からの要請を受け、困難事例のケース会議等に弁護士等の専門職を派遣する弁護士・アドバイザースタッフ派遣事業や、地域相談支援機関向けの法律相談、研修会等を行っています。

### ◆『日常生活自立支援事業』って何？

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人等、判断能力が十分でない人が自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスや金銭管理等を行う事業をいい、全国の社協で実施しています。



## コラム

### ◆日常生活自立支援事業の現場 ～ある生活支援員の声～◆

生活支援員は、身体障がいや精神障がい、知的障がいにより、日常生活に支援を必要とする人の生活を手助けする役割を担っています。

例えば、高齢の母と50歳代の息子さんの世帯では、お二人とも網膜色素変性症による中途失明という障がいがあります。初めての訪問でその生活を目の当たりにしたとき、どのように彼らは生きているのだろうと、私は衝撃を受けました。その後何度か訪問を重ねるうちに、彼らは互いを優しく気遣い、支え合って生きていることを知りました。息子さんは将来に対する不安で思い悩み、夜眠れなくなることも多い。それに対してお母様は明るい陽気な方で、いつも「わたしは物事を悪い方向に考えないことにしているのよ。」と息子さんを励ます。一方、息子さんは移動が困難な母を介助し、着替えを手伝い、お風呂にも入れる。

私ができる生活支援は銀行口座から定期的に必要な生活費を引き出してお届けするだけの微々たることですが、逆に私は彼らから多くのことを学ばせてもらっています。これからは、私も少しでも彼らの精神的な支えになって、彼らが明るく元気に暮らすお手伝いができればと思っています。

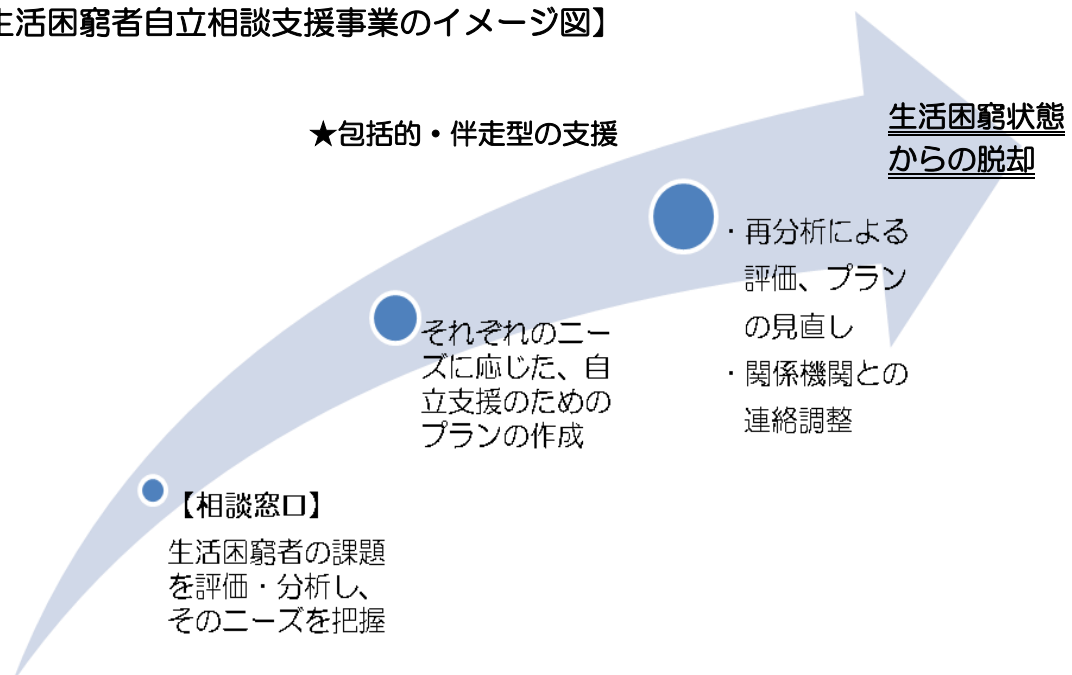
### (3) 生活困窮者の自立支援

#### 現状と課題

- 生活困窮に陥る危険性の高い人々や、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しているため、専門機関が連携して人々の生活を重層的に支援するセーフティネットの仕組みが整備されています。
- 2014年（平成26年）4月には生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護に至る前の生活困窮者を各関係機関が連携し支援する仕組みが制度化されました。この制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画の中に位置づけることとされました（2014年（平成26年）3月厚生労働省社会・援護局長通知）。
- 本制度では、失業者や多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、子どもの貧困等の複合的な課題を抱えた生活困窮者を包括的に受け止める相談窓口を設置（必須事業）するとともに、就労に向けた支援を中心に、住宅の確保や家計相談支援、子どもへの学習支援等（任意事業）が計画的に行われることとされています。また、生活困窮者の支援においては、早期に適切な相談支援機関につなぐことが重要であることから、地域における継続的な見守りなどの支え合い活動への協力が期待されています。
- 生活困窮者の自立支援は、ただ単に制度に結びつけるだけでは解決しない複雑な課題を有しています。世帯として自立していくためには、一定期間寄り添って進める伴走的な支援が必要となっています。

#### ◆生活困窮者自立支援法の必須事業

##### 【生活困窮者自立相談支援事業のイメージ図】



## それぞれの取組み

<p>わたしたちに できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の困りごとを抱えた人の声を見落とさないようにしましょう。</li> <li>○地域の見守り活動等に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
<p>社協の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉制度の谷間にある人への支援</li> <li>○高齢者や障がいのある人など、情報収集等が困難な人に対する権利擁護及び地域生活の支援</li> <li>○地域安心生活サポート事業を通じた生活課題を抱える人の把握</li> </ul>
<p>市の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援体制の整備</li> <li>○民生委員・児童委員やお互いさまサポーター、ボランティア団体等との連携による生活困窮者にかかる情報の把握</li> <li>○自立相談支援機関やハローワーク等の関係機関との連携体制の強化</li> <li>○自立支援に係る必要な社会資源の活用やさまざまな社会参加の場づくりの推進</li> </ul>



困っている人のSOSを見落とさないようにしましょう。



## コラム

### ◆伴走型支援の一例 ～その人の生きる力を支えること～◆

その人と出会ったのは5年前、師走の慌ただしい中だった。

「仕事がなくなり、次の仕事は決まっているが、給料が入るまでの生活が苦しいので相談にのって欲しい。」とのこと。聞けば家賃の滞納があり、信用保証会社から督促を受けているという。当面の生活費を確保すべく、生活福祉資金の貸付を行ったことからその人との関わりが始まった。それ以来、住居探し、病院への同行、生活保護の申請の相談等を行った。

新しい住居が決まり、生活保護の受給が開始されてからは、明日への不安を抱えながらも少しずつ前向きに物事を考えられるようになり、短期のアルバイトを始め、新たな職探しにも取りかかるようになった。時々こちらにも訪問があり、趣味のスポーツの話や学生生活の思い出を語り、「また、頑張ってみます。」と言って帰って行く。アルバイトの傍ら資格取得を果たし、正社員をめざす一方で、急性疾患による緊急入院などを経て、紆余曲折の5年間だった。

そんな彼がようやくしっかりと収入が得られる仕事を手にしたのは出会って6年目を迎えた秋のころ。年明けには制度に頼らない自分の生活がスタートする。

その間の関わりは、急性期には必要な制度や医療機関につなぎ、不安な時や疲れた時にはとまり木を提供し、前向きになれそうなときにそっと背中を押す。つかず離れず、焦らず諦めず、その人が自分らしく生きる力を回復していくプロセスとともに歩む。伴走型支援といわれるパーソナルサポートは、支援者も生かされる支援なのではないだろうか。



## 第Ⅱ章 小学校区ごとの住民の主体的な活動の推進に向けて

### ～社協第三次地域福祉活動計画～

#### ★小学校区別活動計画とは

社協の第二次地域福祉活動計画（2012年（平成24年）4月1日～2015年（平成27年）3月31日）において、小学校区ごとの活動計画の策定を提案したところ、サポーター活動やサロンづくりは進みましたが、小学校区全体を見渡した計画的な活動づくりや、地域課題に対応した活動づくりには至りませんでした。

今回の新たな計画策定にあたっては、市内無作為抽出の1,500世帯にアンケート調査を実施し、19の各種団体にヒアリング調査を実施しました。その後、小学校区ごとにタウンミーティングを開催し、地域の現状や問題点を出し合っていたいただき、今後取り組むべき課題の意見交換を行いました。

市では、小学校区ごとに住民自治協議会の組織化をすすめ、福祉、環境、防災等課題に応じた地域住民の主体的な活動推進を図る方向性を打ち出しています。身近な暮らし・生活に関わる問題を地域住民が共有化し、関係者や行政と連携し、地域ならではのまちづくりをすすめていくには、問題を顕在化し共有することが大切であり、解決に向け、より多くの住民参加により、話し合い、行動していくことが必要です。

これは、地域の問題を住民任せにしようということではありません。対象別の制度施策や各種サービス、社会資源とも連携し、必要な人に必要なサービスを繋げることも可能になり、またニーズや課題に対応した新たなサービスや活動をつくっていくことも可能になります。また、2015年（平成27年）4月に施行される介護保険制度の見直しや、生活困窮者自立支援法では、住民参加による地域づくりを課題にも据えています。

今回、改めて提案させていただく小学校区別活動計画は、「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるようにするためには何が課題か。その課題解決に向けて、住民は何をしていく必要があるか。身近な地域の活動にやりがいを感じ、担い手を増やしていくにはどうしたらよいか。また、そのために使える資源や制度・サービスはどのようなものがあるのか。」など、地域ごとの課題の共有化を出発点に、福祉のまちづくりの目標を立て、目標の実現に向けた取り組み課題を設定し、計画的な活動を展開していくものです。

## ★小学校区別の計画的な活動づくり（活動計画の策定）に向けて

今回の計画では、小学校区別の計画的な活動づくりを、地域福祉活動計画の基本となるものとして、あらためて位置づけさせていただきました。

市民が抱える生活問題は多様で、価値観もさまざまです。近隣関係や地域の資源も一様ではありませんし、地域の暮らしやすさや暮らしにくさも一様ではありません。問題の顕在化とその対応の主役は住民皆さん自身といえます。

アンケート調査やヒアリング、タウンミーティング等で出された意見を、小学校区ごとにまとめ、課題対応の例示をさせていただきました。住民自治協議会の組織化・活動づくりや小学校区ごとの活動の組織化に合わせ、どんな地域にしていくなか、解決すべき課題は何か、そのために必要な実践は何かなど、地域で話し合う際の一助となれば幸いです。

その際、地域福祉を推進する社協職員は、小学校区の計画的な活動づくりに向けて、関係行政職員、相談支援機関や団体と連携のもと地域を支援します。その手法として、「地域診断」という①地域の課題を住民主体で明らかにし、地域の資源を確認し、②取り組み課題・活動方針を立て、③活動内容を優先順位づけし、実践に結びつけるという作業が有効ではないかと考えます。

めざすものは、小学校区ごとの課題を、関係機関と協働して解決する、住民主体の計画的な活動づくりです。

### 《参考資料》各小学校区の各種統計

平成 27 年 1 月 1 日現在

	逗子 小学校区	沼間 小学校区	久木 小学校区	小坪 小学校区	池子 小学校区
人口 (人)	16,548	13,085	12,700	9,334	6,012
世帯数 (世帯)	7,065	5,507	5,113	3,996	2,496
高齢化率 (%)	26.84	32.00	30.02	33.31	33.68
ひとり暮らし高齢者 (人)	1,531 (市内合計)				
身体障害者手帳 所有者 (人)	450	469	352	291	203
療育手帳所有者 (人)	54	71	68	35	43
精神手帳所有者 (人)	110	103	83	66	52

## ★市内全体で皆さんの力をお借りしたいこと

(意見交換会、ヒアリング、アンケート調査結果から抽出)

○高齢者、子ども、障がいのある人等が、安心して暮らしてつづけるためには、近隣による見守りが必要です！！

見守り活動を主体とした「地域安心生活サポート事業」および「お互いさまサポーター」の存在を知っている人は、ともに市全体の13%ほどですが、アンケート調査では、近隣相互で求める・できる支援として「声かけや見守り」の割合が高い結果となっています。今後、誰もが安心して暮らしてつづけるためには、「住民」が「理解者」へ、「理解者」が「協力者」へ、「協力者」が「リーダー」になっていただくこと、すなわち住民の皆さんの力が必要です。

○ボランティア活動に参加してみませんか？

ボランティア活動への参加を困難にしている要因は、時間的制約と心理的障壁の他に、活動に関する情報不足が挙げられます。住民の皆さんに勇気を持って一歩踏み出してもらうために、情報発信と福祉教育の内容の充実が必要となっています。また、特別な知識や技術を身につけていなくても、今行っている趣味や仕事、好きなことを活かせる活動に参加することで地域貢献につながります。



## ◆アプローチ

項目	具体的施策	関係団体
見守り活動の充実と恒久的な継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心生活サポート事業を継続して実施するための啓発活動を行う。(お祭り、学校イベント、公的なイベント等での啓発)</li> <li>・次世代の担い手(サポーター)育成のため若い世代と連携する。(PTAや自治会町内会婦人部との情報交換会の開催等)</li> <li>・住民主体の事業として行うための工夫をする。(活動を支えるノウハウの共有、自治会町内会内組織への転換等)</li> </ul>	サポーター 自治会町内会 学校・PTA 民生委員・児童委員 地域包括支援センター 社協 市
福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供たちの福祉の学びを支援する取り組みと住民主体の地域福祉を進める取り組みを実施する。 (福祉ボランティア体験・当事者との文化活動の推進・共同募金活動(※)への参加・福祉作品展等への出展・施設との交流・車いす、高齢者疑似体験プログラムの開催等)</li> </ul>	ボランティアセンター 福祉関係団体 自治会町内会 学校・PTA 民生委員・児童委員 共同募金会 社協 市

## (1) 逗子小学校区

### ①小学校区の特徴

逗子小学校区は、逗子1～7丁目、新宿1～3丁目、桜山1～2・6～9丁目を範囲とし、逗子市の中心に位置した広いエリアの地域です。市の行政サービスや商業の中心であり、文化プラザホール、市民交流センターや図書館はすべての世代の交流の拠点として機能しています。

また、JR逗子駅・京浜急行新逗子駅があり、夏には逗子海岸への観光客でにぎわいます。古くからの住宅もありながら、マンションが立ち並び、若い世代が多く居住していることが特徴です。

### ②アンケート分析結果

高齢化率は26.84%で、5つの小学校区の中で最も低い地域です。定住意向については、「住み続けたい」割合が最も高く、「買い物等生活に便利」が特に高い理由となっています。一方、近隣の間人間関係や防犯・防災の面で不安を感じている人もいらっしゃるようです。また、地域活動へ参加している人の割合が他小学校区に比べかなり低い状況となっています。

### ③小学校区の社会資源

自治会・町内会数 21 団体（平成27年3月現在）

サポーターチーム 3チーム58人（平成27年3月現在）

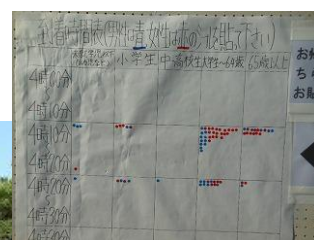
お互いさま逗子3・4、お互いさまさくら茶屋、新宿ついでついでチーム



お互いさま逗子3・4  
地域団体と連携しておこなった  
餅つき大会



新宿ついでついでチーム  
サポーターと町内会が連携して  
おこなった避難経路確認



## 公共施設

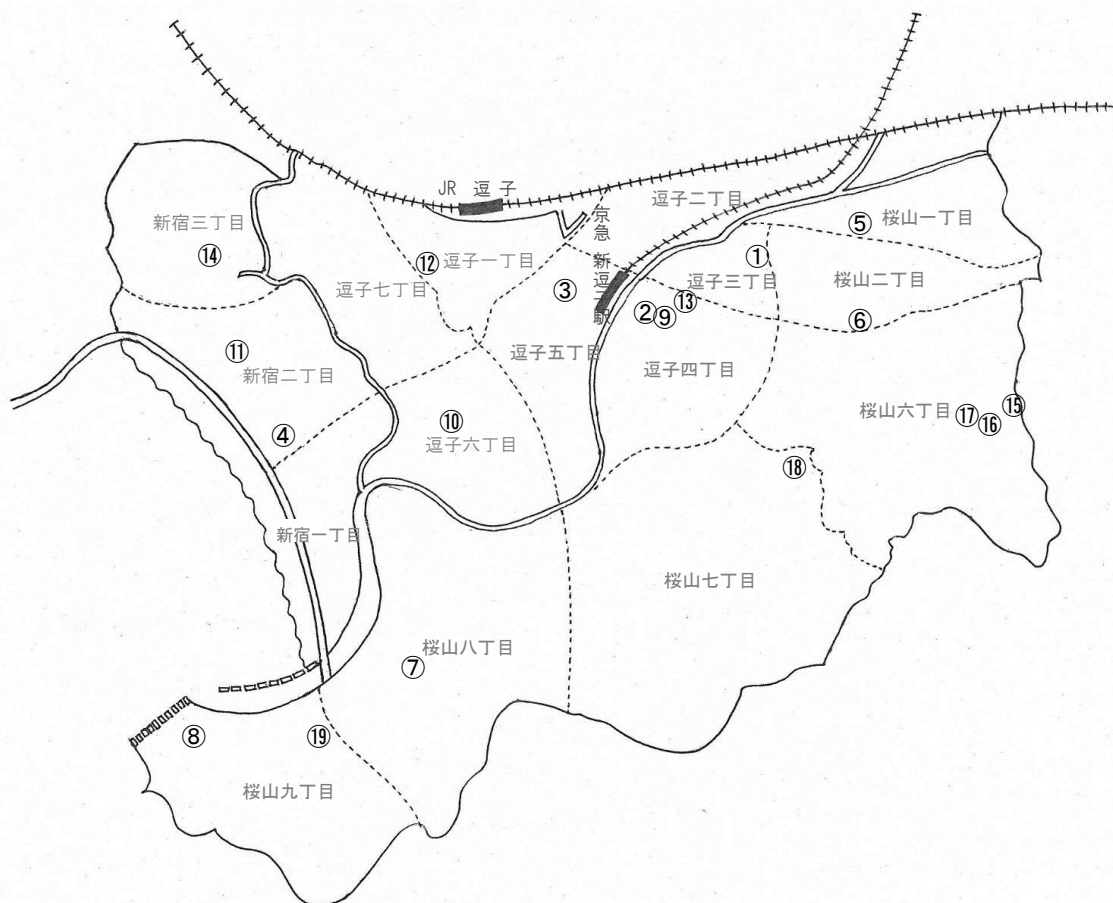
- ①桜逗会館
- ②逗子文化プラザホール、図書館、市民交流センター
- ③逗子市役所
- ④新宿会館
- ⑤逗子市子育て支援センター、ずしファミリーサポートセンター
- ⑥逗子市消防本部・逗子市消防署
- ⑦郷土資料館
- ⑧逗子市浄水管理センター

## 学校

- ⑨逗子小学校（ふれあいスクール、ずしっ子太陽学童クラブ）
- ⑩聖マリア小学校
- ⑪逗子開成中学・高等学校

## 福祉施設等

- ⑫ワークショップリプル
- ⑬カモミール
- ⑭おーばる・ほーむ
- ⑮ワークハウス虹
- ⑯グループホーム櫻
- ⑰グリーンハウス逗子
- ⑱支援センター凧、ジャストサイズ桜山
- ⑲湘南の凧ma i ! えるしい



④活動の現状と課題（意見交換会、ヒアリング、アンケート調査結果から抽出）

<p>地域の現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3つのサポーターチームが活動し、地域の困りごとに対応している。</li> <li>●6か所でサロン活動が展開し、地域の中の「居場所」として機能している。</li> <li>●高齢化率は低く、生産年齢人口が多い。</li> <li>●自治会がない地区が多い。</li> <li>●地域活動に参加していない人が多い。</li> <li>●声かけや見守りをしてほしいと声をあげる人が少ない。</li> <li>●地域包括支援センターや民生委員・児童委員を知らない高齢者が多い。</li> <li>●空き家が多い。</li> <li>●居住者の入出が多く、交流の機会が少ない。</li> </ul>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の避難経路を確認しておく必要がある。</li> <li>●近隣関係が疎遠にならないように交流の機会を増やし、自ら「助けて」と声をあげやすい関係づくりをする必要がある。</li> <li>●お互いさま活動を継続させるための、新たな担い手の発掘と育成が必要である。</li> </ul>
<p>良い要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ずっと住みたいという人が多い。</li> <li>●生活機能が集中していて、買い物などが便利である。</li> <li>●人が多く活気がある。</li> <li>●行政や商業のさまざまな施設が多く、情報が入りやすい。</li> <li>●地域活動を交流の場として捉え活動している人が多い。</li> </ul>

## ⑤皆さんと一緒に考えたいこと

### ○誰もが気軽に、自ら進んで参加できる『場』が必要です。

お互いさまサポーターが中心となり『場（居場所）』としてサロンを開催しています。「誰かと話をしたい」「寂しい」「行くところがほしい」といった声に応えたいという思いが、サロン開催の背景にあります。参加した人が担い手となって活動することも大歓迎です。誰にとっても『居場所』があることは、地域の活気につながります。

### ○団塊世代の皆さんの力は宝です。地域活動に活かしませんか？

子ども会や老人会がない地域があります。また、自治会役員や民生委員・児童委員のなり手不足という人材の問題や、イベントやサロンに人が集まらないという課題もあります。

地域活動の場は、自治会町内会やボランティア、学校等さまざまです。できる時にできることを少しだけお手伝いいただければ、それが『地域力』となります。



## ◆アプローチ

項目	具体的施策	関係団体
地域交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロン開催の拠点を検討する。 （集会所・会館・公民館・個人宅・お寺・団地内の集会所・社務所等）。</li> <li>・既存サロンの開催回数を増やす。</li> <li>・参加者が役割を担うことにより、生きがいを見出してもらう。</li> <li>・地域の灯台としての常時開設サロンを検討する。</li> </ul>	お互いさまサポーター サロン参加者 自治会町内会 NPO団体 地域包括支援センター 民生委員・児童委員 社協 市
活動参加のきっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動入門講座や地域活動デビューフォーラム等の講座の開催により、地域力のすそ野を広げる。</li> <li>・必要な人に必要な情報が届くようなフォロー体制の構築を検討する。</li> <li>・ボランティアセンターによるフォローアップ講座の開催を検討する。</li> </ul>	ボランティアセンター 自治会町内会 NPO団体 地域包括支援センター 民生委員・児童委員 社協 市



## (2) 沼間小学校区

### ①小学校区の特徴

沼間小学校区は、沼間1～6丁目及び桜山3丁目～5丁目を範囲とし、主にJR東逗子駅周辺の商店等を生活基盤とし、横須賀市に隣接している地域です。平地に存在する古くからの住宅と、高台にはグリーンヒル、アーデンヒル、コンフォートガーデン、県営沼間南台ハイツなどの団地があり、それぞれの地区で自治会・町内会が形成され、活動しています。また、横浜横須賀道路逗子インターチェンジや、逗葉新道入口などがあり、交通量も多い地域です。

### ②アンケート分析結果

高齢化率は32.00%です。定住意向は最も低く、「買い物や通勤が不便」という点が主な理由となっています。一方、他小学校区に比べ、若い世代の地域活動や自治会への参加割合が高く、身近な活動が支え合いにつながるという意識が根付いている地域であることもうかがえます。

### ③小学校区の社会資源

**自治会・町内会数** 28 団体（平成27年3月現在）

**サポーターチーム** 11 チーム 171 人（平成27年3月現在）

沼間1丁目災害時みまもり隊、東逗子海光町内会、お互いさまマイキャスル、お互いさま沼間三、お互いさまアーデンヒル、お互いさま・サロンぬまま、お互いさま・あずま、お互いさまグリーンヒル、お互いさま桜山向原、つくしサポーターズ、お互いさま番合谷戸



お互いさま番合谷戸  
サロンで体操の様子



お互いさまグリーンヒル  
サロンの様子（フルート演奏）



## 公共施設

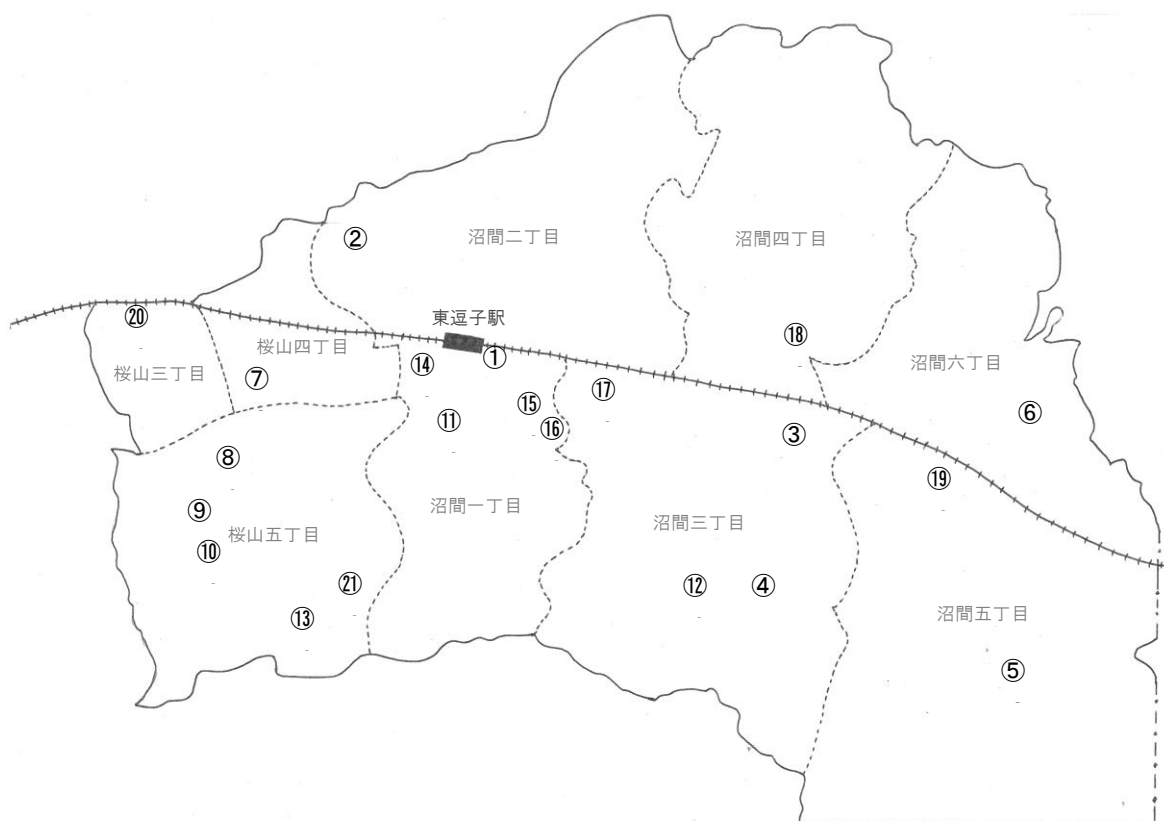
- ①沼間親子遊びの場
- ②東逗子会館
- ③沼間小学校区コミュニティセンター  
(旧沼間公民館)
- ④アーデンヒル自治会
- ⑤グリーンヒル自治会
- ⑥興人東逗子自治会
- ⑦逗子警察署
- ⑧(仮称)療育・教育の総合センター
- ⑨福社会館、社協、社協地域包括支援センター
- ⑩逗子桜山コンフォートガーデン自治会

## 学校

- ⑪沼間小学校(ふれあいスクール、ずしっ子そよ風学童クラブ)
- ⑫沼間中学校
- ⑬逗葉高等学校

## 福祉施設等

- ⑭逗子商工会館
- ⑮沼間愛児園
- ⑯逗子杜の郷
- ⑰レストヴィラ東逗子
- ⑱ピュアフレンド
- ⑲えいむ
- ⑳ベストライフ逗子
- ㉑桜山保育園



④活動の現状と課題（意見交換会、ヒアリング、アンケート調査結果から抽出）

<p>地域の現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●11 のサポーターチームが活動し、地域の困りごとに対応している。</li> <li>●7か所でサロン活動が展開し、地域の中の『居場所』として機能している。</li> <li>●坂道が多く、周辺に店舗が少ない。買い物が不便だと感じている人が他の小学校区に比べて多い。外出に不安を感じている人が多い。</li> <li>●高齢者世帯が増えている。</li> <li>●管理されていない空き家が多い。</li> <li>●昼間と夜間人口の差が大きく、日中ひとり暮らしの方が多い。</li> <li>●新しい入居者との交流の機会が少ない。</li> <li>●防災意識が低い人が多い。</li> <li>●身の回りのことをひとりでできにくくなったと感じている人の割合が約 20%で、他の小学校区と比較し高い。</li> <li>●サロンの開催場所が少ない。</li> <li>●サロンに男性の参加者が少ない。</li> <li>●ボランティアの参加人数が少ない。</li> <li>●地域活動のリーダーを担う人がいない。</li> </ul>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●買い物困難者への支援を検討する必要がある。</li> <li>●誰もが気軽に参加できるサロン開催の工夫が必要である。</li> <li>●交流の場や機会を充実することにより、近隣関係を深めることが大切である。</li> </ul>
<p>良い要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動に参加しているという方が他の小学校区に比べて高い。</li> <li>●近所付き合いの程度に関して、「あいさつを交わす」以上の方が約 9割と多く、顔の見える関係ができている。</li> <li>●今後の更なる高齢化に向けて、お互いさま活動を継続していきたいと考える人が多い。</li> </ul>

## ⑤皆さんと一緒に考えたいこと

### ○買い物が不便だと感じている人が多くなっています。

「買い物に困っている」という人が他の小学校区と同様に多い地域です。高齢化や人口減少などの影響で、身近な商店が撤退する地区が増えています。さらに、大型店舗までの移動手段がなく、買い物が困難になってしまう高齢者が多くなっています。買い物に困っている人を支援するためには、身近な場所で商品を販売する方法や、商品をご自宅まで届けることなどが挙げられます。

### ○サロンに参加しませんか？

サロンの参加者を増やしましょう。地域ごとにサロンが展開されていますが、男性の参加者が少ないのが現状です。誰もが気軽に参加していただき、地域の状況を知ることによって、安心、安全な暮らしへとつながります。

交流を通して、時には担い手となり、お互いに支え合いましょう。



## ◆アプローチ

項目	具体的施策	関係団体
買い物できる環境 (仕組み)づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動店舗の開拓</li> <li>・自治会町内会による移動店舗の宣伝</li> <li>・担い手の確保（お互いさまサポーター、自治会等）</li> </ul>	商工会（商店） お互いさまサポーター 自治会町内会 地域包括支援センター 民生委員・児童委員 社協 市
既存サロンの再啓 発と未開催地区に おける立ち上げの 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のサポーターチームによる検討</li> <li>・活動状況の周知・啓発（回覧板の利用等）</li> <li>・高齢者、子ども、障がいのある人等への周知、及び世代間交流の場としての活用</li> <li>・多様な企画の検討</li> </ul>	サポーター 自治会町内会 各種店舗 地域包括支援センター 民生委員・児童委員 社協 市

### (3) 久木小学校区

#### ①小学校区の特徴

久木小学校区は、久木1～9丁目、山の根1～3丁目を範囲とし、他の小学校区に比べて広い地域となります。古くから存在する住宅が多い久木連合町内会地区、大きな戸建団地の逗子ハイランド自治会地区、JR逗子駅北側の山の根地区で、それぞれ地域活動を行っていることが特徴です。鎌倉市と隣接する逗子ハイランド自治会地区は独自の商業地としても発展しています。

#### ②アンケート分析結果

高齢化率は30.02%です。定住意向は78.3%で、全市域の平均的な数字となっています。また、その理由としては「自然環境がよいから」が最も高くなっています。近隣の人から行ってほしい支援及び手助けできる支援は、いずれも「声かけや見守り」が最も高く、5つの小学校区の中でも最も高くなっています。

#### ③小学校区の社会資源

**自治会・町内会数** 6団体（平成27年3月現在）

**サポーターチーム** 3チーム113人（平成27年3月現在）

お互いさま山の根、お互いさま松本谷戸、お互いさま久木



お互いさま久木  
サポーター集会の様子



お互いさま松本谷戸  
初回サロンの様子

## 公共施設

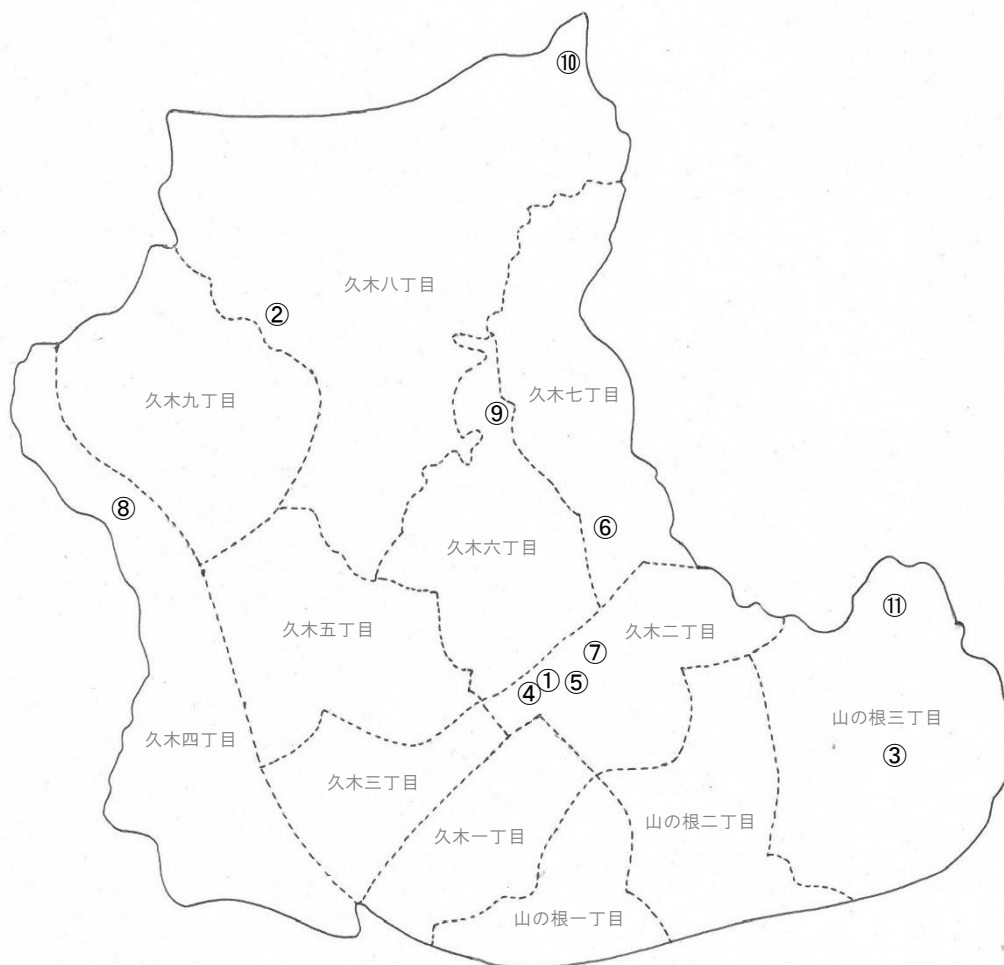
- ①久木会館
- ②ハイランド自治会館
- ③山の根親交会館

## 学校

- ④久木小学校（ふれあいスクール、ずしっ子あおぞら学童クラブ）
- ⑤聖和学院中学校・高等学校
- ⑥久木中学校

## 福祉施設

- ⑦双葉保育園
- ⑧セアラ逗子、グループホームはなもも、清光会地域包括支援センター
- ⑨ジャストサイズ水科
- ⑩逗子清寿苑
- ⑪グループホーム花梨



④活動の現状と課題（意見交換会、ヒアリング、アンケート調査結果から抽出）

<p>地域の現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3つのサポーターチームが活動し、地域の困りごとに対応している。</li> <li>●5か所でサロン活動が展開し、地域の中の『居場所』として機能している。</li> <li>●困りごとを表に（声に）出さない人が多い。</li> <li>●支援を拒否する人も多い。</li> <li>●サポーター活動に対する期待の声大きい。</li> <li>●災害時ほど近隣との関わりが大切であると感じている人の割合が、5つの小学校区の中で最も高い。</li> <li>●地域の商店が閉店し、困っている人（特に高齢者）が多い。</li> <li>●高齢者や障がいのある人の現状把握が難しい。</li> <li>●古くから住んでいる人と新たに引っ越してきた人の交流が少ない。</li> </ul>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の行事（祭り、運動会等）を通じ、親睦を深め、顔なじみの関係を築くことが必要である。</li> </ul>
<p>良い要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通学時の見守り活動で、自治会町内会、PTA、交通指導員の連携がとれている。</li> <li>●それぞれの自治会町内会が災害時に支援を必要としている人への支援について検討している。</li> <li>●自然環境が良く住みやすい。</li> <li>●お互いさまサポーターの見守り活動により、近隣のつながりが強くなった。</li> <li>●ほぼ全員の人が日ごろから近隣の人とあいさつを交わしていると回答している。</li> <li>●地域の行事（祭り、運動会等）を大切にしている人が多い。</li> </ul>

## ⑤皆さんと一緒に考えたいこと

### ○今後の地域支援のカギとなる「お互いさまサポーター」として、一緒に地域を支えませんか？

お互いさまサポーター活動の認知度は約 12%と、他の小学校区に比べやや低くなっています。また、実際にサポーター登録をしている人は約 17%です。

久木小学校区では、お互いさまサポーターの活動を自治会町内会の内部組織として運営している地区が多く、ちょっとした見守りやお手伝いが自立して続けられる土壌が整いつつあります。

身近な地域での声かけもボランティアの1つです。皆さんで協力し合い、安心して住み続けることができる地域をつくりましょう。

### ○サロンに参加しませんか？

人と人、人と団体等がつながるためには、交流の場や仲間づくりの場が必要です。困りごとも、顔の見える関係の中であれば気軽に相談できるようになるでしょう。誰もが気軽に参加し、地域の状況を知ることによって、安心、安全な暮らしへとつながります。



## ◆アプローチ

項目	具体的施策	関係団体
担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉教育関連講座等の開催による、地域活動への参加のきっかけづくり</li> <li>既存活動地区への継続的支援</li> <li>新規活動地区への活動準備の支援</li> <li>現活動（サポーター集会・サロン等）の側面的支援の継続</li> </ul>	ボランティアセンター 自治会町内会 お互いさまサポーター 地域包括支援センター 民生委員・児童委員 社協 市
既存サロンの再啓発と未開催地区における立ち上げの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のサポーターチームによる検討</li> <li>新規立ち上げ支援及びお互いさまサポーター活動の発展に向けた支援</li> <li>活動状況の周知・啓発（回覧板の利用等）</li> <li>高齢者、子ども、障がいのある人等への周知、及び世代間交流の場としての活用</li> <li>多様な企画の検討</li> </ul>	自治会町内会 商工会（商店） お互いさまサポーター 地域包括支援センター 民生委員・児童委員 社協 市

## (4) 小坪小学校区

### ①小学校区の特徴

小坪小学校区は、小坪1～7丁目、新宿4、5丁目を範囲とし、漁港を中心とした古くからの住宅が多く、亀が岡、南ヶ丘、光明寺、披露山庭園住宅などの住宅地があります。小坪漁港には、漁港文化を中心に古くからつづく伝統が色濃く根付いており、自治会町内会活動とあわせてさまざまな行事が催されています。また、リゾート地としての側面も持ち合わせており、逗子マリーナ等をはじめとして、逗子市の観光のシンボリックな存在として位置づけられています。

### ②アンケート分析結果

高齢化率は33.31%です。定住意向が最も高く、「近所の人間関係が良いから」という理由が28.8%となっています。一方、近隣の人との関わりが必要なときは「災害が発生したとき」とする回答が81.2%となっています。また、日ごろの生活で感じる不安としては、交通の便が悪いこと、買い物に不便なこと等が挙げられ、他の小学校区に比べ高い結果となっています。

### ③小学校区の社会資源

自治会・町内会数 10団体（平成27年3月現在）

サポーターチーム 3チーム68人（平成27年3月現在）

お互いさま小坪、お互いさま光明寺団地、お互いさま逗子南ヶ丘



お互いさま小坪  
活動啓発の様子（小坪小学校祭り）



お互いさま光明寺団地  
サロン（餅つき）の様子



## 公共施設

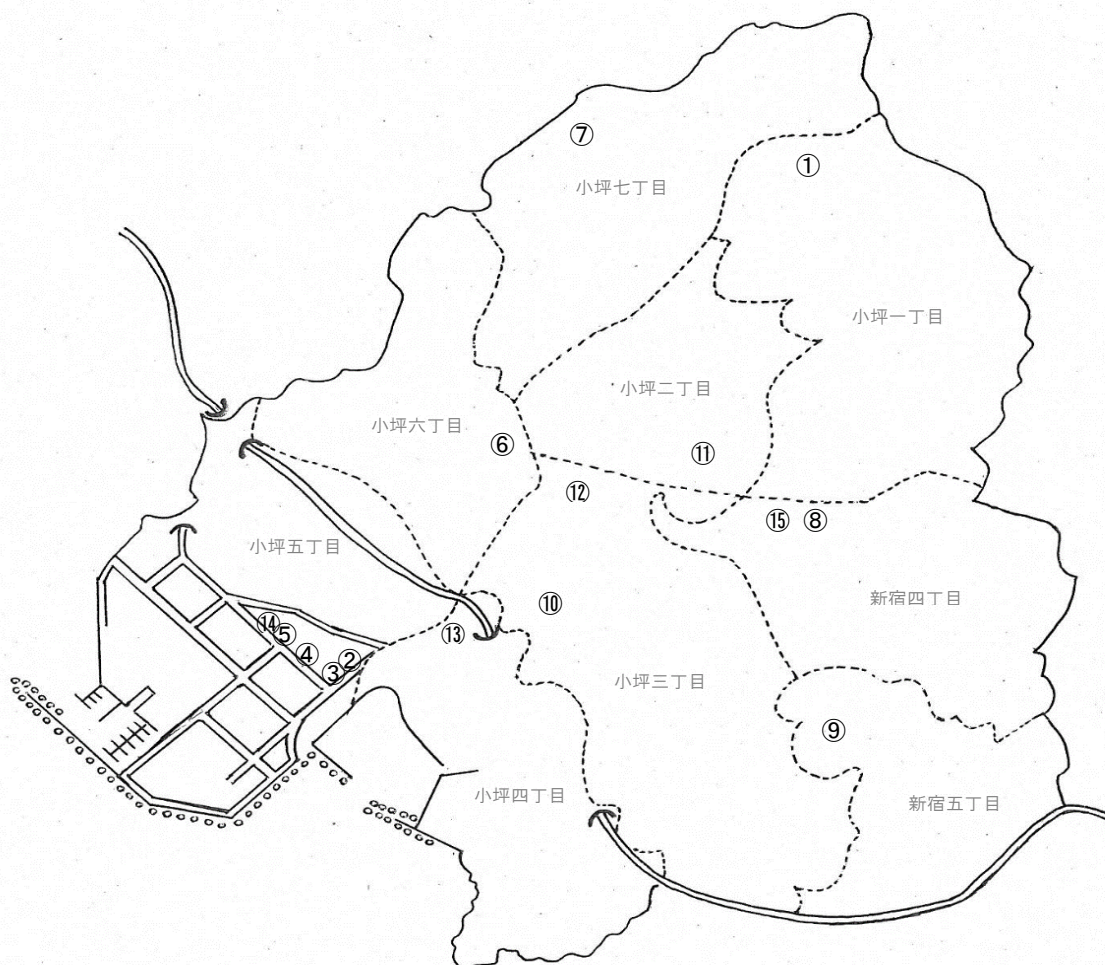
- ①亀が岡自治会館
- ②逗子市消防署小坪分署
- ③小坪親子遊びの場
- ④小坪小学校区コミュニティセンター（旧小坪公民館）
- ⑤小坪保育園
- ⑥小坪東谷戸会館
- ⑦南が岡自治会館
- ⑧小坪大谷戸会館
- ⑨披露山公園

## 学校

- ⑩小坪小学校（ふれあいスクール、波の子学童クラブ）

## 福祉施設等

- ⑪ジャストサイズ小坪
- ⑫逗子パークヴィラ
- ⑬ラビー小坪センター
- ⑭もやい
- ⑮グループホームみんなの家



④活動の現状と課題（意見交換会、ヒアリング、アンケート調査結果から抽出）

<p>地域の現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3つのサポーターチームが活動し、地域の困りごとに対応している。</li> <li>● 4か所でサロン活動が展開し、地域の中の『居場所』として機能している。</li> <li>● 何らかの介護が必要な人を家族に持つ人が多い。</li> <li>● 災害時に避難しにくい地域である。</li> <li>● ひとり暮らし高齢者で自治会に未加入の人が多く、情報伝達が困難である。</li> <li>● 連合会組織があり、各自治会町内会の連携を保っている。</li> </ul>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後、世代交代をどのように進めていくか、担い手の高齢化にどのように対応するかが課題である。</li> <li>● 管理ができていない空き家が増え、防犯上の心配がある。</li> <li>● 今後、地域の更なる高齢化で、移動や買い物難民が大きな問題になると予想される。</li> <li>● 若い世代に対してもお互いさまサポーター活動に対する理解を求める必要がある。</li> <li>● 回覧等により、広報紙を見てもらうための工夫が必要である。</li> <li>● 地域の生活に密着した情報提供の充実を図る必要がある。</li> <li>● 自治会内で活動の場を求めている人に、お互いさま活動を紹介していくことが大切である。</li> </ul>
<p>良い要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お互いさま活動は徐々に浸透してきている。</li> <li>● 困りごとの相談に乗ってくれる人が多い地域である。</li> <li>● 良好な人間関係が続いていて、近隣同士の声かけや見守りの意識が高い。</li> </ul>

## ⑤皆さんと一緒に考えたいこと

### ○近隣とのコミュニケーションを広めるお手伝いをしてください！

古くからの人と人とのつながりにより、あいさつ等は交わされている地域です。  
日ごろからコミュニケーションを持つことが、困りごとを抱えている人の安心安全につながり、災害時の支え合いにつながります。

お互いさまサポーター活動の広がりや、民生委員・児童委員及び自治会町内会との良い連携の中で『さりげない見守り』の土壌が整いつつあります。

いつまでも安心して住み続けられる地域を、皆さんでつくりましょう。

### ○買い物・移動が不便だと感じている人が多くなっています。

小坪小学校区ではいくつかの商店が地域に密着した営業を続けています。

これらの商店と連携し、買い物が困難な人へとつながり、欲しいものが欲しいときに手に入るシステムを構築する必要があります。



## ◆アプローチ

項目	具体的施策	関係団体
声かけ・見守り 活動の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・お互いさま活動や民生委員・児童委員の活動を知ってもらう機会の設定（お祭り、学校イベント、公的なイベント等での啓発）</li><li>・近隣ミニネットワークづくりの検討（丁目単位等）</li></ul>	サポーター 民生委員・児童委員 自治会町内会 学校・PTA 地域包括支援センター 社協 市
買い物できる環境 (仕組み)づくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・既存の商店と買い物が困難な人とのマッチング</li><li>・新たな買い物支援策の検討</li></ul>	商店（商工会） サポーター 自治会町内会 地域包括支援センター 民生委員・児童委員 社協 市

## (5) 池子小学校区

### ①小学校区の特徴

池子小学校区は、池子1～4丁目を範囲とし、横浜市金沢区に隣接しています。京浜急行神武寺駅を中心に住宅地が広がる、坂道の多い地域です。学校が3校あり朝、夕と学生が多く行き交うことや、商店が少ないこと、池子米軍住宅と隣接していることが特徴です。

### ②アンケート分析結果

高齢化率は33.68%と5小学校区の中で最も高くなっています。また、何らかの形で地域活動に参加していると回答した人が約4割となっています。その理由は、近隣との交流や、有事の際のための関係づくりのためという割合が高いようです。一方で、買い物に不便を感じている人も約3割おり、坂道が多いこと、近隣に店舗が少ないこと等が影響していると考えられます。

### ③小学校区の社会資源

**自治会・町内会数** 11 団体（平成27年3月現在）

**サポーターチーム** 5チーム58人（平成27年3月現在）

池子区会地区、東逗子第一団地地区、東逗子第二団地地区、アザリ工第一自治会地区、アザリ工第二自治会地区



アザリ工第一お互いさま  
振り込め詐欺講習会の様子



サロンとまり木  
サロンでの体操教室の様子

## 公共施設

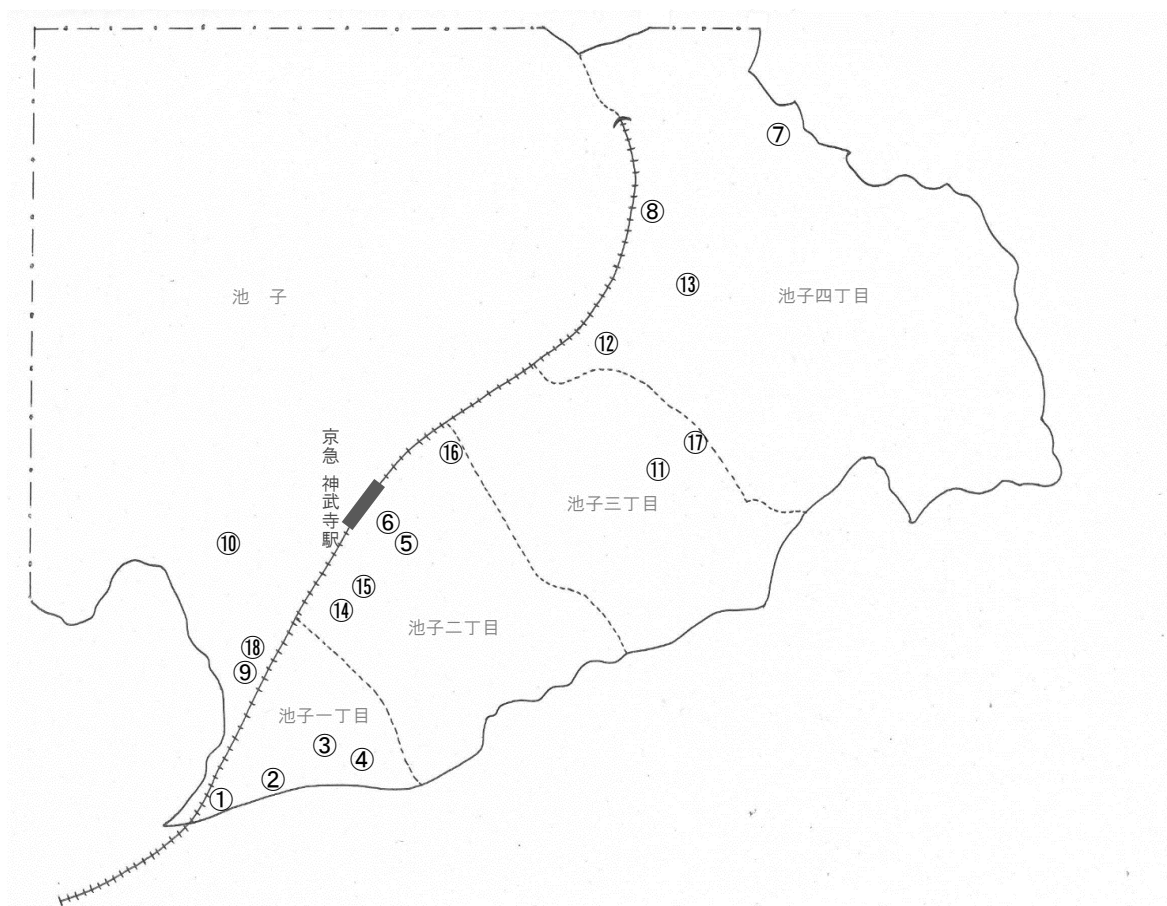
- ①逗子市消防署北分署
- ②市立体育館（逗子アリーナ）
- ③第一運動公園
- ④体験学習施設、池子ほっとスペース/ママ・パパの部屋
- ⑤池子会館
- ⑥湘南保育園
- ⑦環境クリーンセンター、浄化センター
- ⑧高齢者センター、池子デイサービスセンター
- ⑨保健センター、地域包括支援センター（予定）
- ⑩池子の森自然公園

## 学校

- ⑪池子小学校（ふれあいスクール、りす子どもクラブ）
- ⑫逗子中学校
- ⑬逗子高等学校

## 福祉施設等

- ⑭ジャストサイズ池子
- ⑮グループホームほっとハウス星ヶ谷
- ⑯ワークショップリプル
- ⑰逗子ホームせせらぎ
- ⑱逗葉地域医療センター



④活動の現状と課題（意見交換会、ヒアリング、アンケート調査結果から抽出）

<p>地域の現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5つのサポーターチームが活動し、地域の困りごとに対応している。</li> <li>●5か所でサロン活動が展開し、地域の中の『居場所』として機能している。</li> <li>●悩みごと等は、身内や友人に相談する人が多く、公共機関に相談する人は他小学校区に比べて少ない。</li> <li>●個人の勉強や健康維持のためにボランティア活動へ参加している人が多く、社会貢献が動機の人はい少ない。参加しない人は、きっかけがないことを理由に挙げる人が多い。</li> <li>●買い物が不便だと感じている人が他の地域に比べて多い。</li> <li>●ニーズがあるはずだが、挙がってこない。</li> <li>●地域のイベントに男性の参加者や新たな参加者が少ない。</li> <li>●活動の拠点が少ない。</li> </ul>
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域と自治会、子ども会がスムーズに連携することが大切である。</li> <li>●サポーター活動の周知の方法を考える必要がある。</li> <li>●お互いさま活動は、地域においてできるだけ早く自立することが必要である。</li> <li>●災害時の避難支援が必要な人への対応について、自治会の体制と連携し、地域へ浸透させる必要がある。</li> </ul>
<p>良い要素</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この地域に住み続けたいと思っている人が多い。</li> <li>●地域活動に参加している人が多い。</li> <li>●ニーズが少なくても、地域の皆さんに安心感を与えるために継続していくことが必要と考えるお互いさまサポーターが多い。</li> <li>●地域住民がとても協力的で、活動に賛同している。</li> <li>●自治会では、防災訓練を通じて、災害時の避難支援が必要な人への対応についての体制ができている。</li> </ul>



## ⑤皆さんと一緒に考えたいこと

### ○買い物が不便だと感じている人が多くなっています。

従前からのアンケート調査において「買い物に困っている」という意見が多かったため、『出張商店街』を過去に開催しましたが、本当に困っている人のニーズに答えられていたのかどうか、課題が残る結果となりました。

買い物に困っている人を支えるためには、継続的な支援が必要です。

### ○今後の地域支援のカギとなる「お互いさまサポーター」として、一緒に地域を支えませんか？

お互いさまサポーター活動を認知している人の割合は約 20%で、他の小学校区より高い結果ですが、実際にサポーター登録をしている人は 3.8%と少なくなっています。ちょっとした見守りやお手伝いが、安心して住み続けられる地域の実現に近づきます。



## ◆アプローチ

項目	具体的施策	関係団体
買い物できる環境（仕組み）づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動店舗の開拓</li> <li>・ 自治会町内会による移動店舗の周知</li> <li>・ 担い手の確保（お互いさまサポーター、自治会等）</li> </ul>	商工会（商店） サポーター 自治会町内会 地域包括支援センター 民生委員・児童委員 社協 市
担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉教育関連講座の開催</li> <li>・ 自治会町内会を通じた周知・啓発</li> <li>・ 現活動（サポーター集会・サロン等）の拡充</li> </ul>	ボランティアセンター 自治会町内会 サポーター 地域包括支援センター 民生委員・児童委員 社協 市



## 第3部 資料編



## 第 I 章 調査の概要

### 《アンケート調査》

#### I 調査の概要

##### 1 調査の目的

地域福祉に対する市民の意識や現状について把握し、社協が策定する民間の地域福祉実践計画である地域福祉活動計画と一体的に策定するうえでの基礎資料とすることを目的として実施しました。

##### 2 調査対象

市内在住の 18 歳以上の男女 3,000 人を無作為に抽出

##### 3 調査期間

2013 年（平成 25 年）8 月 29 日から 2013 年（平成 25 年）9 月 12 日まで

##### 4 調査方法

郵送による配布・回収

##### 5 回収状況

配布数	有効回答数	回収率
3,000 通	1,403 通	46.8%

##### 6 回答者の属性

男性が 37.6%、女性が 58.2%、年齢は 65 歳以上が 45.9%となっています。

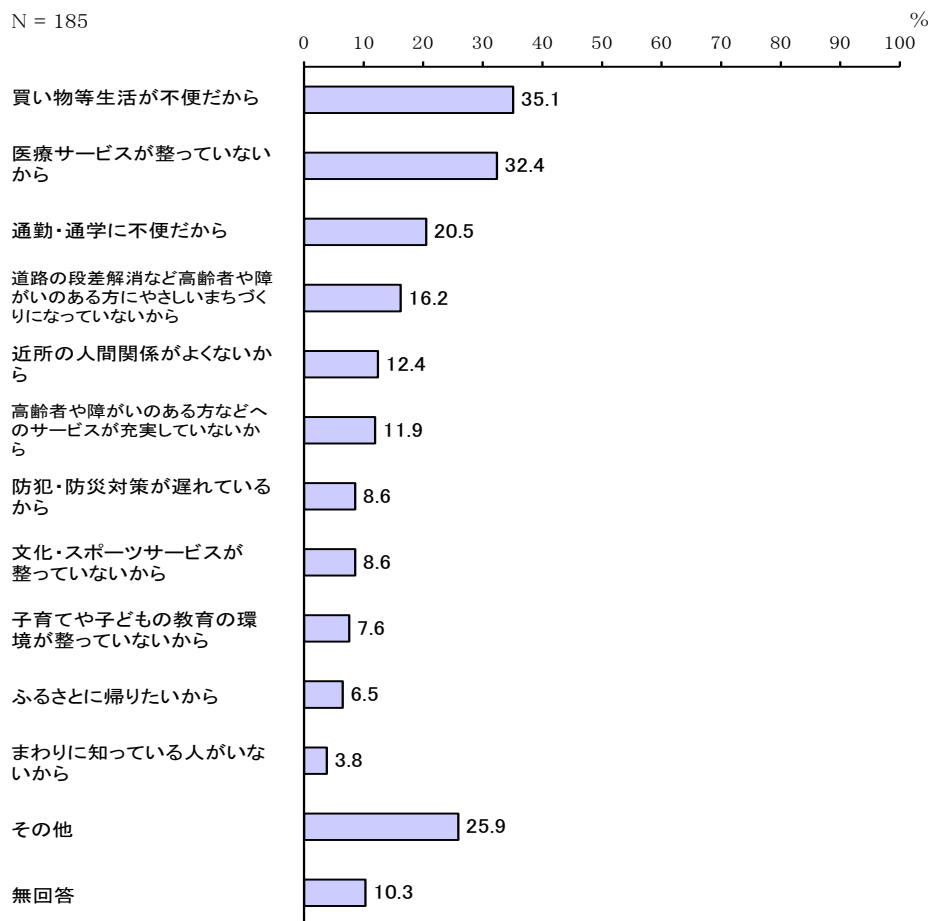
## Ⅱ 調査結果

### 1 日常生活について

★自然環境が良いから！ 7～8割の人が「ずっと住み続けたい」と感じています。

- 「ずっと住み続けたい」の割合が76.3%と高く、年齢、居住年数が高くなるにつれて定住意向が強くなっています。
- 住み続けたい理由では、20～40歳で「自然環境がよいから」、50歳以上で「家・土地があるから」の割合が高く、年齢によって違いがみられます。
- 住み続けたくない理由は、40～50歳で「医療サービスが整っていないから」、65～74歳で「買い物等生活が不便だから」の割合が高く、年齢により魅力とを感じる点、不足とを感じる点に違いが見られます。

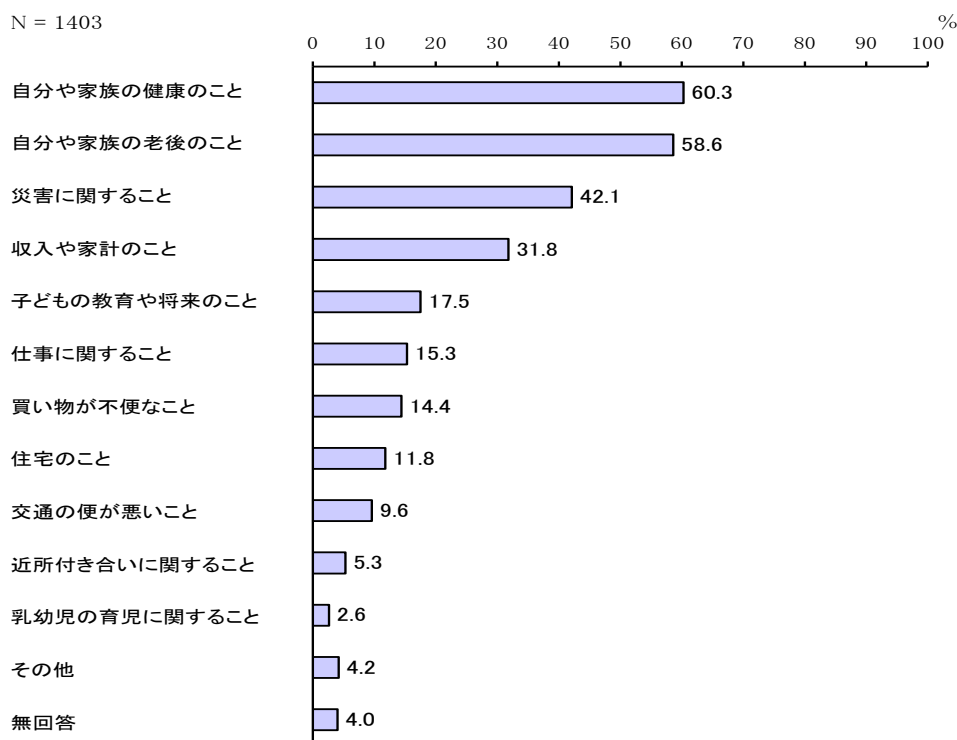
#### ◆どのような点で、引っ越したいと思いますか？



### ★自分や家族の健康・老後のことに関する悩みが多くなっています。

- 日常生活の悩みについては、「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後のこと」が約6割と、基盤的な悩み事の割合が高くなっています。
- 50歳代の悩み事は「自分や家族の老後のこと」の割合が73.5%と高く、親の介護問題や自身の健康面での衰えに直面している世代であることが伺えます。
- 50歳代は「自分や家族の老後」、30～40歳代では「子どもの教育や将来」、20～50歳で「仕事」と、ライフステージごとで抱える悩みにも違いがあることが伺えます。

### ◆悩み事は何ですか？



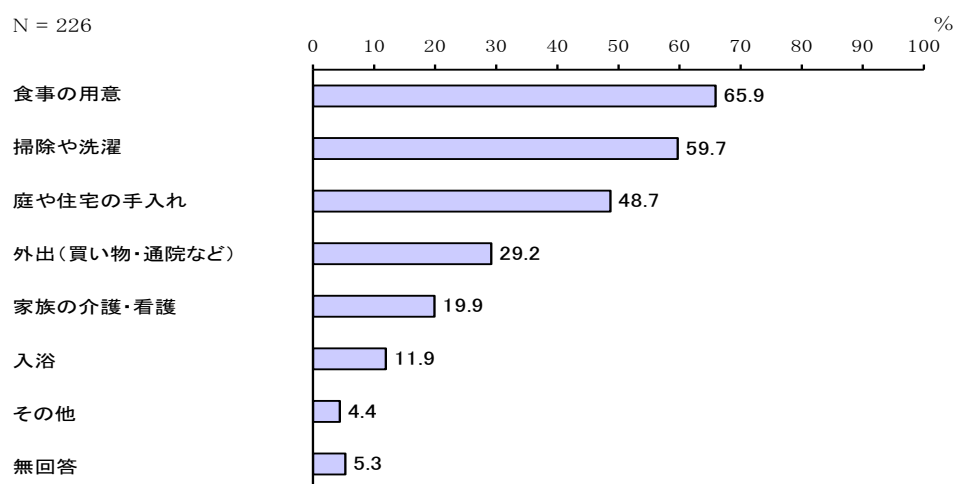
### ★悩み事の相談は、家族や親族などの身内に頼っています。

- 悩み事の相談先は、「身内（家族・親族）」の割合が76.4%と最も高く、次いで「友人」の割合が48.4%と高くなっています。「かかりつけの医師・看護師」の割合が15.8%と続きます。
- 70歳以上で「かかりつけの医師・看護師」の割合が約3割と高くなっています。

★買い物などの外出が「できない」・「できにくく」なっています。

- ・81.8%の人が、身の回りのことは基本的に自分でできます。一方、「できない」・「できにくい」ことは、食事の用意、掃除や洗濯、庭や住宅の手入れの順に高くなっています。
- ・年齢別にみると、70歳以上で「庭や住宅の手入れ」の割合が約6割、75歳以上で「外出（買い物・通院など）」の割合が4割以上と高くなっています。

◆「できない」・「できにくい」ことは何ですか？



区分	有効回答数(件)	掃除や洗濯	食事の用意	入浴	庭や住宅の手入れ	家族の介護・看護	外出(買い物・通院など)	その他	無回答
10歳代	7	85.7	100.0	—	42.9	—	—	—	—
20歳代	28	67.9	78.6	3.6	50.0	14.3	7.1	3.6	7.1
30歳代	27	66.7	81.5	3.7	37.0	25.9	18.5	7.4	—
40歳代	21	57.1	81.0	4.8	23.8	19.0	33.3	—	—
50歳代	16	43.8	62.5	—	31.3	18.8	—	6.3	12.5
60～64歳	12	50.0	66.7	8.3	33.3	16.7	8.3	—	—
65～69歳	17	76.5	58.8	23.5	47.1	29.4	29.4	—	11.8
70～74歳	21	47.6	57.1	14.3	61.9	23.8	28.6	4.8	—
75～79歳	29	44.8	58.6	17.2	62.1	17.2	44.8	10.3	3.4
80歳以上	47	66.0	48.9	23.4	61.7	21.3	57.4	4.3	10.6

## 2 地域での暮らしについて

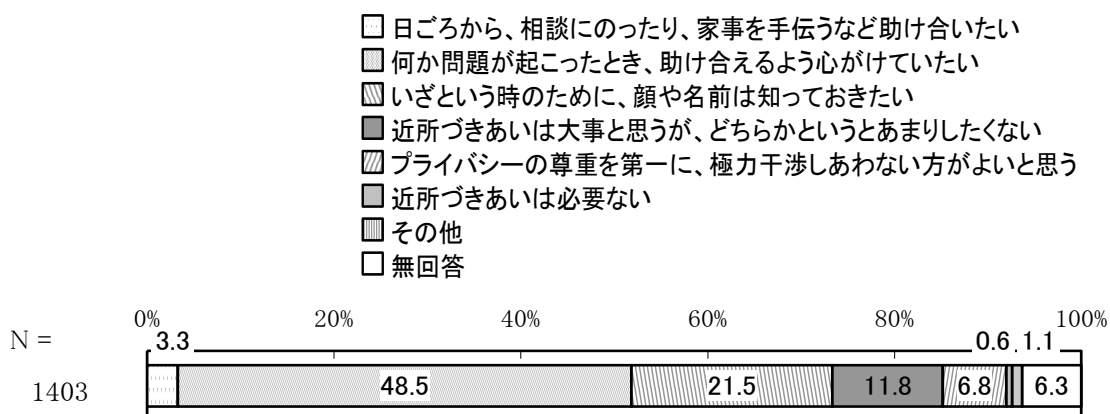
### ★約9割の人は、近隣との日常的なあいさつを交わしています。

- 年齢が上がるにつれ、「顔が合えば、立ち話をする」の割合が高くなっています。
- 家族構成別にみると、ひとり暮らしの世帯で「近隣との付き合いはしていない」人の割合が5.6%となっています。同居の家族等がいない状況で近隣との付き合いをしていないとなると、地域の中で孤立化している可能性も伺えます。
- 近隣との付き合いを「したくない」「干渉したくない」「必要ない」の割合は19.2%で、2004年（平成16年）に実施した調査より4.2%多い結果となっています。

### ★近隣で見守り合う意識が高まっています。

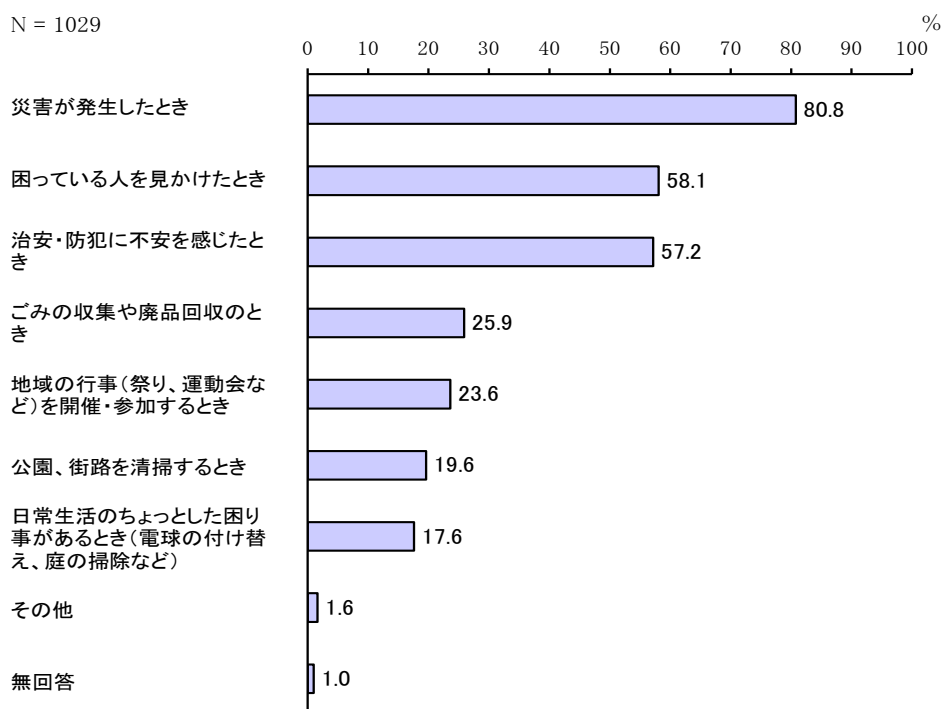
- 近隣の人に求める支援、近隣の人へできる支援については、ともに「声かけや見守り」の割合が高く、地域で見守り合う意識がみられます。
- 近隣との付き合いに対する考えでは「何か問題が起こったとき、助け合えるよう心がけていたい」の割合が最も高くなっています。
- 地域との関わりが必要なときについては「災害が発生したとき」の割合が高く、災害発生時など緊急時の地域での支え合いの重要性について認識が高まっていることが伺えます。

### ◆ご近所付き合いについて、あなたのお考えに近い内容はどれですか？





◆ どのようなときご近所（地域）との関わりが必要だと感じますか？



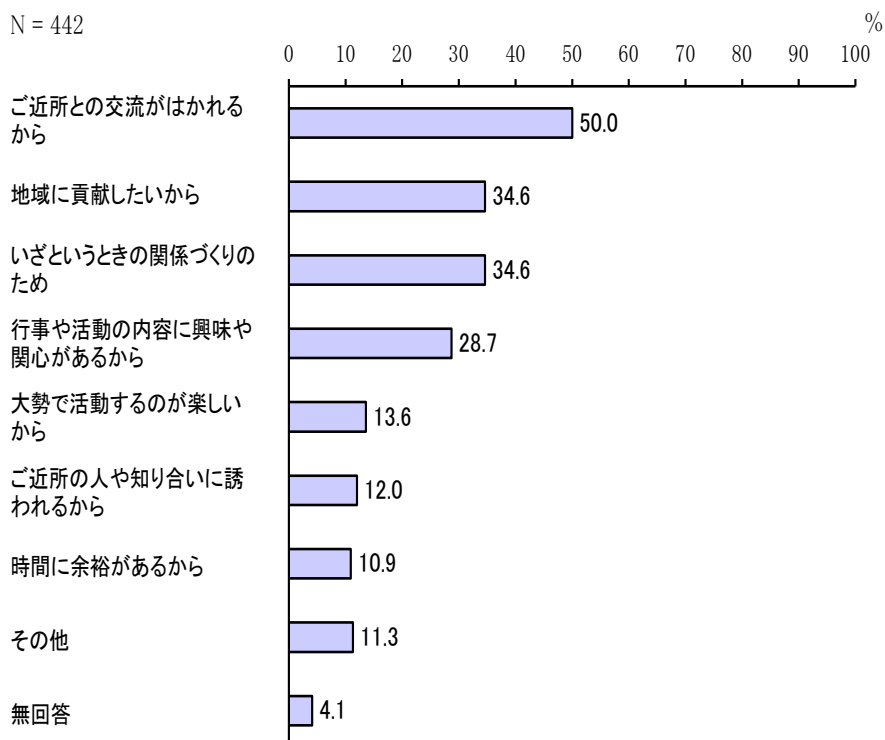
★子ども、高齢者、障がいのある人が地域で安心して暮らし続けるためには、「地域住民による見守り（あいさつ、声かけ）」が大切と感じています。

- 子ども、高齢者、障がいのある人が地域で安心して暮らし続けるために必要なことについては共通して「地域住民による見守り（あいさつ、声かけ）」の割合が最も高くなっています。
- 子どもでは「子どもの遊び場の確保」、高齢者では「介護保険サービスの充実」、障がいのある人では「障がいのある人に対する理解」の割合が高くなっています。

★地域活動を通じて近隣と交流を図りたいと思っています。

- 地域活動に「参加している」人は31.5%、また、79歳までは年齢が高くなるにつれ「参加している」の割合は高くなる傾向がみられます。
- 地域活動へ参加している理由は「近隣との交流が図れるから」が50.0%と高く、次に「地域に貢献したいから」「いざというときの関係づくりのため」の割合が高くなっています。

## ◆地域活動に参加している理由は何ですか？



### ★参加の“きっかけ”が欲しい。

- 地域の助け合いを活発にするために必要なことについては、「防災や防犯など地域の問題の解決と一緒に取り組む機会づくり」が 35.0%と最も高く、次に「行事やサークル、懇親会等、身近な交流や親睦の機会づくり」が高くなっています。
- 年代別にみると、10～30 歳代では「若い世代の地域活動への参加、推進」、20～64 歳では「防災や防犯など地域の問題の解決と一緒に取り組む機会づくり」、70～80 歳以上では「行事やサークル、懇親会等、身近な交流や親睦の機会づくり」の割合がそれぞれ高くなっています。

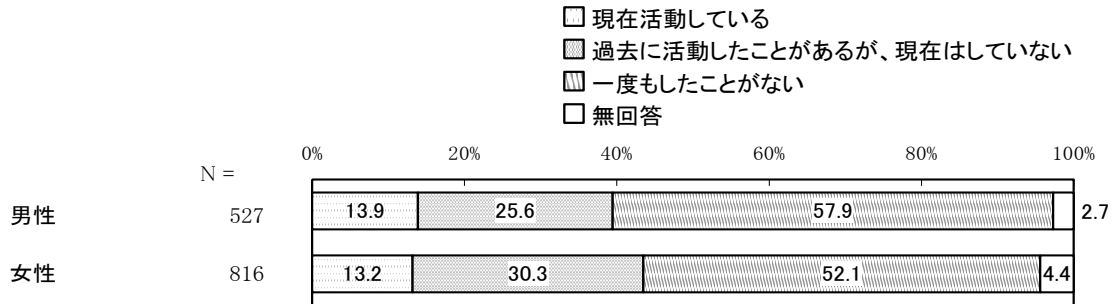
◆地域の助け合いを活発にするために必要なことはどれだと思いますか？

区分	有効回答数（件）	会づくり	等、身近な交流や親睦の機会づくり	行事やサークル、懇親会	ボランティア活動の促進	防災や防犯など地域の課題の解決と一緒に取り組む機会づくり	地域のリーダーや担い手の育成	参加、推進	若い世代の地域活動への参加、推進	ご近所が集まれる場所づくり	自治会・町内会への参加	みづくり	身近な人間関係や支援機関によって支え合う仕組みづくり	その他	無回答
10歳代	11	36.4	54.5	36.4	9.1	63.6	27.3	18.2	18.2	18.2	—				
20歳代	62	27.4	22.6	41.9	8.1	41.9	25.8	19.4	16.1	4.8	6.5				
30歳代	138	31.2	20.3	36.2	10.9	36.2	26.1	16.7	26.1	5.1	8.0				
40歳代	205	30.7	17.6	38.5	12.7	24.9	18.0	20.0	23.9	6.3	5.4				
50歳代	181	26.0	18.8	43.6	15.5	21.5	27.1	32.6	30.9	5.5	6.6				
60～64歳	159	31.4	21.4	45.9	17.0	28.9	27.7	28.9	22.0	0.6	7.5				
65～69歳	159	34.0	25.8	26.4	16.4	22.6	22.0	35.2	27.0	3.1	12.6				
70～74歳	180	36.1	25.6	32.8	12.8	22.2	23.3	32.8	28.3	1.1	11.1				
75～79歳	176	37.5	19.9	27.3	11.9	15.9	15.9	33.0	27.3	2.3	23.3				
80歳以上	130	25.4	13.8	23.8	8.5	16.9	15.4	17.7	20.8	3.8	32.3				

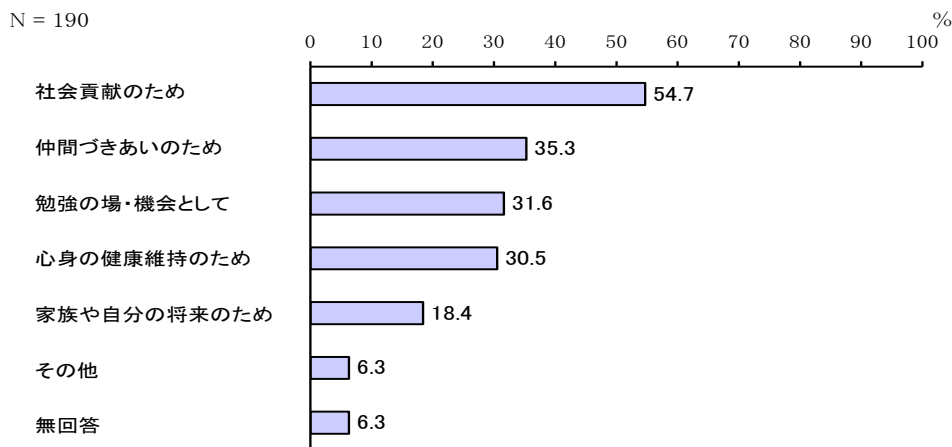
★身近な地域での声かけも、ボランティアの一つです。

- ボランティア活動を「現在している」人は13.5%となっています。
- 「一度もしたことがない」人は54.0%です。2004年（平成16年）に実施した調査では60.1%でした。年代では30歳代で最も高くなっており、働く世代、子育て世代においてボランティアへの参加意識の低下が伺えます。
- ボランティア活動に参加した理由は「社会貢献のため」の割合が54.7%と最も高く、次いで「仲間付き合いのため」の割合が35.3%、「勉強の場・機会として」の割合が31.6%となっています。
- ボランティア活動に参加したことの無い理由は「仕事や家事が忙しいから」の割合が47.4%と最も高く、次いで「活動を始めるきっかけがないから」の割合が27.1%、「どのような団体・サークルがあるのか知らないから」の割合が19.9%となっています。30～40歳代の若い世代では、子どもの世話で忙しいことや70歳以上では健康上の問題など、年代によって違いが見られます。
- ボランティアへの参加を推進するために、活動情報の充実が求められています。

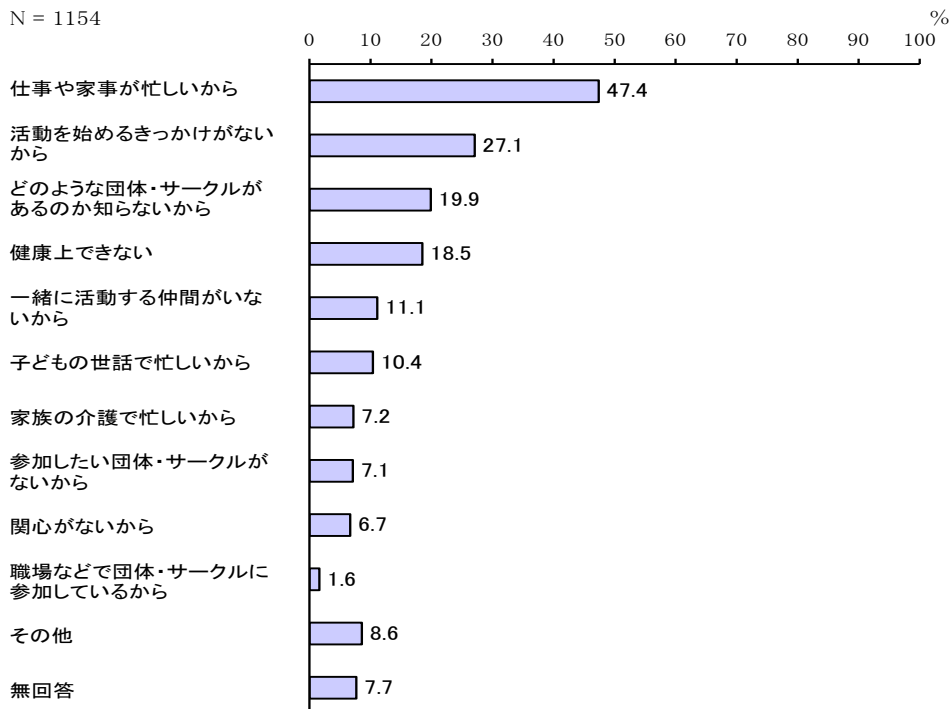
◆ あなたはボランティア活動をしたことがありますか？



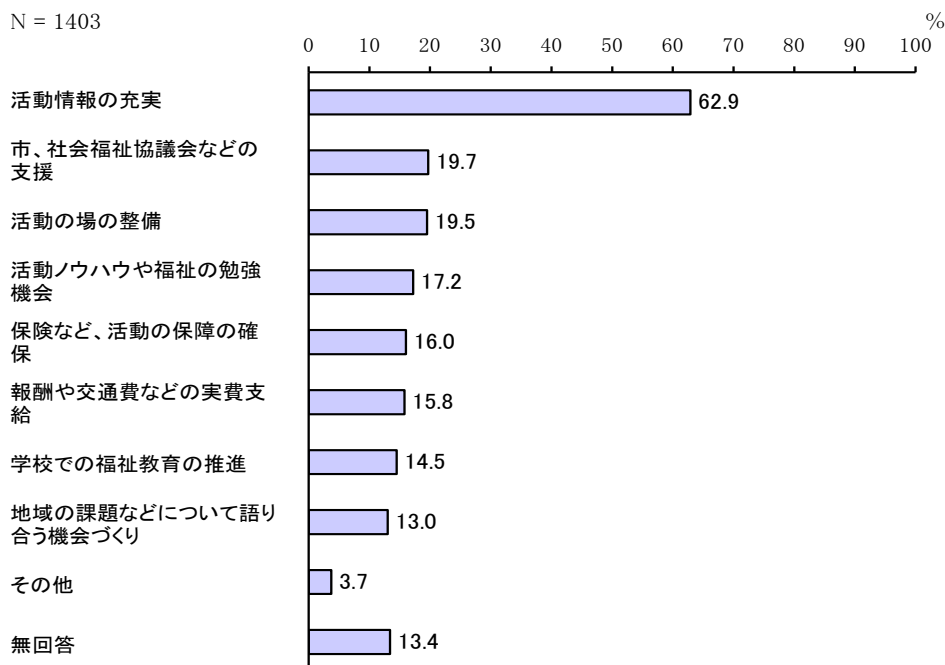
◆ ボランティア活動に参加した理由は何ですか？



◆ ボランティア活動に参加していない理由は何ですか？



◆ ボランティア活動に参加しやすくするため、特に重要と思うことは何ですか？

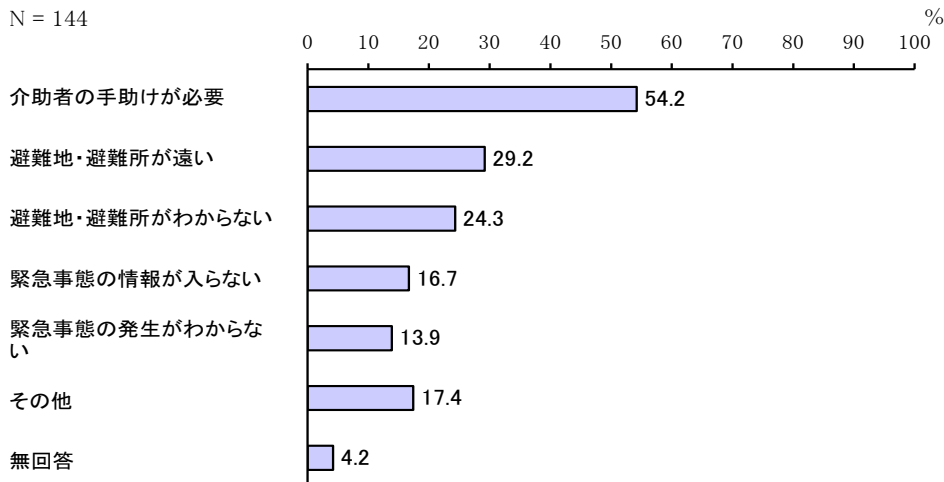


### 3 災害時の対応について

★災害時に自力で避難できますか？「できない」と回答した人が1割います。

- 災害時に「自力で避難できないと思う」の割合は 10.3%で、80 歳以上では 33.1%となっています。
- 自力で避難できない理由は、「介助者の手助けが必要」の割合が5割を超えており、次に「避難地・避難所がわからない」の割合が高くなっています。緊急時には身近な介助者が必要であることが伺えます。
- 避難路や避難方法の確認については「確認している」の割合が 55.7%、「確認していない」の割合が 34.6%となっています。10~20 歳代と 80 歳代で「確認していない」の割合が高くなっています。

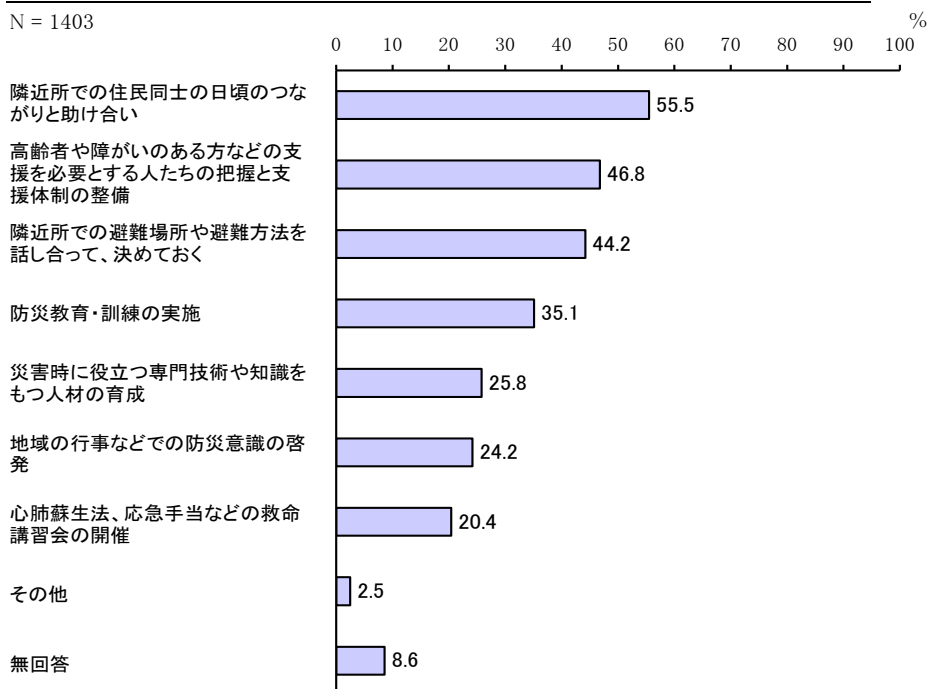
◆自力で避難できないと思う理由は何ですか？



★災害時に備え、日ごろからの地域のつながりを求めています。

- ・地域住民の防災意識や自分たちで地域を守る意識は高まっています。
- ・災害時に備えて地域で必要なことは「近隣の住民同士の日ごろのつながりと助け合い」の割合が 55.5%と最も高く、次いで「高齢者や障がいのある人などの支援を必要とする人たちの把握と支援体制の整備」の割合が 46.8%、「避難場所や避難方法を話し合っ、決めておく」の割合が 44.2%となっています。

◆災害時に向け地域でどのような備えが必要だと思いますか？



#### 4 地域安心生活サポート事業と社会福祉協議会の活動について

**★地域で福祉をけん引する担い手が必要です。**

- 地域安心生活サポート事業の認知度、お互いさまサポーターの認知度は、60～74歳の比較的元気な高齢者が多いと考えられる世代で認知度が高くなっています。
- お互いさまサポーターを知っている人の中でサポーターに登録している人の割合は、16.2%です。



## 第Ⅱ章 用語解説

文章中に「※」を付けている語句・用語等を掲載しています。

### 【あ行】

#### ・アウトリーチ（P66）

手を差し伸べることが原義。文化の分野では、文化に触れることが少ない人、関心のない人などに対して、積極的に手を差し伸べ、文化とのふれあいを創出する活動を意味する。一般的には、施設外での活動を指すことが多いが、施設内であるか外であるかは本来の意味にはない。

#### ・NPO（P78）

Non-Profit Organization（民間非営利団体）の略で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利事業に自主的に取り組む、特定非営利活動法人及び、ボランティア団体や市民活動団体等の任意団体のこと。

### 【か行】

#### ・共同募金（P90）

社会福祉法に「地域福祉を推進するための財源」として位置付けられており、募金活動を通じ助け合いの心を普及し、寄付を通じ地域福祉の推進に参加していく効果が期待されている。

#### ・高齢化率（P13）

総人口に占める65歳以上人口の割合を百分率で表示した数値。

#### ・子育て支援センター（P32）

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や、育児不安等についての相談・指導、子育てに関する情報の提供等、子育てに悩みや不安をもつ親たちに対して育児支援を行う施設。

### 【さ行】

#### ・災害救援ボランティアセンター（P59）

災害発生時に、社協や逗子災害ボランティアネットワークが中心となり、避難所等に開設されるボランティアの需給調整を行う組織をいう。被災者のニーズとボランティア活動を結びつけて、円滑な支援活動をめざす。

・在宅医療連携拠点（P 2 1）

地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャーなどの多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、在宅医療を提供する機関等のこと。

・小規模多機能型居宅介護（P 2 4）

要介護認定者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けることのできるサービスで、1事業所あたりの登録が25人以下の小規模で行われるもの。

・自主防災組織（P 5 9）

災害対策基本法第5条第2項に規定する地域住民による任意の防災組織。主に町内会、自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

・住民参加型サービス（P 7 2）

地域住民が自発的・主体的に参加する、公的サービスだけでは賄いきれない地域の福祉ニーズを解決するためのサービス（食事サービス、買い物支援サービス等）をいう。

・逗子あんしんセンター（P 8 2）

日常生活において、福祉サービスの十分な利用や、財産の管理及び保全が困難な高齢者や障がいのある人に対して、福祉サービスの利用支援、日常的金銭管理、書類等預かりサービスを行うとともに、弁護士による相談事業を行っている。

・生活習慣病（P 2 0）

従来用いられていた「成人病」対策が、二次予防（病気の早期発見・早期治療）に重点をおいていたのに加えて、生活習慣の改善を中心にした一次予防（健康増進・発病予防）に重点を置いた対策を推進するために新たに導入された新しい考え方。食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症・進行に関係する疾患群で、高血圧、糖尿病、脂質異常症などがある。

- ・成年後見制度利用支援事業（P 8 2）

成年後見制度について、対象者に身寄りがないなどの理由により、支援が必要であると認められる場合、親族に代わって市長が申立てをし、それに伴う経費（後見人報酬、申立手数料、鑑定費用）の立替えや助成を行う事業。

## 【た行】

- ・体験学習施設「スマイル」（P 3 1）

平成 26 年 4 月に第一運動公園内に開所した施設で、小さい子どもと保護者が憩う場所、中学・高校生の居場所、生涯学習からスポーツまで色々な活動をする場所、様々な世代が交流する場所、いざという時の防災拠点などの機能を兼ね備えたもの。スマイルは愛称。

- ・地域担当職員（P 6 4）

市が住民自治協議会に対して行う人的な支援として、小学校区ごとに配置する職員。住民自治協議会の設立や円滑な運営、地域課題の解決に係る情報提供や助言などを行う。

- ・通所介護（P 2 4）

デイサービスセンターなどに日帰りで通い、食事、入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーション面での支援などが受けられる事業。

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P 2 4）

居宅の要介護者が定期的な巡回介護、または随時通報によりそのものの居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の世話を受けることのできるサービス。

- ・特定健診（P 2 0）

2008 年度（平成 20 年度）から各保険者が 40 歳から 74 歳までの加入者に対し実施することが義務付けられるメタボリックシンドロームの予防と解消を目的とした健診をいう。

## 【な行】

- ・ニート（P 3）

Not in Employment, Education or Training の略称で、職業にも学業にも職業訓練にも就いてない、あるいは、就こうとしない若者のこと。

・認知症サポーター（P26）

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支援するため「認知症サポーター養成講座」を受講した人。

・ノーマライゼーション（P27）

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方。

**【は行】**

・発達障害者支援法（P27）

発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことや、学校教育において発達障害者の支援、発達障害者の就労の支援を行うことにより、発達障害者の自立および社会参加を図るための法律（平成17年施行）。

・ファミリーサポートセンター（P32）

小さな子どもを持つ保護者が安心して子育てできるように、子どもの預かりについて地域の人たちが互いに助け合っていくための会員制の相互援助活動を行うもの。育児の援助を受けたい会員を「依頼会員」、育児の援助を行いたい会員を「支援会員」という。

・ふれあい活動（P53）

家庭や地域で抱えている問題の解決を手助けするために、地域の人々が知恵を出し合い、解決することをめざし、互いの顔の見える関係を構築し、交流する活動をいう。総合計画では、ふれあい活動の拠点を2022年度（平成34年度）までに市内20か所整備することをめざす。

・訪問介護（P24）

ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や、炊事、掃除、洗濯などの生活援助を行う事業。

・ポータルサイト（P30）

インターネットを利用する際、最初に閲覧されるような利便性の高いウェブ・サイトの総称。ポータル（portal）は、玄関、入口の意味。

### 【ま行】

#### ・メタボリックシンドローム（P 21）

内臓脂肪症候群のこと。内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態をいう。

### 【や行】

#### ・要支援・要介護認定者（P 10）

介護保険を利用する際に、認定調査、介護認定審査会による審査等により、どれくらい介護サービスが必要かを判断する。その結果、要介護1～5の認定を受けた場合は「要介護認定者」となり、要支援1～2の認定を受けた場合は「要支援認定者」となる。

### 【ら行】

#### ・リハビリテーション（P 27）

障がいのある人や高齢者などに対して、生活の質を高めることをめざし、医学的訓練のほか、障がいのある人の社会的な自立と参加のために行う総合的な援助。

#### ・療育（P 27）

障がいのある子どもや心身の発達に心配がある子どもを対象に、人とかかわる力や考える力、社会に適應する力、生活能力の向上にむけて集団や個別、その他必要な支援を行うもの。

## 第三章 策定体制及び策定経過等

### 1. 逗子市福祉プラン推進本部要綱

平成3年10月1日

施行

改正 平成16年5月25日

平成18年4月1日

平成19年4月1日

平成21年4月1日

平成23年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市総合計画の基本構想を踏まえ、かつ、逗子市福祉プラン（逗子市地域福祉計画）に基づき、本市が目指す「共に生きる心豊かなまち」の実現に向け、逗子市福祉プラン推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉プランの基本的な構想、基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (2) その他福祉プランの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は副市長、副本部長は福祉部長をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 経営企画部次長、総務部次長、市民協働部次長、福祉部次長、環境都市部次長、消防次長、教育部次長及び秘書広報課長
- (2) その他本部長が認める者

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協力の要請)

第5条 本部長は、特に必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会等)

第6条 推進本部に第2条に規定する事項の個別事項について連絡調整又は協議をするため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の部会員は、市職員のうちから本部長が指名する。

3 部会にそれぞれ部会長及び副部会長を置き、部会長は第1項の個別事項を所管する福祉部次長をもって充て、副部会長は部会長が指名する。

4 部会は、第1項の連絡調整又は協議を完了し、その結果を推進本部に報告したときをもって解散する。

5 第4条第1項の規定は部会長について、同条第2項の規定は副部会長について準用する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は社会福祉課において処理するほか、前条に規定する部会の庶務は、それぞれの部会の事務を所掌する課かいにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月20日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月25日から施行する。

附 則



この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 2. 逗子市福祉プラン（逗子市地域福祉計画）・逗子市地域福祉活動計画懇話会 運営要綱

平成25年4月1日

逗子市要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、逗子市における地域福祉を総合的に推進するため、逗子市福祉プラン（逗子市地域福祉計画）の推進に関すること並びに逗子市福祉プラン（逗子市地域福祉計画）及び逗子市地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を一体的に策定することについて、広く市民、関係者等の意見を聴取することを目的に、逗子市福祉プラン（逗子市地域福祉計画）・逗子市地域福祉活動計画懇話会（以下「懇話会」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

（メンバー）

第2条 懇話会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 公共的団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 自治会・町内会等から推薦を受けた者
- (5) その他市長が必要があると認めた者

2 懇話会の参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

（座長及び副座長）

第3条 懇話会に座長及び副座長を置き、メンバーの互選により定める。

2 座長は、懇話会の会議の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（アドバイザー）

第4条 市長は、懇話会の開催に当たり、知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

（協力の要請）

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、社会福祉課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 逗子市福祉プラン懇話会運営要綱（平成23年4月1日施行）

(2) 逗子市地域福祉計画策定等検討会運営要綱（平成23年4月1日施行）

3. 逗子市福祉プラン（逗子市地域福祉計画）・逗子市地域福祉活動計画策定等  
懇話会委員名簿（平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）

1. メンバー（要綱第 2 条関係）（順不同、敬称略）

選出区分	所属団体等	氏名（フリガナ）
公募による市民	公募市民	イワハシ マコ 岩橋 誠
公共的団体の推薦を 受けた者	社会福祉法人逗子市社会福祉協議会	オガワ ケンイチ ○小川 研一（～H27.1.31）
	逗子市民生委員児童委員協議会	ワカナ トシタカ 若菜 敏孝
	逗子市ボランティア連絡協議会	イノウエ マニコ 井上 摩尼子
	逗子災害ボランティアネットワーク	キタガワ ユウコ 北川 祐子
	逗子市手をつなぐ育成会	ヤマモト ノリコ 山本 典子
		ナカノ ユミコ 中野 由美子（H26.7.28～）
逗子市育児サークル連絡協議会	ニシカタ ヨシコ 西方 佳子	
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会	ノジ イクトシ 野地 郁年	
関係行政機関の職員	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	サトウ ヒロミ 佐藤 弘美
		シゲマツ ミチコ 重松 美智子（H26.4.1～）
自治会・町内会等 から推薦を受けた者	池子区会選出	マスダ カツヨリ 増田 勝頼
	山の根自治会選出	タツムラ アツコ 龍村 敦子
	小坪区会選出	マツイ カツミ 松井 勝巳（～H26.8.31）
その他市長が必要が あると認められた者	逗子市福祉部長	ワダ カズユキ ◎和田 一幸

◎は座長、○は副座長

2. アドバイザー（要綱第4条関係）

（順不同、敬称略）

氏名（フリガナ）	役職
関東学院大学教授 ヤマガチ ミル 山口 稔	逗子市福祉プラン懇話会、逗子市地域福祉計画策定等 検討会 アドバイザー
星槎大学准教授 トヨダ ムネヒロ 豊田 宗裕	逗子市地域福祉活動計画 委員

#### 4. 計画策定の経過

◆逗子市福祉プラン（逗子市地域福祉計画）・逗子市地域福祉活動計画策定等懇話会、逗子市福祉プラン推進本部ほか 開催状況

回数	開催年月日	議題
平成 25 年度 第 1 回懇話会	2013 年(平成 25 年) 5 月 20 日 (月)	①座長・副座長の選出について ②平成 24 年度地域安心生活サポート事業について ③次期計画策定について
平成 25 年度 第 2 回懇話会	2013 年(平成 25 年) 7 月 26 日 (金)	①計画の概念について ②アンケート調査について
平成 25 年度 第 3 回懇話会	2014 年(平成 26 年) 1 月 20 日 (月)	①アンケート調査及び関係団体ヒアリング調査結果報告 について ②逗子市福祉プラン 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福 祉活動計画骨子案について ③タウンミーティングについて
タウン ミーティング	2014 年(平成 26 年) 4 月 20 日 (日)	『住民主体の地域福祉活動を考える』 ～逗子市福祉プラン 逗子市地域福祉計画・逗子市地域 福祉活動計画一体化策定に向けて～ 【基調講演】山口 稔 氏（関東学院大学教授） 【パネルディスカッション】 ・豊田 宗裕氏（星槎大学准教授） ・野地 郁年氏（神奈川県社会福祉協議会 地域福祉推進 部長） ・龍村 敦子氏（山の根自治会会長、逗子市ボランティア 連絡協議会副会長） ・山上 寿美氏（逗子市民生委員児童委員協議会副会長、 お互いさま逗子 3・4 見守りサポーターチーム）
平成 26 年度 第 1 回懇話会	2014 年(平成 26 年) 6 月 27 日 (金)	①現計画の進捗状況について ②アンケート調査結果及び地区別意見交換会結果報告に ついて ③逗子市福祉プラン 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福 祉活動計画骨子案について
平成 26 年度 第 2 回懇話会	2014 年(平成 26 年) 8 月 6 日 (水)	①現計画の進捗状況における各メンバー等からの意見に ついて ②逗子市福祉プラン 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福 祉活動計画骨子案について

平成 26 年度 第 3 回懇話会	2014 年(平成 26 年) 10 月 3 日 (金)	①逗子市福祉プラン 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画骨子案について
平成 26 年度 第 4 回懇話会	2014 年(平成 26 年) 11 月 6 日 (木)	①逗子市福祉プラン 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画案について
平成 26 年度 第 5 回懇話会	2014 年(平成 26 年) 12 月 12 日 (金)	①逗子市福祉プラン 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画案について
福祉プラン 推進本部	2015 年(平成 27 年) 1 月 8 日 (木)	①逗子市福祉プラン 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画パブリックコメント案について
平成 26 年度 第 6 回懇話会	2015 年(平成 27 年) 3 月 2 日 (月)	①逗子市福祉プラン 逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画パブリックコメント実施結果報告について

#### ◆小学校区別意見交換会開催状況

地 区	日 時	内 容
逗子小学校区	2014 年(平成 26 年) 4 月 24 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逗子市福祉プラン 地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画一体化策定について</li> <li>・アンケート調査及び関係団体ヒアリング調査の結果報告について</li> <li>・意見交換会</li> </ul>
沼間小学校区	2014 年(平成 26 年) 3 月 28 日 (金)	
久木小学校区	2014 年(平成 26 年) 4 月 23 日 (水)	
小坪小学校区	2014 年(平成 26 年) 3 月 27 日 (木)	
池子小学校区	2014 年(平成 26 年) 3 月 26 日 (水)	

◆計画素案に関する意見聴取（まちづくりトーク・パブリックコメント）

まちづくり トーク	開催日	2015年（平成27年）1月17日（土）
	意見総数	5件
パブリック コメント	募集方法	市ホームページ掲載
		社会福祉課、情報公開課、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、福祉会館、保健センター、高齢者センター、青少年会館、体験学習施設、小坪公民館、沼間公民館、図書館
	意見募集期間	2015年（平成27年）1月29日（木）から 2015年（平成27年）2月27日（金）まで
	意見総数	0件



## 【当懇話会アドバイザーから、市民のみなさんに向けてメッセージ】

### ◆山口 稔 先生

私は、懇談会の議論のなかで、とくに計画に参加し提案する市民の「住民感覚」「庶民感覚」を大切にしてきました。それは、「弱い立場にある人たちの視点」であり、「消費者、利用者、生活者の感覚」であり、みずからが主体的・自主的に行動するという「市民の意思」そのものです。

本懇談会での計画づくりの過程は、市民や団体・行政が互いに理解し合い、協働の仕組みづくりをつくりあげるものでした。その結果、本計画は市民生活の個別の問題を解決するだけでなく、人と人とを結ぶもの、日常性を重視して新しい生活を創造していくものとなりました。

本計画のもっとも重要な主体として市民が位置づけられています。つまり、市民が地域福祉の主人公であることから、市民は福祉サービスの受け手としてだけでなく、地域福祉活動の確かな担い手として成長することが期待されています。それにより、市民を中心として市民生活にかかわるさまざまな関係者が協力し合い、支え合い、地域における福祉課題の解決をすすめる過程を通して、逗子市の福祉コミュニティづくりがすすめられることになると思います。

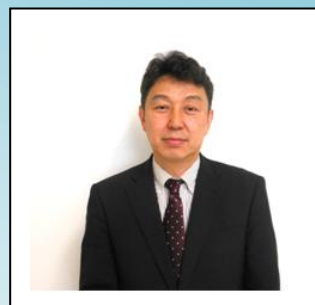


### ◆豊田 宗裕 先生

これまで地域福祉の計画策定にあたっては、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」が別々のものとして策定されてきましたが、地域福祉推進の理念や考え方、施策推進の方向性は共通しているものであり、共に連携していくことによってより大きな成果が生み出されるものと期待され、今回の協働策定が実現しました。

社会福祉協議会の立場からすれば、活動計画で展開されてきた様々な団体や機関の地域福祉実践が、公的機関との協働により、より幅広い展開ができるのではないかと考えています。フォーマル・サービス（公的な施策）とインフォーマル・サポート（私的な支援活動）が手を取り合い、互いに連携して地域づくりに取り組める体制を作ることが、この計画に一番期待する所です。

「計画は、つくれば終わり」というものではなく、如何にそれを実践していくかが重要でしょう。市民の皆さんに一人でも多く関心を持っていただき、よりよい地域づくりに活かすことができれば幸いです。



逗子市福祉プラン  
逗子市地域福祉計画・逗子市地域福祉活動計画  
～共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち～

---

2015年（平成27年）3月発行

逗子市  
〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号  
TEL：046-873-1111  
FAX：046-873-4520  
Eメール：syakai@city.zushi.kanagawa.jp  
ホームページ：http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/syakai/

.....  
逗子市社会福祉協議会  
〒249-0005 逗子市桜山5丁目32番1号  
TEL：046-873-8011  
FAX：046-872-2519  
Eメール：info@zushi-shakyo.com  
ホームページ：http://zushi-shakyo.com/